

地域の包摂的成長の実現に向けた 地域経済産業政策の方向性

令和6年5月14日

地域経済産業グループ

1. 問題意識と本日の論点

2. 基礎資料

- (1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方
- (2) 地域の産業政策支援の在り方
- (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

3. 足元で実施した施策等

- (1) 中堅企業政策関係
- (2) 産業立地政策関係
- (参考) デジ田総合戦略関係

1. 少子化対策をミッションとする、「地域の包摂的成長」の設定

- ① 少子化は、先進国・新興国共通の課題であり、市場成長期待の低下は、海外投資志向の一因でもある。
- ② 出生率・希望出生率がともに低下する中で、若者、特に女性は地元希望の仕事がないことから、東京圏に流入超過する傾向。
- ③ 一方で、東京圏に比較して、他の地域の方が、結婚・子育てに必要な実感的な可処分所得と可処分時間が相対的に豊かであり、結婚・子育てしやすい可能性に着目。
- ④ そこで、「経済産業政策の新機軸」の1つとして、
「地域において、
良質な雇用創出による若者の所得向上、
男女が子育てと両立でき、女性が活躍できる職場改革、
結婚・子育て・生活環境の整備を進めることで、希望出生率1.8を回復」
することをミッションとして設定。

2. ミッション実現に向けた地域経済産業政策の方向性

- ① ミッション実現に向けて、下記の3つの方向性に基づいて、施策の強化・深堀を進めていくべきではないか。
 - (1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方
 - (2) 地域の産業政策支援の在り方
 - (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

1. 問題意識と論点

(1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方

- ① 総人口より労働力人口の減少の進行が速く、高齢者や女性の労働参加率は既に高い水準にある中で、今後も構造的な労働供給制約は加速。若年層は更に希少資源化し、企業による獲得競争は激化すると想定。
- ② 特に地方部では、若者・女性の流出に歯止めがかからない中で、その定着に向けては、域内取引や域外販売を通じて地域経済を牽引する中堅・中小企業の中でも、新事業開発や省力化等の取組で生産性を高め、東京圏と遜色ない給与水準への賃上げや働き方改革等を精力的に行う企業をより多く創出するための支援を強化するべきではないか。
- ③ また、より積極的に、そうした企業のブランド力や発信力の向上を図ることが重要ではないか。加えて、そうした企業の経営改革等を通じた魅力度向上に資する支援を強化するべきではないか。

(議論のポイント)

① 十分な賃金と柔軟な働き方を実現する中堅・中小企業への集中支援（地域未来牽引企業制度の見直し）

- (イ) 地域経済の牽引役となる企業として、2017年度より、地域未来牽引企業を全国で約4,700者選定。補助事業での優遇措置や地方経済産業局による伴走支援を実施。
- (ロ) しかしながら、今後は、急激な人口減少により、構造的な人手不足となると予想。地域において、生産性を向上することにより、十分な賃金と柔軟な働き方等の魅力的な職場を実現することで人材を確保していく必要がある。
- (ハ) そのため、今後、地域未来牽引企業の更新にあたっては、選定基準を見直し、コネクター・ハブ機能（域外での販売額・域内の仕入額）等の既存の要件に加えて、賃金水準や働き方改革等の要件も追加してはどうか。

② 地域未来牽引企業への支援策の強化・深堀

- (イ) 地域未来牽引企業の中でも、こうした特に働き方改革等に熱心な企業が、人材確保を進めることができるよう、国としても、地域未来牽引企業の認知度やブランド力の向上に努めるべきではないか。
- (ロ) また、こうした企業の経営力の強化や人材の獲得・定着を行う取組等への支援を進めるべきではないか。

- ① 2017年より、**地域未来投資促進法**（以下、「地域未来法」）に基づき、**地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす事業の促進に向けた地方公共団体による取組を支援**。昨年、施行5年後の見直しとして、施行状況や経済社会環境の変化等を踏まえて、基本方針を改定し、自治体に求める役割を見直した。
- ② 今後、全国で急激な人口減少局面を迎える中で、**こうした自治体の取組を引き続き促進する一方**、地域未来法においては、中長期的かつ大局的な目線を関係者の間でそろえ、**地域特性を生かした産業政策を戦略的に講じる意欲の高い自治体の取組への支援を強化し、前向きな挑戦を後押ししていく**ことが必要ではないか。
- ③ 一方で、**人口減少等の厳しい状況にある地方**において、地域の経済活動にとって重要な産業を維持・発展するべく、どのような取組が必要か。例えば、人口減少が急速に進む地域において、**兼業・副業等による新たな挑戦者の参画等により、地域が一体となって持続可能性を高める取組の促進**が必要ではないか。

(議論のポイント)

① **地域特性を生かした戦略的な産業政策への支援**

- (イ) 足元では、**一つの基本計画で多数の対象分野が設定されているものもあるが**、人材等の資源に限りがある中で、GX等の環境変化も踏まえ、成果を最大化するため、それぞれの**地域特性を活かした産業政策を戦略的に講じる自治体の前向きな挑戦を後押しするべき**ではないか。
- (ロ) その場合、**分野の設定や自治体が行う環境整備等を含め、どのような対応が考えられるか。**

② **地域での持続可能性の向上**

- (イ) 今後、2050年までに、約2割の市町村（341市町村）において、人口が2020年比で半数未満になると推計。
- (ロ) こうした状況を踏まえ、**企業間や近接地域間での兼業副業を促進**するとともに、域内の企業群が一体となって十分な賃金や柔軟な働き方等を実現し、**域内外からの人材の獲得・育成・定着**に取り組むことで、人口減少が急速に進む地域においても、**持続可能性を高めるような取組を促進することが必要**ではないか。

1. 問題意識と論点 (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

a. 産業用地整備の促進

- ① 自治体へのアンケートによると、立地を検討する企業等からの増加する問い合わせに対応できる産業団地を確保できているのは1割未満。
- ② 需給ギャップが生じている中で、既に産業団地の造成に着手している自治体は30%未満に留まっている。産業団地を造成する際の課題として、「用地の確保」、「開発資金」、「産業インフラ（工水）」、「ノウハウを持つ職員」等が上位に挙がっている。
- ③ 一方で、法人が所有している低・未利用地（約9.3万ha）も、利活用が進んでいない状況。
- ④ 今後は、関係省庁とも連携し、こうした課題への対応も含め、産業用地整備をより一層促進するべきではないか。

（議論のポイント）

① 産業用地の整備

- (イ) 産業用地の整備に関して自治体が抱える課題に対し、昨年の総合経済対策において、産業用地整備の際に必要な土地利用転換を迅速化するとともに、交付金の対象範囲を産業立地に係る関連都市インフラの整備にも拡大。
- (ロ) 今後は、関連省庁と連携した、地域未来投法を活用した土地利用転換に関する事例集の作成に加えて、新たに行う自治体等による産業団地整備への伴走支援等の支援措置を着実に進める。
- (ハ) 更に、財政難やノウハウ不足を補う観点から、自治体と民間事業者が連携して産業用地の整備を進める取組も存在。今後は、こうした動きも含め、産業用地の整備を促進するべきではないか。

② 跡地・遊休地や既存の産業用地の有効活用の促進

- (イ) 新規の産業用地整備に課題がある一方で、法人が所有している低・未利用地（約9.3万ha）のうち、「5年前から低・未利用」であり、今後も「転換の予定はない」土地は5.6万haと、跡地・遊休地の利活用が進んでいない状況。
- (ロ) また、環境省の調査では、土壌汚染の可能性のある土地は約27万ha、うち土壌汚染対策費が多額となるため売却が困難と考えられる土地は約2.8万haとする試算もある。
- (ハ) こうした状況を踏まえ、企業や自治体による既存の跡地・遊休地等の活用に向けた取組を促進する必要があるのではないか。

1. 問題意識と論点 (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

b. 中長期的な需要も踏まえた工業用水道事業者の経営改善

- ① 近年は**経年劣化による漏水**が発生し、受水企業の操業に影響した例が増加。また、**自然災害の頻発化や激甚化が見られる**中で、工業用水道施設が被災し工業用水の供給に支障を生じる事故も発生。
- ② 一方で、**工業用水道事業において、法定耐用年数を超える管路の割合**は上水道と比較しても**高い割合で推移**。加えて、耐震化・浸水対策・停電対策といった**強靱化に向けた対応実施率も伸びていない**。
- ③ また、産業構造の変化等により、**工業用水事業者による給水量は減少**。施設稼働率は低下の一途を辿っており、足下でも、必要以上の設備を保持し、ランニングコストをかけている工業用水道事業者が少なくない可能性。
- ④ 低廉かつ安定的な工業用水の持続的な供給のためには、**経営を抜本的に改善**し、工業用水道事業者による投資の拡大を通じて**施設の老朽化や強靱化への対応を着実にこなしていくことが不可欠**。
- ⑤ 今後、地域経済産業分科会の下部組織である、**工業用水道政策小委員会において、こうした経営改善に向けた取組の在り方について、継続的に議論を行っていく**。

(議論のポイント)

工業用水道事業者の経営改善の促進

- (イ) 老朽化対策や強靱化対応を加速させていくためにも、例えばウォーターPPP等の民間活用や、効率化・合理化、高収益化といった**工業用水道事業者の経営改善を促すインセンティブを検討すべき**ではないか。

1. 問題意識と本日の論点

2. 基礎資料

- (1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方
- (2) 地域の産業政策支援の在り方
- (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

3. 足元で実施した施策等

- (1) 中堅企業政策関係
- (2) 産業立地政策関係
- (参考) デジ田総合戦略関係

(1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方

- ① 総人口より労働力人口の減少の進行が速く、高齢者や女性の労働参加率は既に高い水準にある中で、今後も構造的な労働供給制約は加速。若年層は更に希少資源化し、企業による獲得競争は激化すると想定。
- ② 特に地方部では、若者・女性の流出に歯止めがかからない中で、その定着に向けては、域内取引や域外販売を通じて地域経済を牽引する中堅・中小企業の中でも、新事業開発や省力化等の取組で生産性を高め、東京圏と遜色ない給与水準への賃上げや働き方改革等を精力的に行う企業をより多く創出するための支援を強化するべきではないか。
- ③ また、より積極的に、そうした企業のブランド力や発信力の向上を図ることが重要ではないか。加えて、そうした企業の経営改革等を通じた魅力度向上に資する支援を強化するべきではないか。

(議論のポイント)

① 十分な賃金と柔軟な働き方を実現する中堅・中小企業への集中支援（地域未来牽引企業制度の見直し）

- (イ) 地域経済の牽引役となる企業として、2017年度より、地域未来牽引企業を全国で約4,700者選定。補助事業での優遇措置や地方経済産業局による伴走支援を実施。
- (ロ) しかしながら、今後は、急激な人口減少により、構造的な人手不足となると予想。地域において、生産性を向上することにより、十分な賃金と柔軟な働き方等の魅力的な職場を実現することで人材を確保していく必要がある。
- (ハ) そのため、今後、地域未来牽引企業の更新にあたっては、選定基準を見直し、コネクター・ハブ機能（域外での販売額・域内の仕入額）等の既存の要件に加えて、賃金水準や働き方改革等の要件も追加してはどうか。

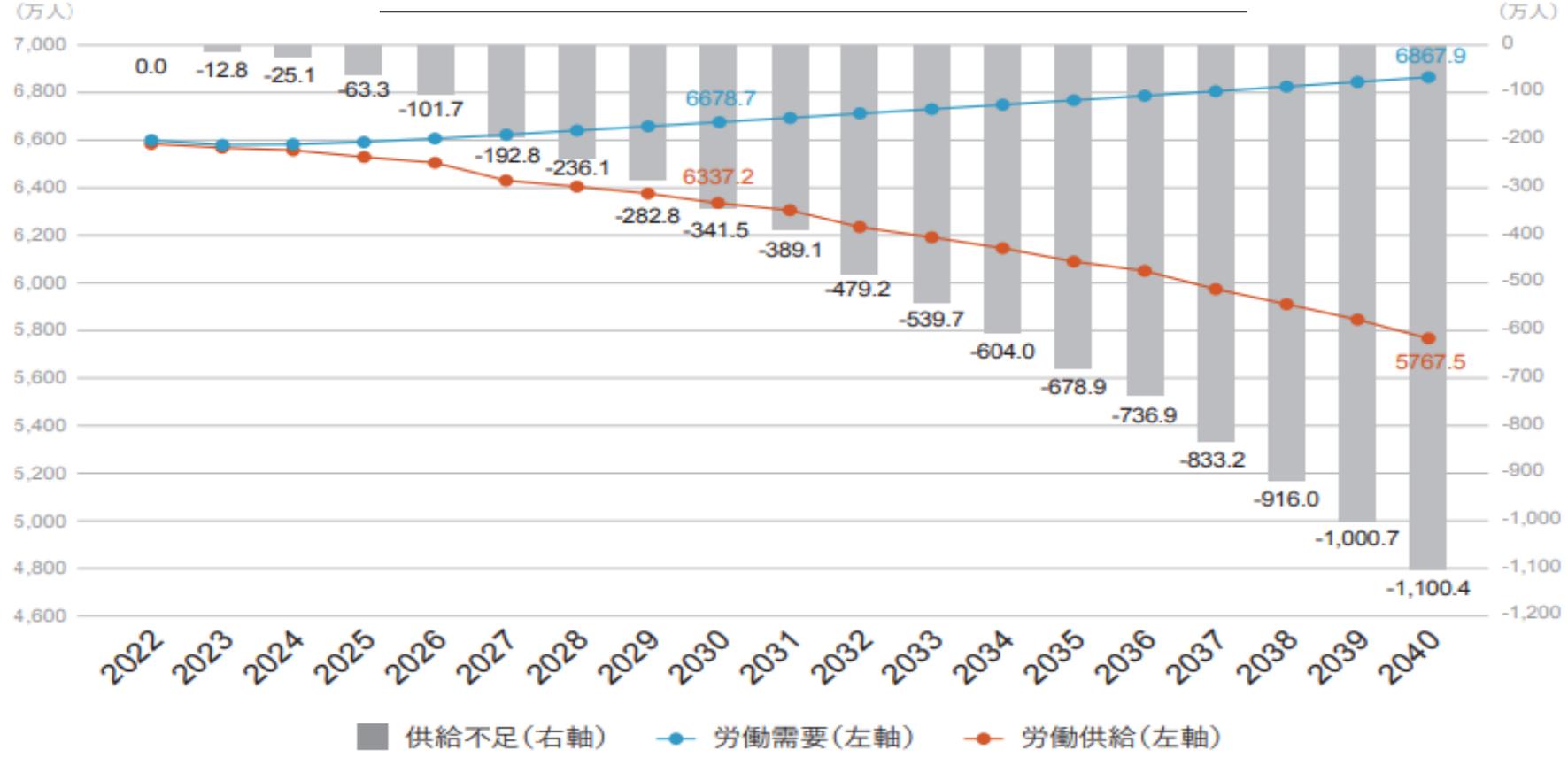
② 地域未来牽引企業への支援策の強化・深堀

- (イ) 地域未来牽引企業の中でも、こうした特に働き方改革等に熱心な企業が、人材確保を進めることができるよう、国としても、地域未来牽引企業の認知度やブランド力の向上に努めるべきではないか。
- (ロ) また、こうした企業の経営力の強化や人材の獲得・定着を行う取組等への支援を進めるべきではないか。

構造的人手不足

● 民間の研究所によると、**2040年には1,100万人分の労働供給が不足する**という将来予測もある。

労働供給と労働需要に関するシミュレーション



(注) シミュレーションモデルは労働政策研究・研修機構『労働力需給の推計—労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計—』の方法を参考にリクルートワークス研究所が構築。シミュレーションは「需要ブロック」「供給ブロック」「需給調整ブロック」で構成され、2019年以前の実績データから将来の予測式を導出。
 需要ブロック：各産業での生産額、賃金、労働時間等から就業者数の変化率を推計。
 供給ブロック：性・年齢階級別（女性は有配偶・無配偶別）に労働力率を推計。労働力率に影響する変数には失業率、進学率、実質賃金など様々なものがあり、対象ごとに異なる組み合わせで予測式を導出。得られた労働力率を将来人口推計に乗じることで労働力人口を推計。
 需給調整ブロック：有効求人倍率から失業率、賃金上昇率を推計。

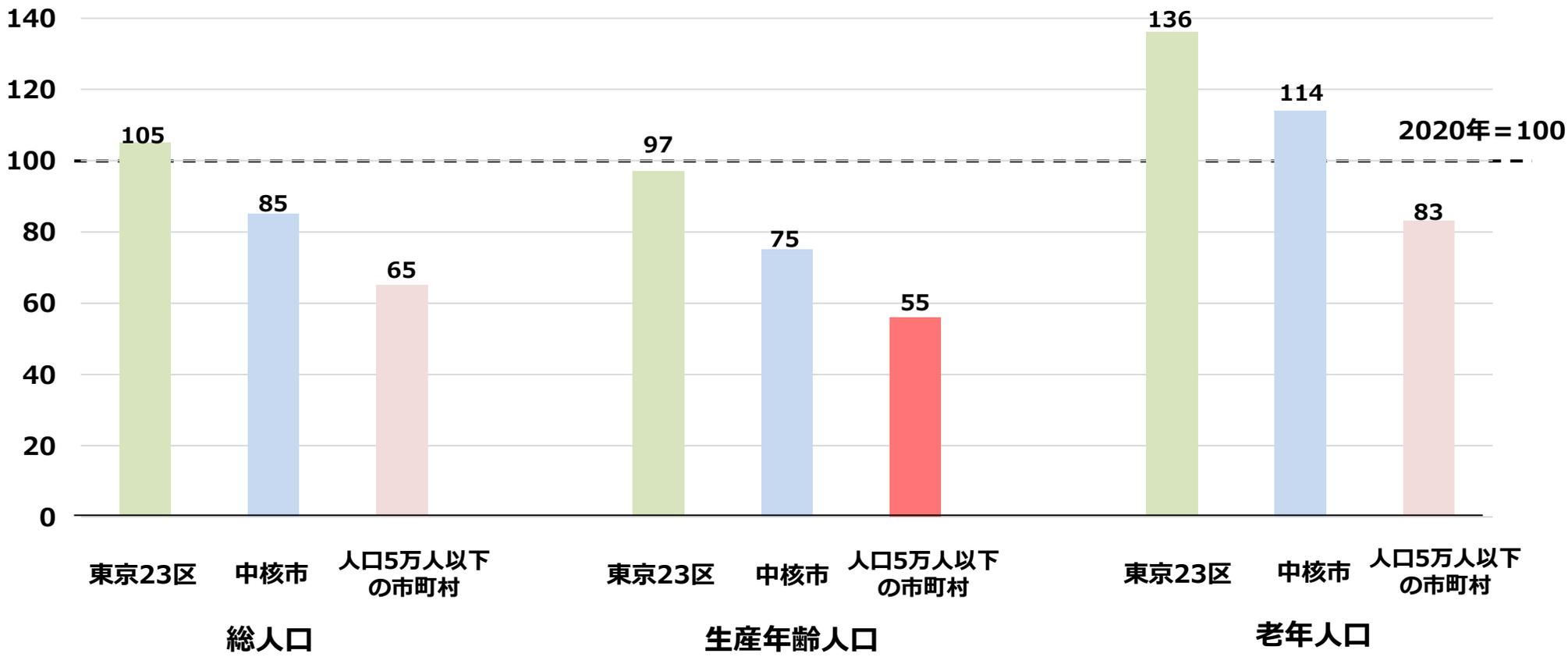
(出所) リクルートワークス研究所「未来予測2040」（2023年3月28日）

生産年齢人口が半減する市町村

● 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、少子高齢化の影響が現れるところ、特に人口5万人以下の市町村においては、2050年には生産年齢人口が約半数まで減少すると予測（2020年比）。

2050年における年齢階級別の人口推移

(2020年 = 100)



(注) 生産年齢人口：15～64歳 老年人口：65歳以上。中核市：人口20万人以上（政令指定都市を除く）。本グラフは2020年を100とした場合の指数表記。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（2023年12月22日）を基に作成。

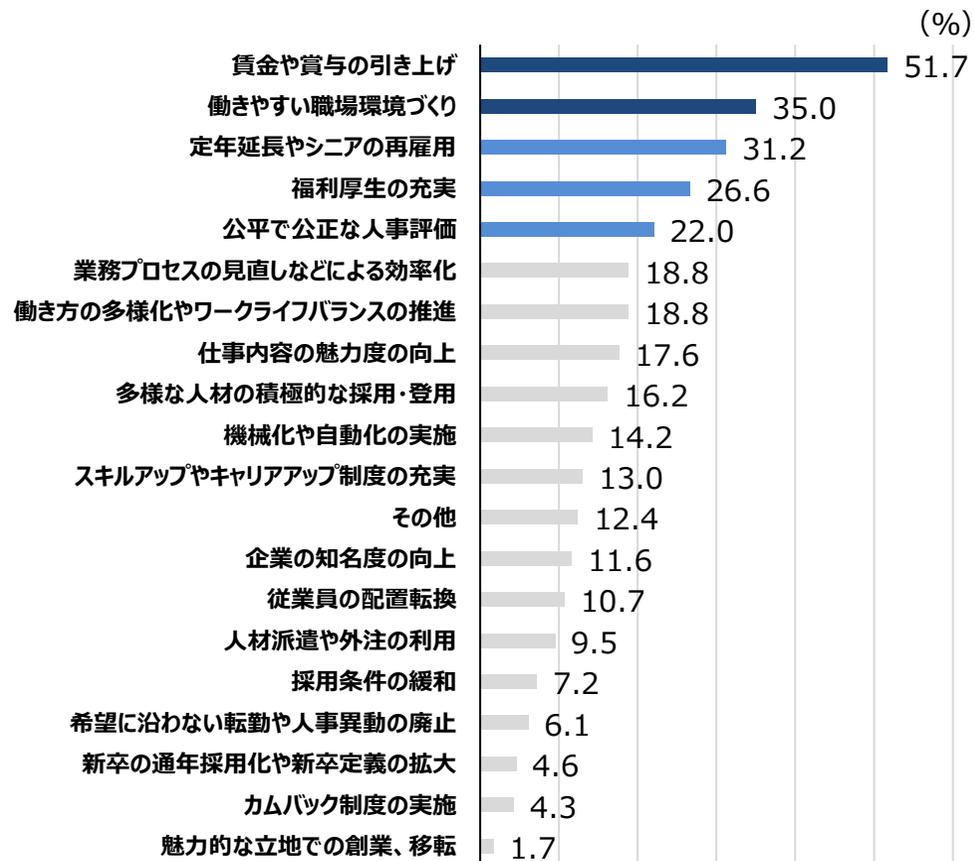
人手不足解消のカギは賃上げ・働きやすい職場環境づくり

- アンケートによると、人手が不足している企業は、条件に合う人材から応募がないことや業界の不人気をその原因と捉えている一方、人手が不足していない企業は、賃上げや働きやすい環境整備に取り組んでいる。

人手が不足している企業の、その要因



人手が不足していない企業の、その要因



(注) 株式会社帝国データバンクが企業における人材確保・人手不足の要因についてアンケートを実施。アンケート期間は2023年5月12日～16日。有効回答企業は1,033社。1,033社のうち、人手が不足している企業の「人手が不足している要因」、人手が不足していない企業の「人手が不足していない要因」に対する回答を集計。「人手が不足している」および「人手が不足していない」と回答のあった企業は、それぞれ689社および346社。

(出所) 株式会社帝国データバンク「人手不足解消のカギ、「賃上げ」が51.7%でトップ」(2023年5月17日)を基に作成。

地域未来牽引企業選定の取組

● 2017年12月、地域未来法の施行（同年7月）に合わせて、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、担い手候補となる地域の中核企業を経済産業大臣が選定開始。2018年、2020年と選定を重ねて、現在は約4,700者を選定している。

地域未来牽引企業の選定要件

定量的な基準（データ選定）は6指標で評価

1. コネクター度：各都道府県の域外販売額に占めるシェア
2. ハブ度：各都道府県の域内仕入額に占めるシェア
3. 利益貢献度：過去3年間の営業利益の平均
4. 雇用貢献度：過去3年間の従業員数の平均
5. 利益成長率：過去3年間の営業利益の成長率の幾何平均
6. 雇用成長率：過去3年間の従業員数の成長率の幾何平均

各指標を偏差値化し各都道府県ごとに上位企業を抽出

定性的な基準（推薦選定）は3指標で評価

1. 事業の特徴：地域特性,新規性,独創性,成長性,その他
2. 経営の特徴：経営者,経営手法,その他
3. 地域貢献期待：地域内事業者との取引額,売上
雇用者数,給与支払額等の増加,その他

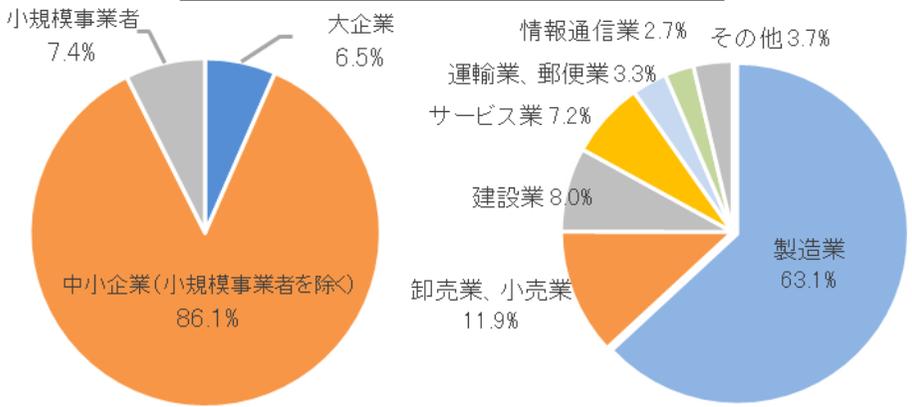
※推薦主体：自治体、経済団体、業界団体、金融機関、報道機関
その他支援団体等

地域未来牽引企業向けの主な支援措置

- ・ 補助事業等における優遇措置
各種補助事業において、地域未来牽引企業を対象とした優遇措置（審査時の加点措置等）を実施。
- ・ 地域未来コンシェルジュ
各経済産業局に「地域未来コンシェルジュ」を配置し、企業を個別に訪問。様々な支援ニーズに対応。
- ・ ブランド力向上（ロゴマーク配布）
地域未来牽引企業のみが使えるロゴマークを整備。企業からの利用申請を受けて配布。



地域未来牽引企業の規模・業種



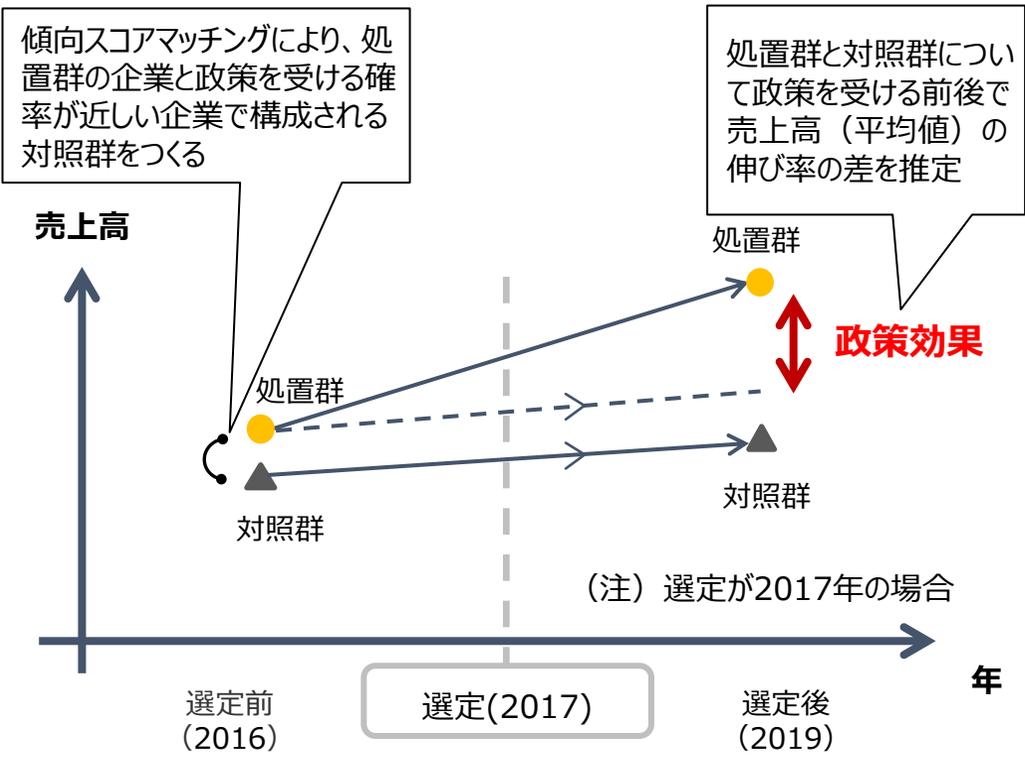
(注) 中小企業・小規模事業者は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法で定義。
 大企業は、中小企業基本法における中小企業及び小規模企業振興基本法における小規模事業者以外で定義。
 (出所) 株式会社帝国データバンク提供の企業情報を基に経済産業省作成（地域未来牽引企業4,730者／2024年5月時点）

2(1)①地域未来牽引企業

地域未来牽引企業制度の政策効果分析（2017-2020年）

- 地域未来牽引企業の売上高における高い伸び率が、支援策の効果で生じたものかどうか、政策の因果効果（政策効果）を対象とした分析（傾向スコアを用いた差の差分分析^(※)）を実施。
(※) 地域未来牽引企業（処置群）と類似の非選定企業（対照群）について選定前後の売上高の伸び率の差を推定
- 「売上高」の伸び率を政策のアウトカムとした分析において、**資本金が1億円以下の企業について明確な政策効果が確認できたが、資本金が1億円を超える企業については明確な政策効果は確認できなかった。**

政策効果分析の考え方



分析結果

選定年 (評価期間)	2017年 (3年)	2018年 (2年)	2020年 (2年)
資本金が1億円以下の企業	○	○	○
資本金が1億円を超える企業	○	—	—

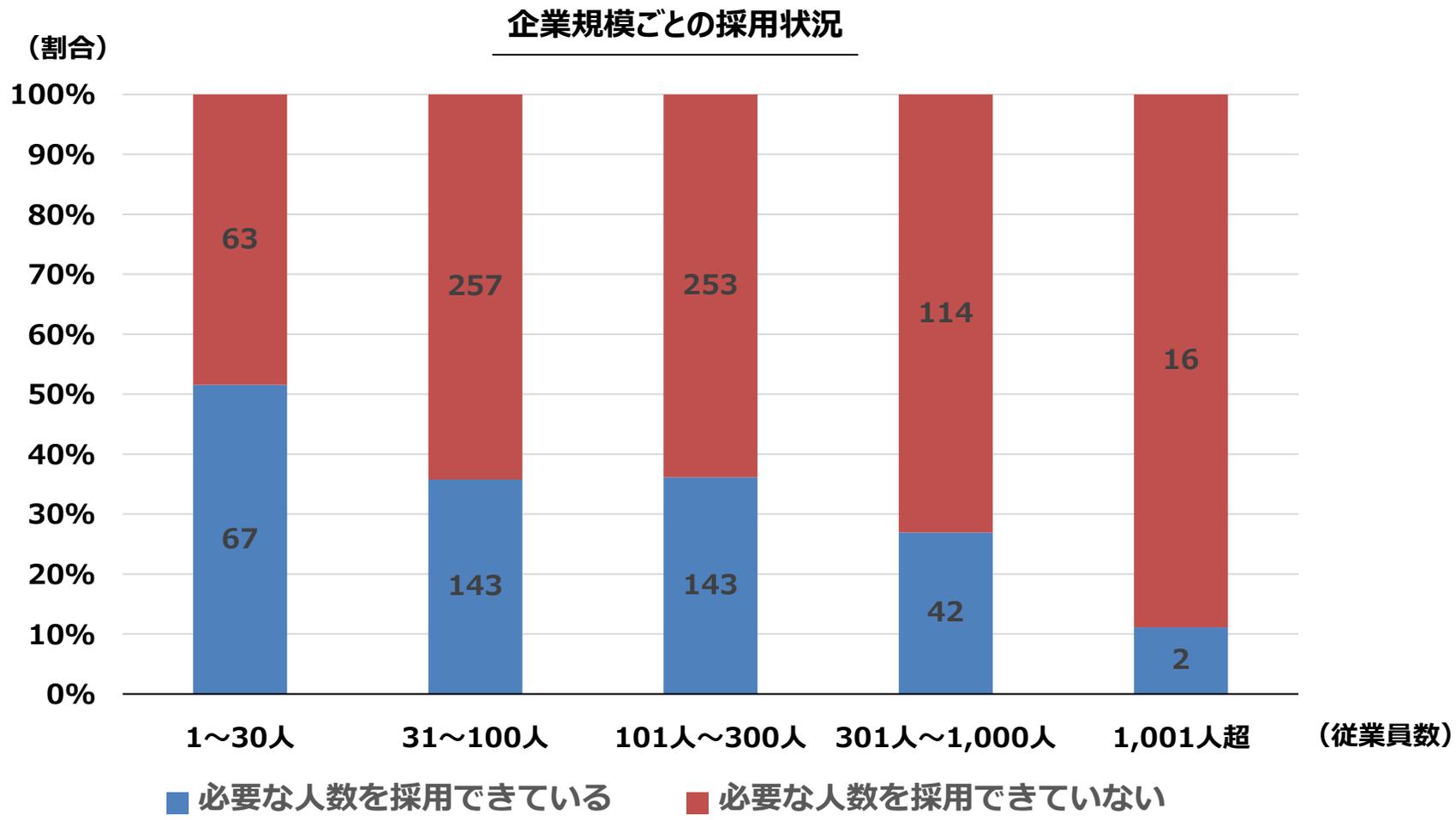
○：政策効果が統計的に認められる場合。

政策効果

選定年 (評価期間)	全体平均	2017年 (3年)	2018年 (2年)	2020年 (2年)
資本金が1億円以下の企業	4.61%pt	4.52%pt	1.88%pt	7.43%pt
資本金が1億円を超える企業	—	2.36%pt	—	—

人手不足の状況

● 地域未来牽引企業へのヒアリング調査によると、企業規模が大きくなるほど、必要な人数の採用が出来ていない。



(注) 2023年4月に、地域未来牽引企業4,678者を対象に調査を実施。「人材採用について必要な人数を獲得できていますか」という質問に対する回答を集計 (有効回答数: 1,101者)。

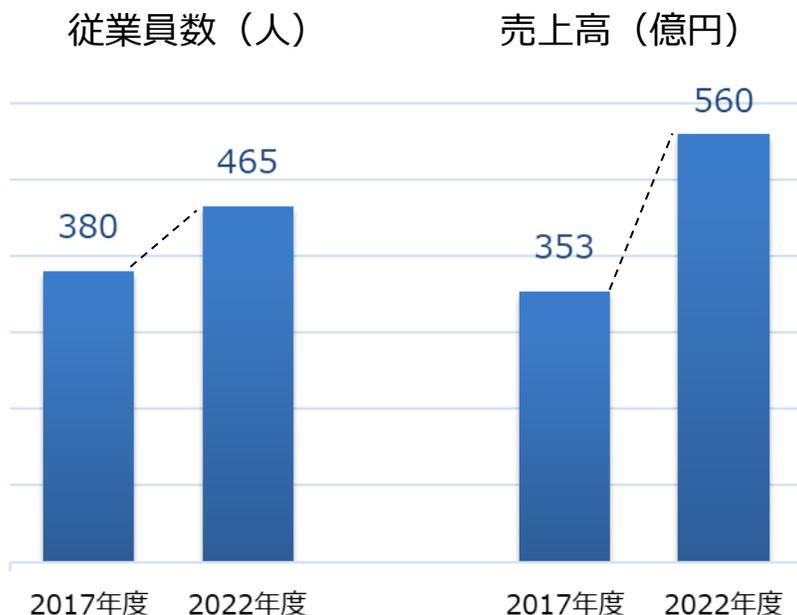
(出所) 地域未来牽引企業向けヒアリング調査を基に作成。

生産性を高め、魅力ある職場づくりに取り組む企業①

企業名：ナミックス株式会社（新潟県新潟市、2017年度地域未来牽引企業に選定）

- 絶縁材料・導電材料など、半導体周辺部品・電子部品材料等の研究開発・製造・販売等を営む企業。
- 研究開発・設備投資に力を入れ、**充実した設備環境**の中で**最先端の研究開発**に取り組み、10カ国に380件以上の特許登録及び26カ国に商標登録を保有しており、**半導体向け液状封止材では世界シェアの40%**を占めている。
- 世界で高いシェアを占める技術力を有し、最先端の研究開発に挑戦できる環境整備に加え、**若者・女性が働きやすい職場づくり**にも取り組み、**現在までに従業員数が約22%増加（2017年度比）**している。

従業員数と売上高の変化



生産性向上や魅力ある職場環境作りに向けた取組

- **毎年、売上の約10%を研究開発費に投資。**
- 2016年に、事業所内保育園を開園したほか、在宅勤務制度の導入等、柔軟な働き方を推進。



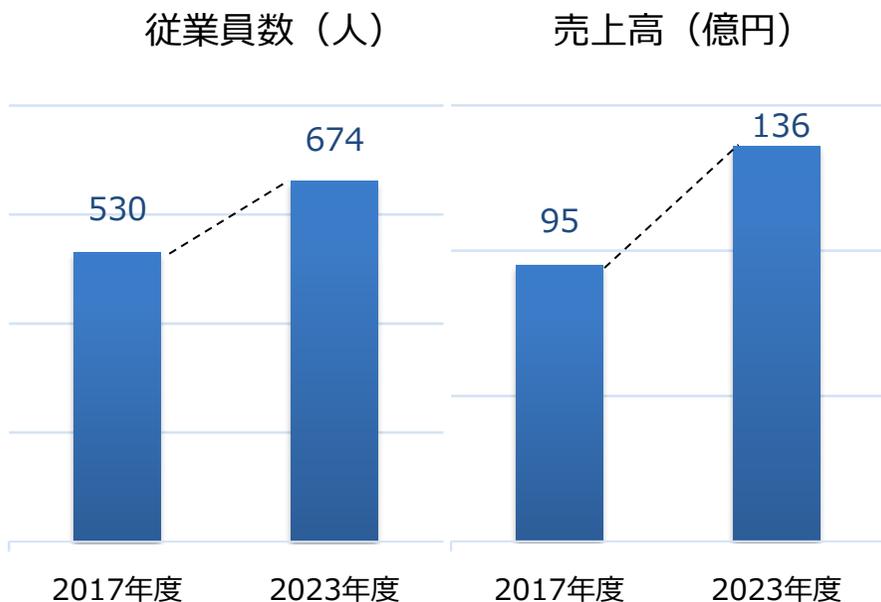
生産性を高め、魅力ある職場づくりに取り組む企業②

かしはらし

企業名：佐藤薬品工業株式会社（奈良県橿原市、2017年度地域未来牽引企業に選定）

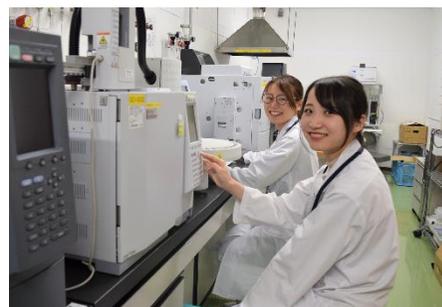
- 医薬品の製造販売や、健康食品・化粧品の企画販売を営む企業。
- 大手医薬品メーカーからの受託加工を事業の中心としつつ、**大学とも連携した自社製品の開発やJETROと連携した海外への販路拡大等**に取り組み、着実に営業利益を伸ばしている（2017年度比）。
- 女性の活躍支援にも積極的に取り組んでおり、両立支援の観点から、2013年度に事業所内託児所を開園。**テレワークや時短勤務等を導入して柔軟な働き方を実現**しており、2023年度にえるぼし認定（3段階目）を取得。**現在までに従業員数が約27%（2017年度比）増加**している。

従業員数と売上高の変化



生産性向上や魅力ある職場環境作りに向けた取組

- 社長交代にともなって、**2030ビジョンの策定**や、全社員からアイデア募集して商品化までを実現する**新事業展開**にチャレンジ。**海外事業部**にも注力しており、JETRO奈良がパートナーとなっている。
- 80以上の資格に適用される資格奨励金制度など、**従業員個人の成長にフォーカスした支援**を充実。



地域未来牽引企業の2025年度更新（選定）

- 2017年度以降、2度にわたり地域未来牽引企業を追加選定してきたが、2024年度に選定基準を見直し、2025年4月に更新・選定する予定。
- 地域未来牽引企業の2025年度更新（選定）にあたっては、選定基準を見直し、コネクター・ハブ機能（域外での販売額・域内の仕入額）、高い付加価値の創出（営業利益・従業員数）、企業の成長性（営業利益および従業員数の伸び率）の要件に加えて、賃金水準や働き方改革等の要件も追加してはどうか。

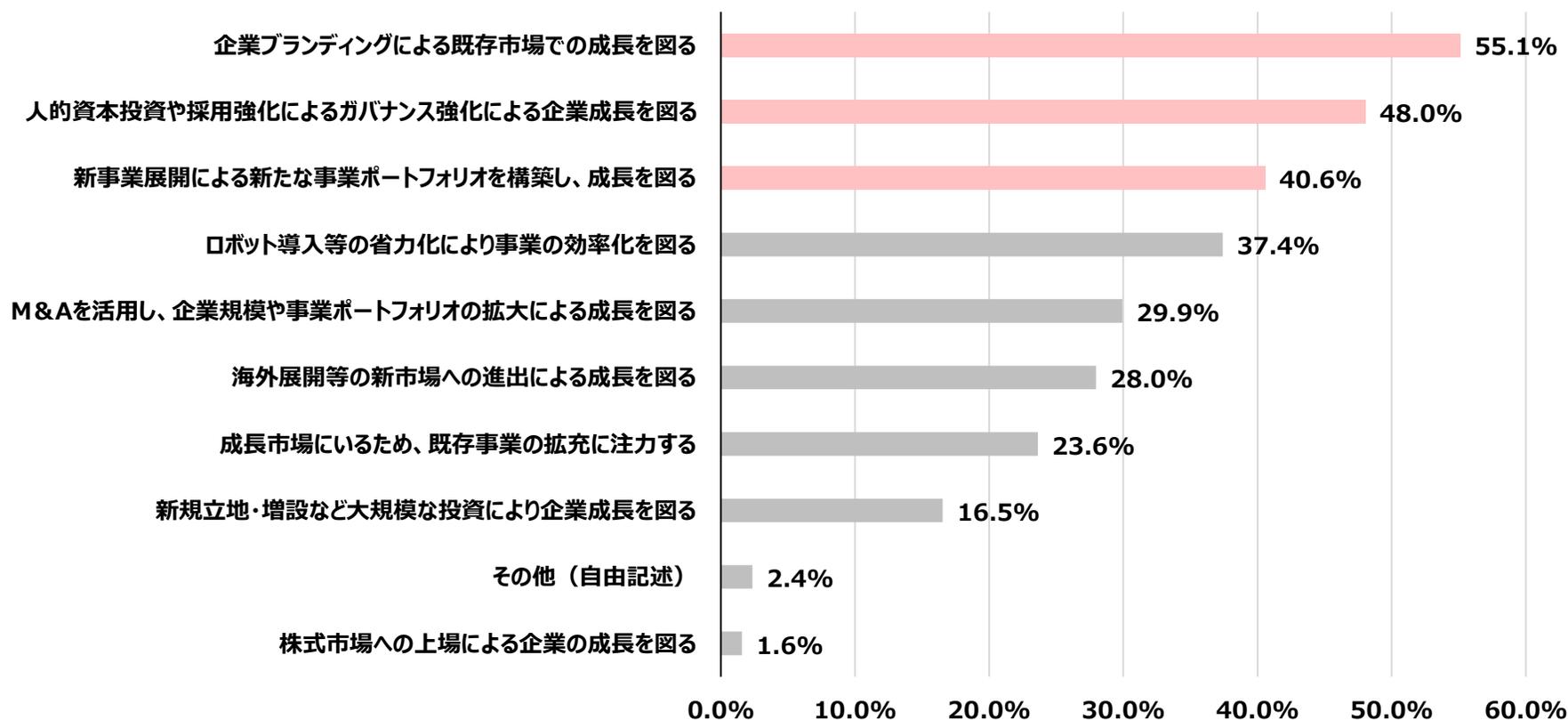
■ 2025年度更新（選定）スケジュール（案）



今後の成長に必要な取組

- 売上高等が一定規模以上の地域未来牽引企業へのヒアリング調査によると、今後の成長に必要な取組として、「**企業ブランディング（55%）**」、「**ガバナンス強化（48%）**」、「**新事業展開（41%）**」への関心が高い。

今後自社の成長に向けて必要な取組（複数回答可）



（注） 地域未来牽引企業のうち、売上高100億円以上もしくは正社員数が中小企業規模を超えて2,000人以下である企業を対象として、2024年1月、経済産業省が実施したヒアリング調査結果（有効回答数：254者）。

（出所） 地域未来牽引企業向けヒアリング調査を基に作成。

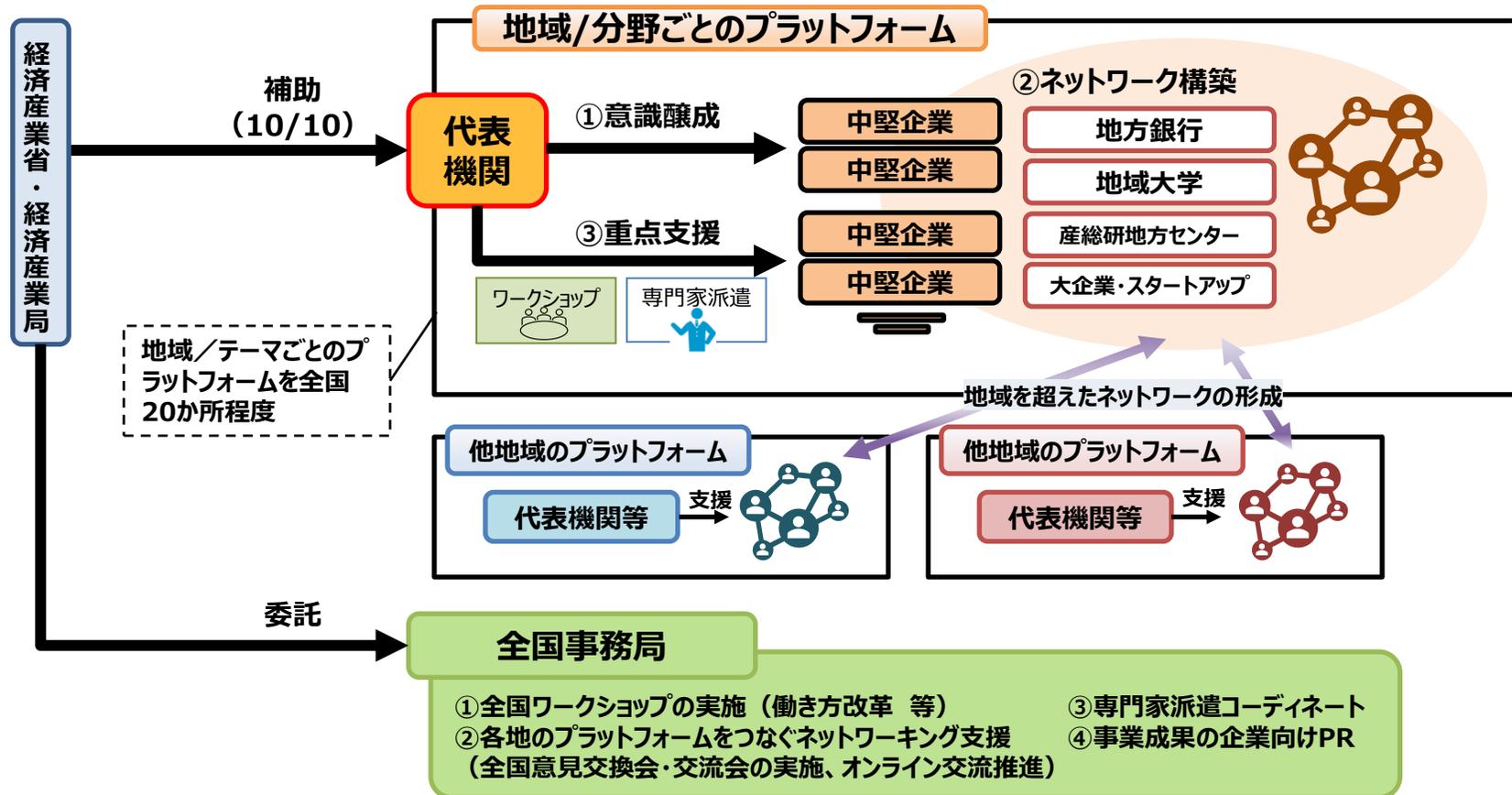
2(1)②支援策の強化・深堀

令和6年度「中堅・中核企業の経営力強化支援事業」

※予算額：5.4億円

- 地域の中堅・中核企業のさらなる成長に向けて、新事業展開を始めとした経営力強化に取り組む企業への支援を実施。
- 地域・分野ごとのプラットフォームを構築し、①新事業展開への意識醸成、②連携支援機関とのネットワーキング支援、③重点支援企業に向けてのハンズオン支援（高度な知識を有する専門家の派遣・ワークショップ等を一貫して行う）を実施。また、全国規模での働き方改革支援、全国大のネットワーク形成に取り組む。

【執行スキーム】



(2) 地域の産業政策支援の在り方

- ① 2017年より、**地域未来投資促進法**（以下、「地域未来法」）に基づき、**地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす事業の促進に向けた地方公共団体による取組を支援**。昨年、施行5年後の見直しとして、施行状況や経済社会環境の変化等を踏まえて、基本方針を改定し、自治体に求める役割を見直した。
- ② 今後、全国で急激な人口減少局面を迎える中で、**こうした自治体の取組を引き続き促進する一方**、地域未来法においては、中長期的かつ大局的な目線を関係者の間でそろえ、**地域特性を生かした産業政策を戦略的に講じる意欲の高い自治体の取組への支援を強化し、前向きな挑戦を後押ししていく**ことが必要ではないか。
- ③ 一方で、**人口減少等の厳しい状況にある地方**において、地域の経済活動にとって重要な産業を維持・発展するべく、どのような取組が必要か。例えば、人口減少が急速に進む地域において、**兼業・副業等による新たな挑戦者の参画等により、地域が一体となって持続可能性を高める取組の促進**が必要ではないか。

(議論のポイント)

① **地域特性を生かした戦略的な産業政策への支援**

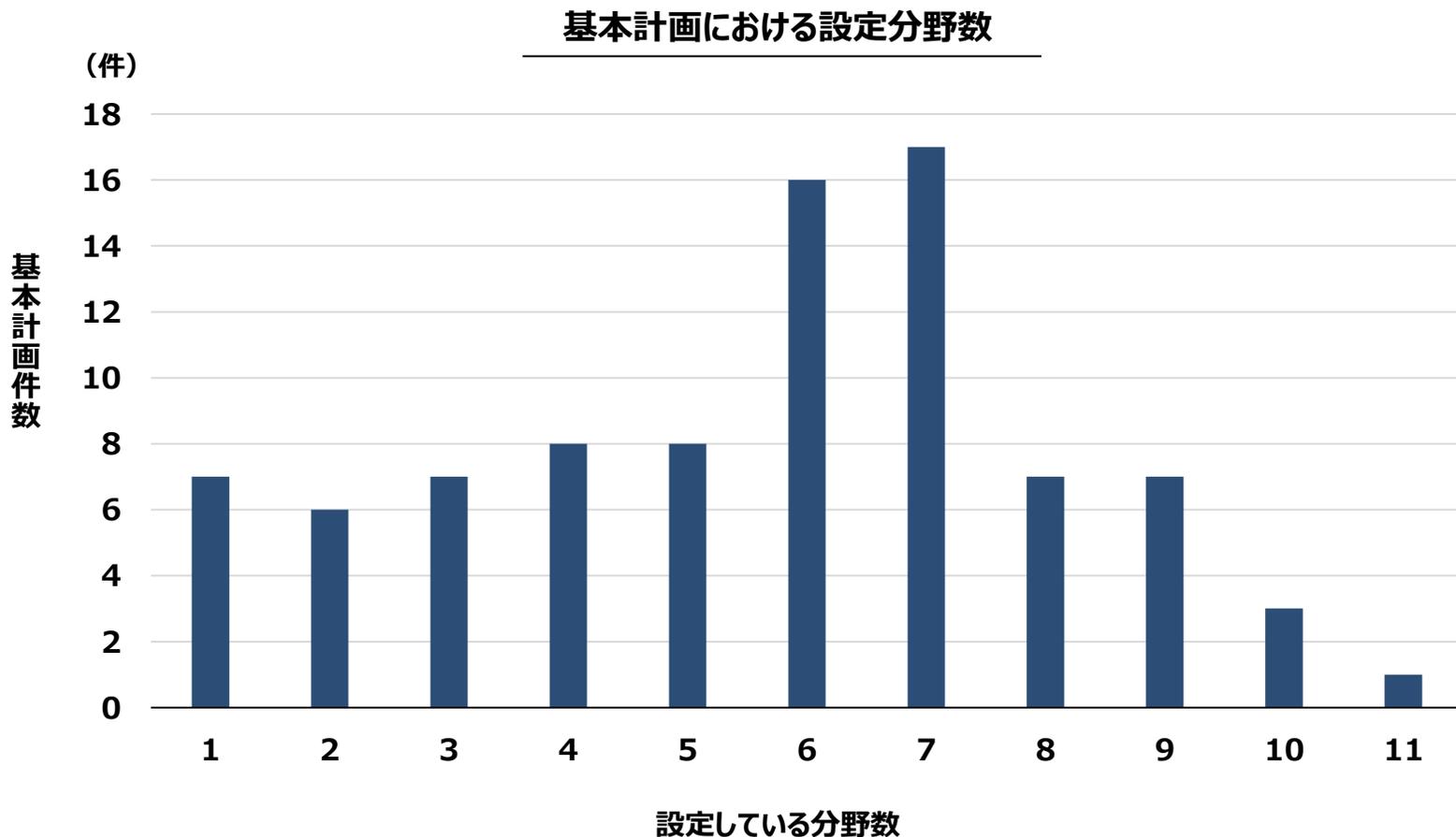
- (イ) 足元では、**一つの基本計画で多数の対象分野が設定されているものもあるが**、人材等の資源に限りがある中で、GX等の環境変化も踏まえ、成果を最大化するため、それぞれの**地域特性を活かした産業政策を戦略的に講じる自治体の前向きな挑戦を後押しするべき**ではないか。
- (ロ) その場合、**分野の設定や自治体が行う環境整備等を含め、どのような対応が考えられるか。**

② **地域での持続可能性の向上**

- (イ) 今後、2050年までに、約2割の市町村（341市町村）において、人口が2020年比で半数未満になると推計。
- (ロ) こうした状況を踏まえ、**企業間や近接地域間での兼業副業を促進**するとともに、域内の企業群が一体となって十分な賃金や柔軟な働き方等を実現し、**域内外からの人材の獲得・育成・定着**に取り組むことで、人口減少が急速に進む地域においても、**持続可能性を高めるような取組を促進することが必要**ではないか。

地域未来法に基づく基本計画の策定状況

- 基本計画では、地域経済牽引事業に求める要件として、**【地域の特性×地域の特性を活用する分野】**を記載することになっているが、**一つの基本計画のなかで多数の分野が設定**されているものもある。



(注) 1つの基本計画において地域の特性と活用する分野の組み合わせが複数設定されている場合、全ての組み合わせを集計。

(出所) 同意基本計画(※)を基に経済産業省作成(2024年4月末時点) ※単独市町村計画を除く

地域未来法における事業環境整備の取組

- 地域未来法附則第7条に基づく法律の施行後5年の検証を行い、施行状況や経済社会環境の変化を踏まえて、2023年7月、基本方針を改正。
- 地域経済牽引事業をさらに促進するため、**新たにGXやDXの促進支援、重要産業のサプライチェーン強靱化等、自治体に求められる事業環境整備に係る項目を追加。**

基本計画における事業環境整備の状況

事業環境整備8項目について設定している基本計画の数（2024年4月末時点で、同意基本計画は全体で225件）

<p>①スタートアップへの支援 地域において経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すため、「スタートアップ育成5か年計画」も踏まえたスタートアップへの支援が重要。</p>	78	<p>⑤賃上げ促進 労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境整備等を通じ、事業者の賃上げを促進していくことが重要。</p>	70
<p>②地域における重要産業の特定と戦略の策定・国の経済安全保障政策との調和 労働力需給の逼迫が見込まれる中、地域として特に高い付加価値を創出する重要産業を特定し、そのサプライチェーンの構築・強靱化戦略を策定することが重要。なお、その際、経済安全保障等の観点を踏まえ、必要な場合は、関連する国の方針との調和に努めることが望ましい。</p>	49	<p>⑥DX支援 労働力需給の逼迫が見込まれる中、デジタル技術の活用成否が企業・産業の競争力に直結することを踏まえ、生産性向上や新事業展開の切り札となるDXの地域の事業者への着実な実装を推進していくことが重要。</p>	86
<p>③人材確保に向けた支援 少子高齢化が深刻化し、労働力人口が減少する中、人材育成だけでなく、地域経済を牽引する事業者が必要とする人材（女性、若者、兼業・副業人材、高度外国人材等）の確保と定着に取り組むことも重要。</p>	132	<p>⑦GX支援 カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の事業者に対する地域の実情に応じたきめ細かな対応を行い、GXの地域実装を支援していくことが重要。</p>	84
<p>④産業用地の確保に向けた支援 産業用地のストックが過去30年で最小規模となる中、企業の投資判断のスピードに対応し、迅速な用地の確保を実現していくことが重要。</p>	90	<p>⑧事業承継支援 事業者の経営資源が将来世代に引き継がれるとともに、事業承継・引継ぎを契機とした経営革新を通じた生産性向上及び販路拡大等の新たな需要が開拓されることが重要。</p>	74

事業環境整備の取組の事例（1 / 2）

事業環境整備8項目について設定している基本計画の具体例（概要）

①スタートアップへの支援（福井県嶺北基本計画・嶺南基本計画）

- 有望なベンチャー企業の発掘やマッチングを行う人材の配置など、ふくい産業支援センターの体制強化。
- 研究機関等との連携を通じ、有望ベンチャーの情報を共有するネットワークを構築し、新たなベンチャーの発掘や成長を支援。
- 勉強会などを開催し、継続的に支援を行うとともに、支援機関等との接点を増やし、ベンチャー企業の裾野を拡大する。
- 先輩経営者との交流等を通して学生・若者の起業に対する機運の醸成を図る。
- 若手起業家対象の事業発注や学生起業家への資金支援を行うなど、若者が起業に挑戦できる土壌を作る。

②地域における重要産業の特定と戦略の策定・国の経済安全保障政策との調和（熊本県基本計画）

産業技術センターによる技術的支援や各種補助制度による財政的支援、リスキリング講座開催による実践型人材の育成支援や幅広い世代に応じた半導体教育、くまもと3D連携コンソーシアムの設立等による異分野オープンイノベーションの推進を重点的に取り組む。

③人材確保に向けた支援（石川県基本計画）

- 平成28年4月に開設した、石川への移住と就職を一体的に支援するワンストップの窓口「いしかわ就職・定住総合サポートセンター」を通じて、地域経済を牽引する事業者との人材マッチング支援、副業・兼業・外国人材の活用支援等によって、産業人材の確保と定着に努める。
- 県内4つの県立産業技術専門校において、地元産業界のニーズを踏まえた技術人材の育成を行うとともに、第三セクターである（株）石川県IT総合人材育成センターでは、IT人材の育成講座やMOT（技術経営）講座など人材育成をバックアップする。

④産業用地の確保に向けた支援（茨城県基本計画）

市町村が主導する開発計画のなかで、開発の見通しのあるものを「産業用地開発地区」に選定。事業化決定前の段階から、地域未来法に基づく農地転用の特例措置の活用等、担当課内にワンストップ窓口を設置するなど、各種手続を部局横断的な体制で支援し、スピーディな産業用地の確保を図る（未来産業基盤強化プロジェクト）。

事業環境整備の取組の事例（2 / 2）

事業環境整備 8 項目について設定している基本計画の具体例（概要）

⑤賃上げ促進（長崎県基本計画）

- ・ 令和 5 年 6 月に国、県内経済・労働団体13者と、価格転嫁の円滑化に関する協定を締結。
- ・ パートナーシップ構築宣言企業の増加を目的に、積極的な周知や、県補助金における加点措置等のインセンティブ付与などに取り組む。

⑥DX支援（佐賀県基本計画）

- ・ 産業スマート化センターによるセミナーや個別相談対応、IT企業とのマッチングと、DXコミュニケーターによる年間1,000社の企業訪問やDXアクセラレータによる年間20社の伴走支援といった企業のデジタル利活用の推進。
- ・ 「SAGA Smart Samurai X（プログラミング・DX基礎講座）」による年間100名の人材育成と、「SAGA Smart Community」及び「SAGA Smart Terakoya」によるデジタル人材の活躍支援。

⑦GX支援（神戸市基本計画）

- ・ 「水素サプライチェーン構築実証事業」に取り組む企業に対し、実証フィールドの支援、公共岸壁整備、水素の社会的受容性の向上のための普及啓発等を支援。
- ・ 「KOBZゼロカーボン支援補助金」により、市内での脱炭素と地域貢献に向けてチャレンジする取組への支援を行う。

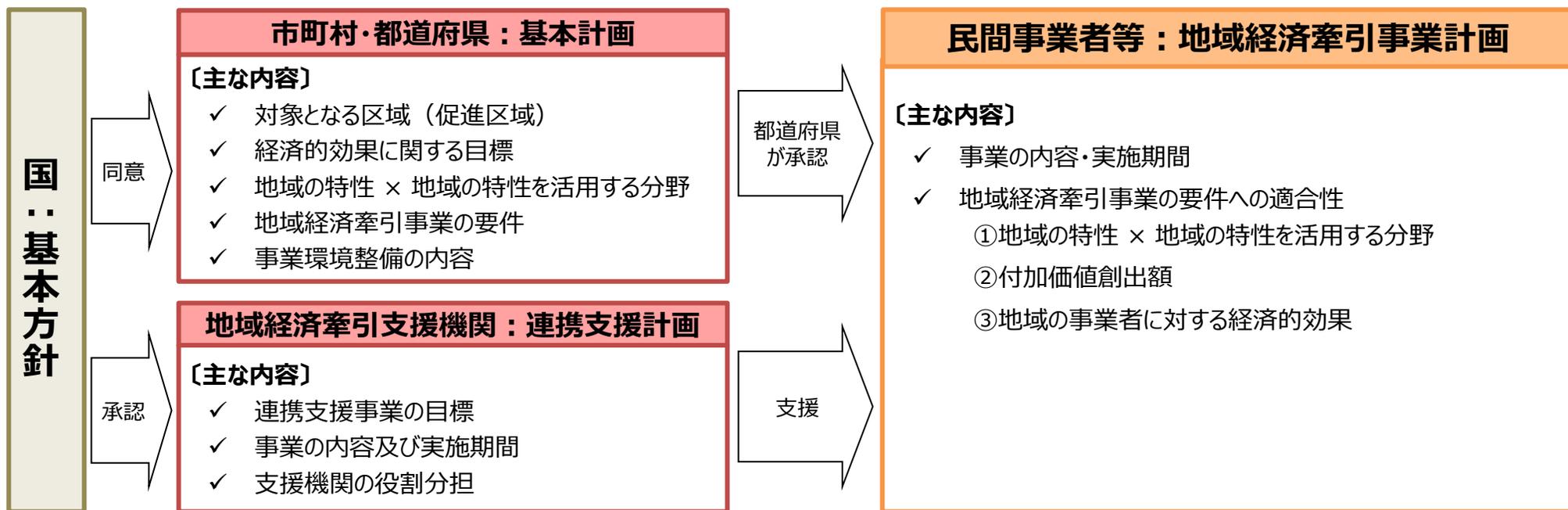
⑧事業承継支援（滋賀県基本計画）

- ・ 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、公益財団法人滋賀県産業支援プラザで、相談対応やセミナーの開催等に取り組む。
- ・ 滋賀県事業引継ぎ支援センター、商工関係団体、金融機関等と緊密に連携を図りながら、事業承継の取組を積極的に推進。

地域未来法（2017年7月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来法は、**地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進**するもの。
- 国の基本方針に基づき、**市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意**。同意された基本計画に基づき、**民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認**。
- 国の基本方針に基づき、**地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認**。



①税制による支援措置 ②金融による支援措置 ③予算による支援措置 ④規制の特例措置 等

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って、建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることが可能。措置を受けるためには、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合することが必要。
- 今後、産業競争力強化法の改正（現在、法案審議中）に伴い、新たに、成長志向の中堅企業向けの枠を創設する予定（54頁参照）。

【適用期限：令和6年度末まで】

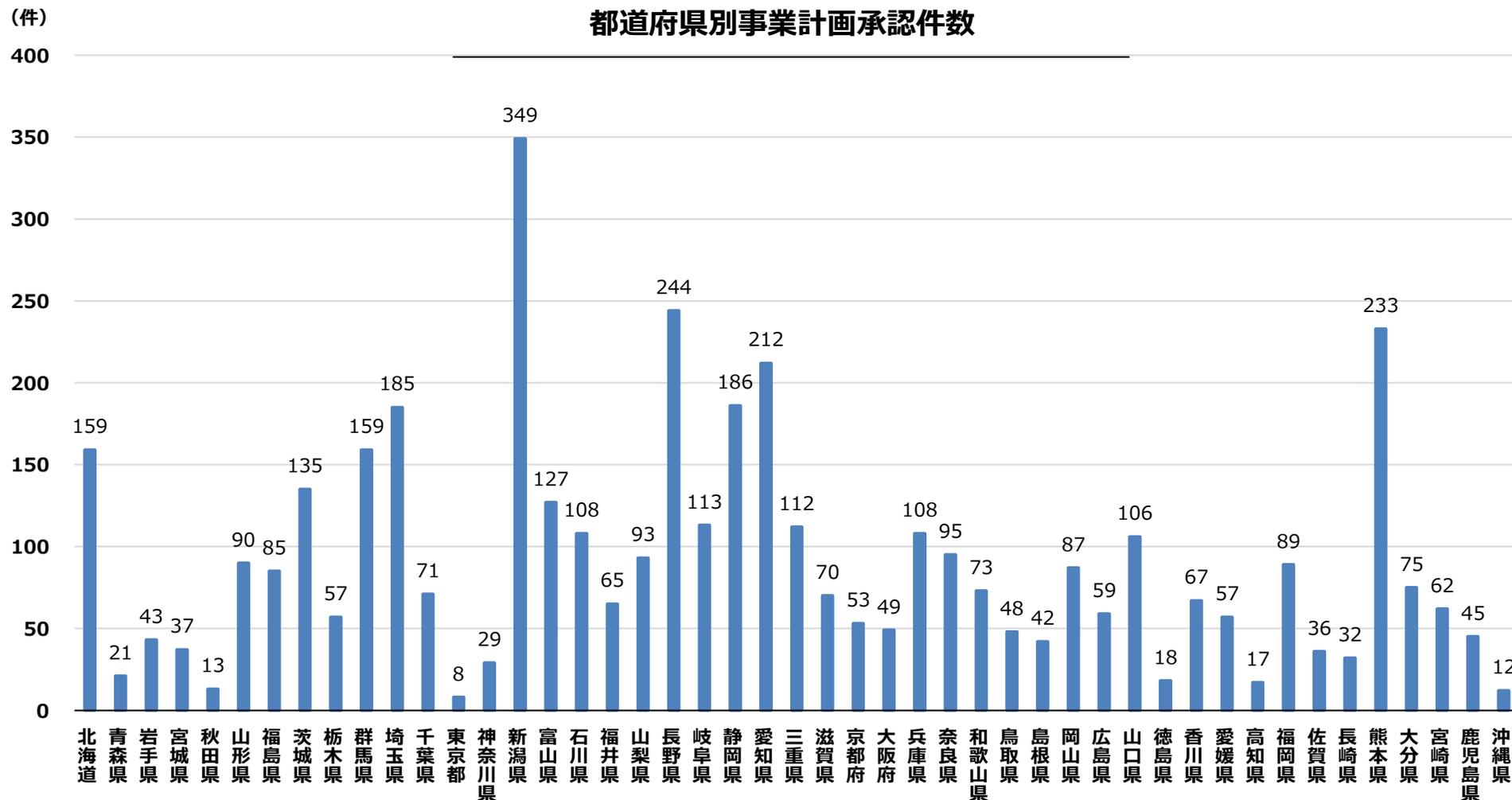
		機械装置・器具備品	建物・付属設備・構築物
要件⑨ 賃金水準・成長意欲が高い中堅企業* ¹ であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けており、かつ、設備投資額10億円以上であること【C類型】（※計画承認日がR6/4.1以降であること）*1 産業競争力強化法において規定。		特別償却 50% /税額控除 6%	
要件⑦ 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること【A類型】 （※計画承認日がH31/4.1以降であること）	要件⑧ 直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値を創出すること【B類型】 （※計画承認日がR5/4.1以降であること）	特別償却 50% /税額控除 5%	特別償却 20% /税額控除 2%
要件⑥ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上であること （※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者は、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること）			
要件⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること （※令和6年の告示改正以降に主務大臣の確認を受けた旧計画であって、上乗せ要件を利用した場合には労働生産性の伸び率5%以上）		特別償却 40% /税額控除 4%	
要件④ 売上高の伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと			
要件③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であること （※対象事業者が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算）			
要件② 設備投資額が2,000万円以上であること（ただし、本税制の対象は、対象資産の取得価額の合計額のうち80億円まで）			
要件① 先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること			
基礎要件：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（都道府県・市町村が作成する基本計画への適合）			

税制適用の主な注意点

1. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
2. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
3. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

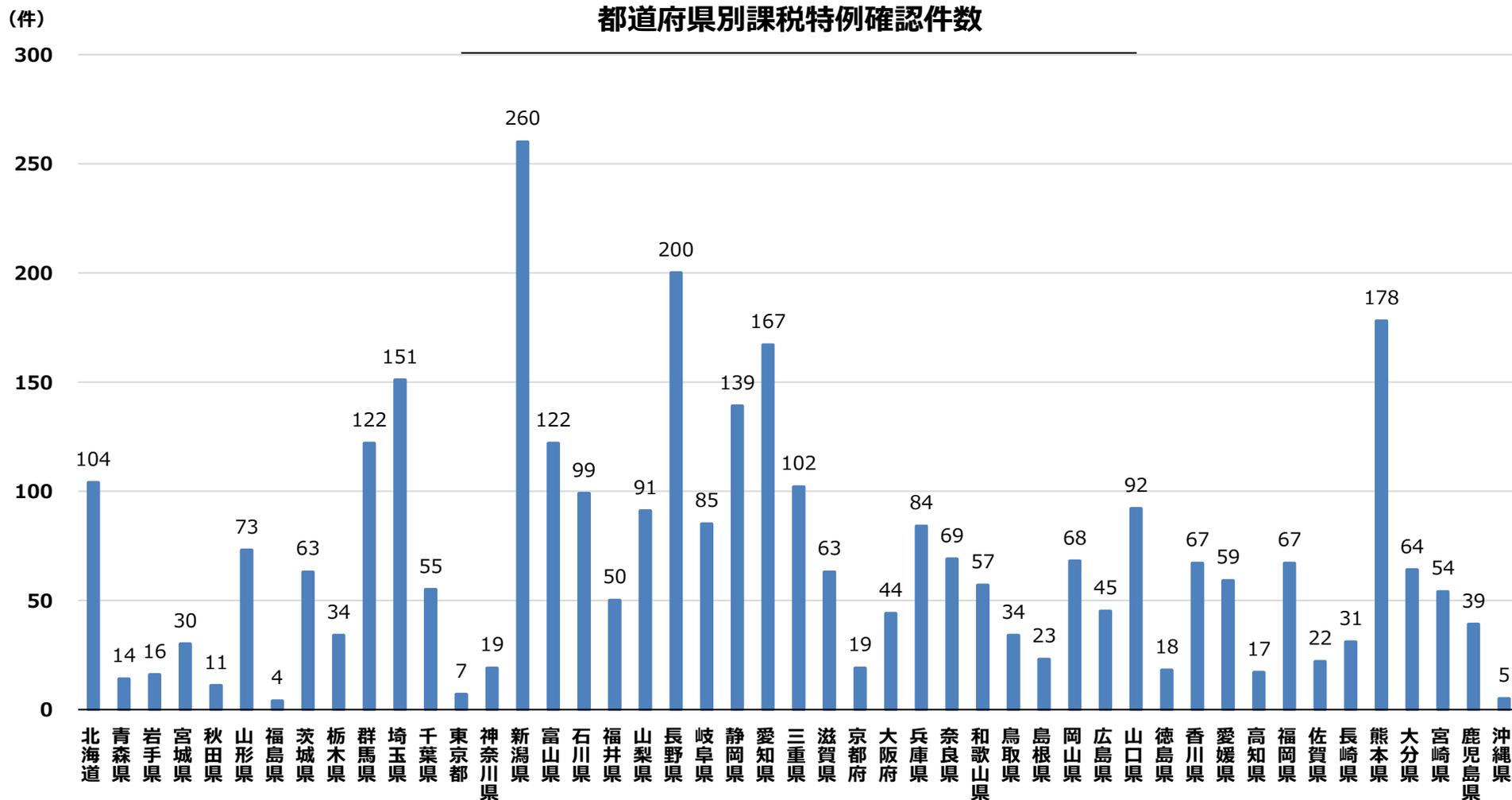
都道府県別事業計画承認件数（2024年3月末時点）

- 地域未来法に基づく地域経済牽引事業計画の承認件数の上位3都道府県は、新潟県（349件）、長野県（244件）、熊本県（233件）。



都道府県別課税特例確認件数（2024年3月末時点）

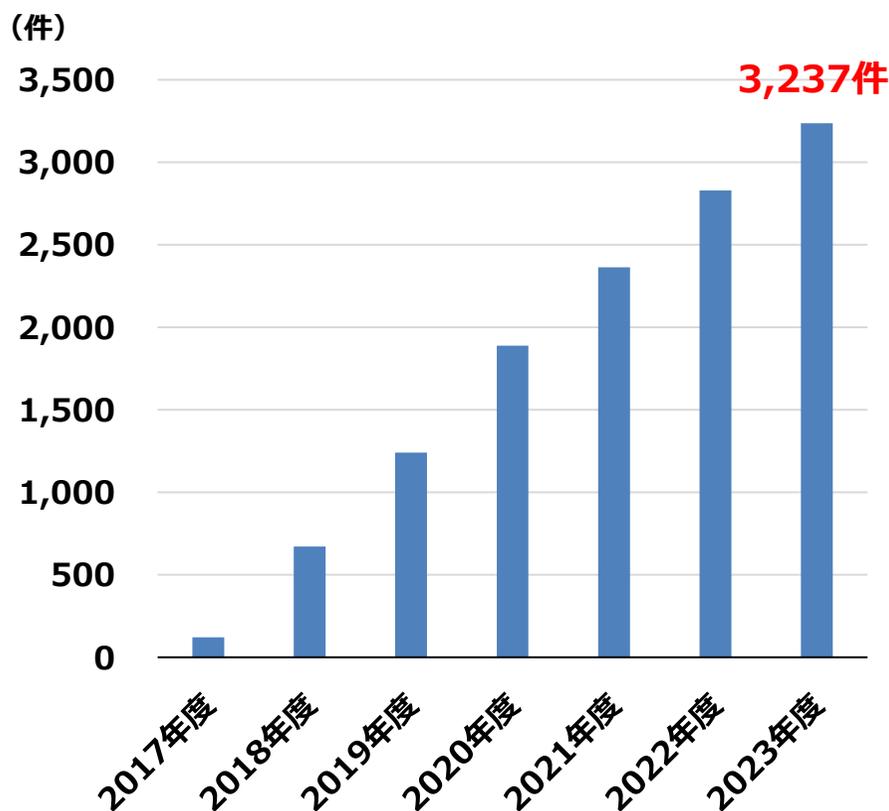
- 地域未来投資促進税制の主務大臣による確認件数の上位3都道府県は、新潟県（260件）、長野県（200件）、熊本県（178件）。



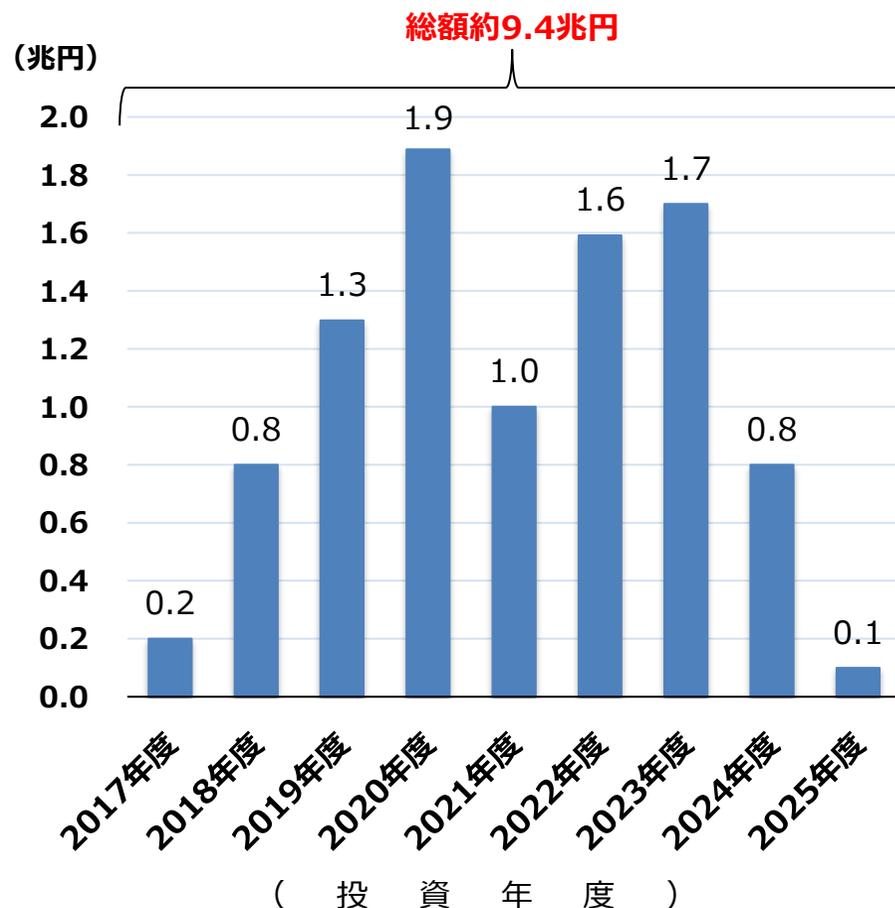
地域未来投資促進税制による設備投資の状況

- 2024年3月末までに本税制措置の適用を受けるため、主務大臣による課税特例確認を受けた事業は3,237件。これらの事業により見込まれる設備投資は、2025年度までに全体で約9.4兆円。

課税特例の確認件数（累計）



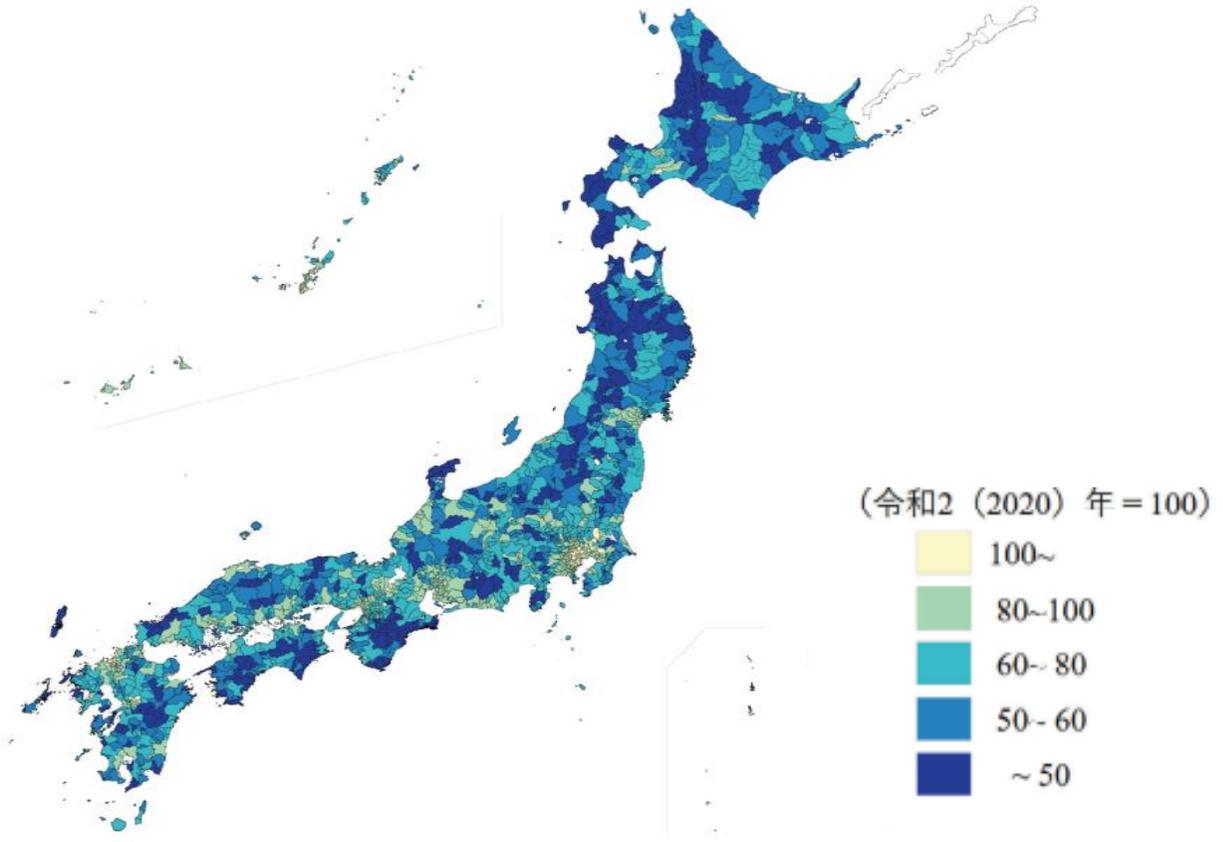
各年度における本税制措置による設備投資額の推移



地域別の将来推計人口

● 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年までに、約2割の市町村（341市町村）で、総人口が半数未満になる（2020年比）。

2050年の総人口の指数



(注) 福島県について、浜通り地域に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）についてはそれらの市町村をひとつにまとめた地域を単位（「浜通り地域」）として推計し、浜通り地域以外の中通り地域、会津地域については市町村別に推計。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（2023年12月22日）

2(2)②持続可能性の向上

地域の持続可能性を高める取組（兼業副業の促進等）

- 熊本県南小国町（人口約4,000人）では、株式会社SMO南小国が町役場とも連携し、町内事業者の企業群を1つの企業と見立て、地域単位で採用・育成・評価・配置を行う取組を実施。
- 町内事業者間及び近接地域間での兼業副業を促進し、共通の評価基準を設けることで個人のキャリア形成（スキルアップ・業務経験等）を図るとともに、付加価値の高い仕事を担える人材を地域で育成することで、地域内の人材の定着、ひいては地域産業の活性化を目指している。

株式会社SMO南小国の方針

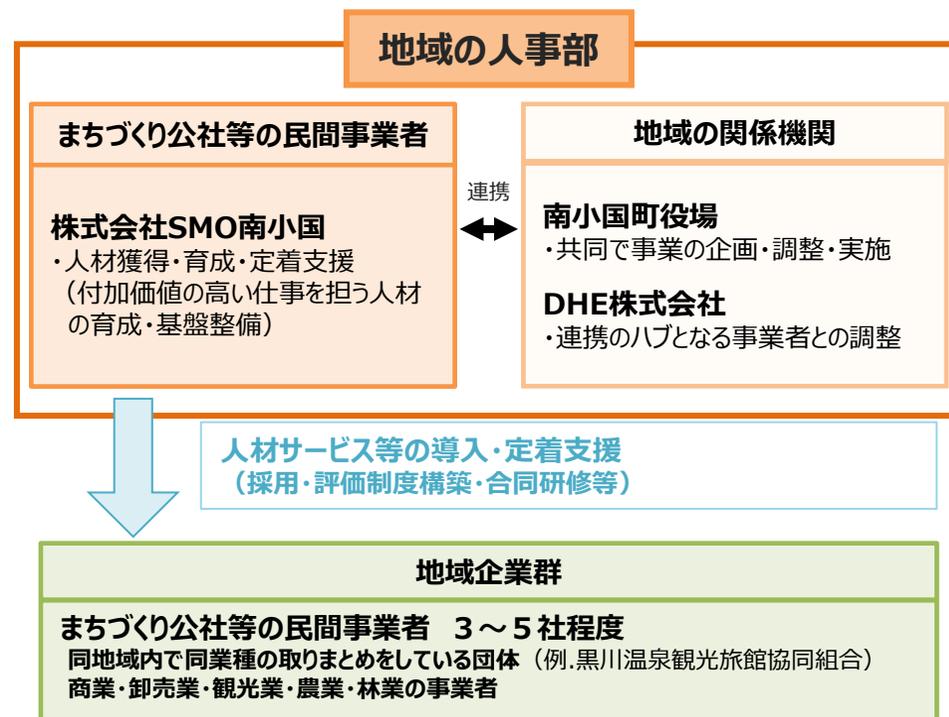


それぞれの地域らしい地域経営の実現

- SMO南小国は、南小国町の物産館と観光協会が機能を融合した観光地域づくり法人（DMO）であり、町が99%出資しているまちづくり公社。
- 物産館の運営、ふるさと納税業務の受託、起業支援等を収益源としており、地域内で経済循環を生み出すことによって、地域での雇用創出や人材還流を促進。

（出所）九州経済産業局（2023.2.14）「地域の人事部フォーラムin九州」
株式会社SMO南小国 講演資料等を基に経済産業省にて作成

地域単位で人材活用に取り組むスキーム図



※加えて、近接する他の自治体（宮崎県高千穂町）の人材育成も実施

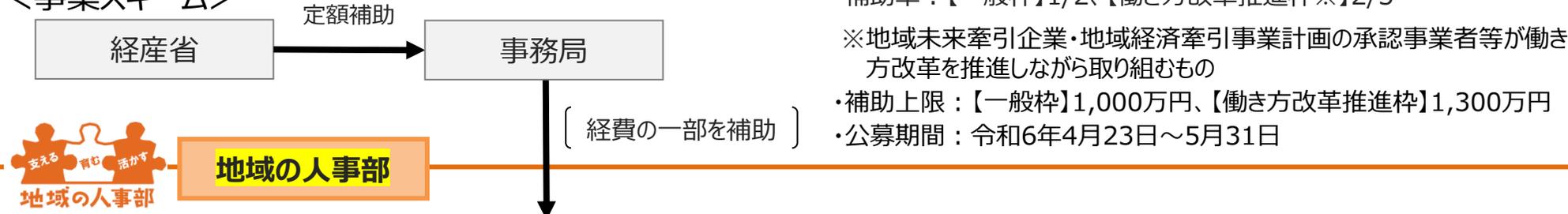
（出所）経済産業省にて作成

令和6年度「地域戦略人材確保等実証事業」

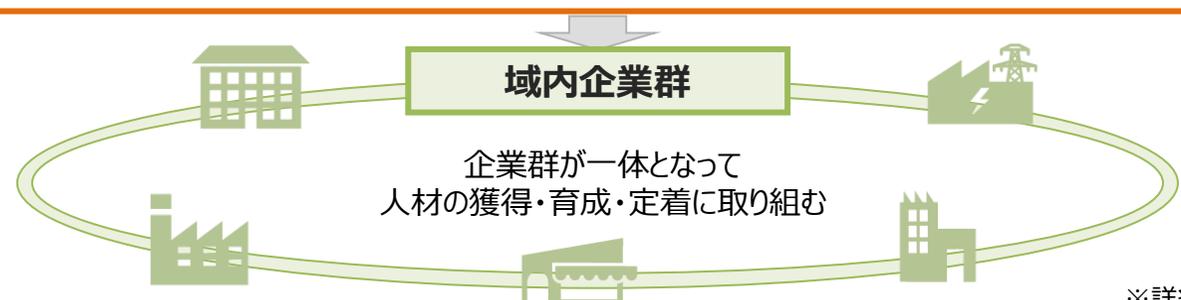
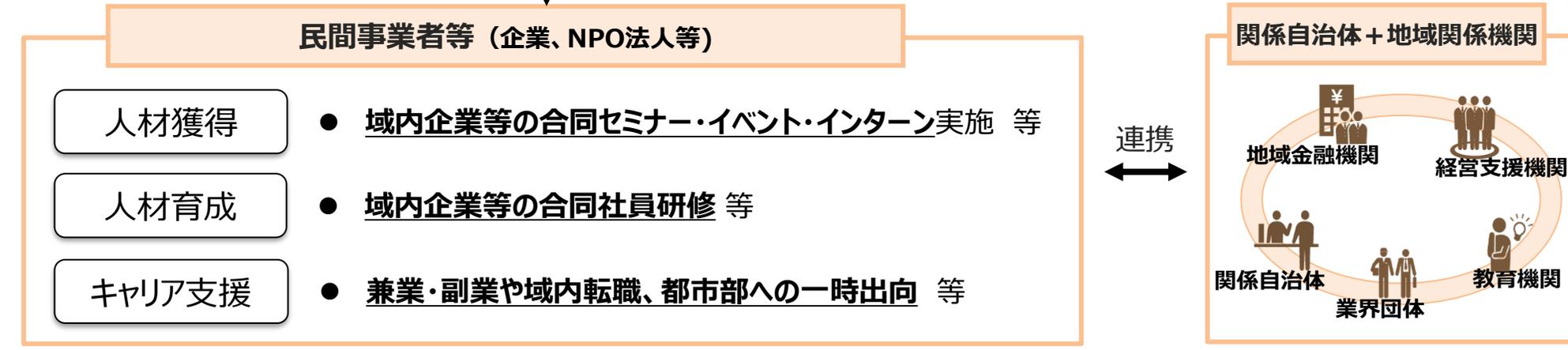
※予算額：4億円

- 地域の関係者が一体となって、地域内の中堅・中小企業の人材獲得・育成等を進めるための取組を支援。
- 令和6年度事業では、**地域未来牽引企業等の中堅・中核企業が働き方改革を推進しながら、地域の人材獲得・育成・定着を行う取組**について支援する、**特別枠（働き方改革推進枠）**を設定。

<事業スキーム>



- ・補助率：【一般枠】1/2、【働き方改革推進枠※】2/3
- ※地域未来牽引企業・地域経済牽引事業計画の承認事業者等が働き方改革を推進しながら取り組むもの
- ・補助上限：【一般枠】1,000万円、【働き方改革推進枠】1,300万円
- ・公募期間：令和6年4月23日～5月31日



(3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

a. 産業用地整備の促進

- ① 自治体へのアンケートによると、立地を検討する企業等からの増加する問い合わせに対応できる産業団地を確保できているのは1割未満。
- ② 需給ギャップが生じている中で、既に産業団地の造成に着手している自治体は30%未満に留まっている。産業団地を造成する際の課題として、「用地の確保」、「開発資金」、「産業インフラ（工水）」、「ノウハウを持つ職員」等が上位に挙がっている。
- ③ 一方で、法人が所有している低・未利用地（約9.3万ha）も、利活用が進んでいない状況。
- ④ 今後は、関係省庁とも連携し、こうした課題への対応も含め、産業用地整備をより一層促進するべきではないか。

(議論のポイント)

① 産業用地の整備

- (イ) 産業用地の整備に関して自治体が抱える課題に対し、昨年の総合経済対策において、産業用地整備の際に必要な土地利用転換を迅速化するとともに、交付金の対象範囲を産業立地に係る関連都市インフラの整備にも拡大。
- (ロ) 今後は、関連省庁と連携した、地域未来投法を活用した土地利用転換に関する事例集の作成に加えて、新たに行う自治体等による産業団地整備への伴走支援等の支援措置を着実に進める。
- (ハ) 更に、財政難やノウハウ不足を補う観点から、自治体と民間事業者が連携して産業用地の整備を進める取組も存在。今後は、こうした動きも含め、産業用地の整備を促進するべきではないか。

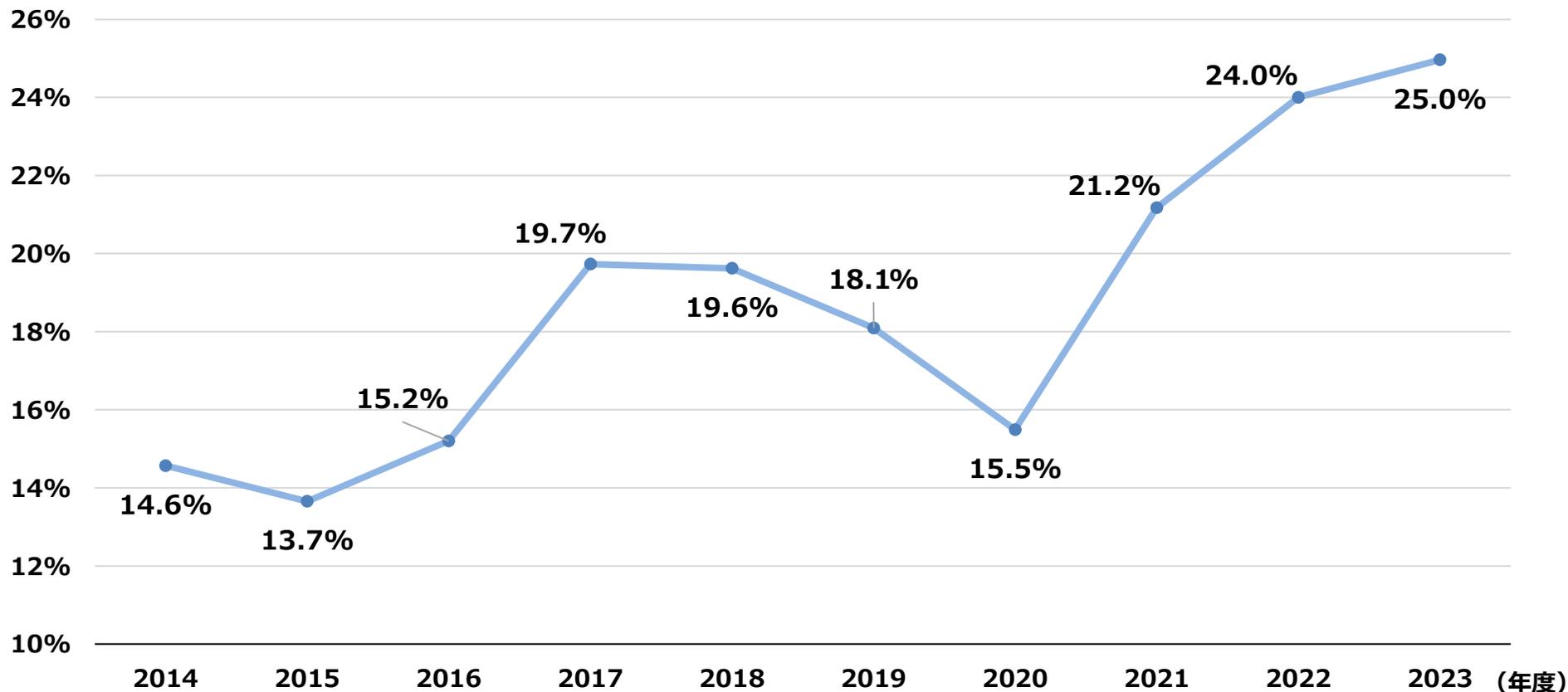
② 跡地・遊休地や既存の産業用地の有効活用の促進

- (イ) 新規の産業用地整備に課題がある一方で、法人が所有している低・未利用地（約9.3万ha）のうち、「5年前から低・未利用」であり、今後も「転換の予定はない」土地は5.6万haと、跡地・遊休地の利活用が進んでいない状況。
- (ロ) また、環境省の調査では、土壌汚染の可能性のある土地は約27万ha、うち土壌汚染対策費が多額となるため売却が困難と考えられる土地は約2.8万haとする試算もある。
- (ハ) こうした状況を踏まえ、企業や自治体による既存の跡地・遊休地等の活用に向けた取組を促進する必要があるのではないか。

企業の立地計画の推移

- 近年、立地計画を有する企業の割合が増加。

企業の立地計画の推移



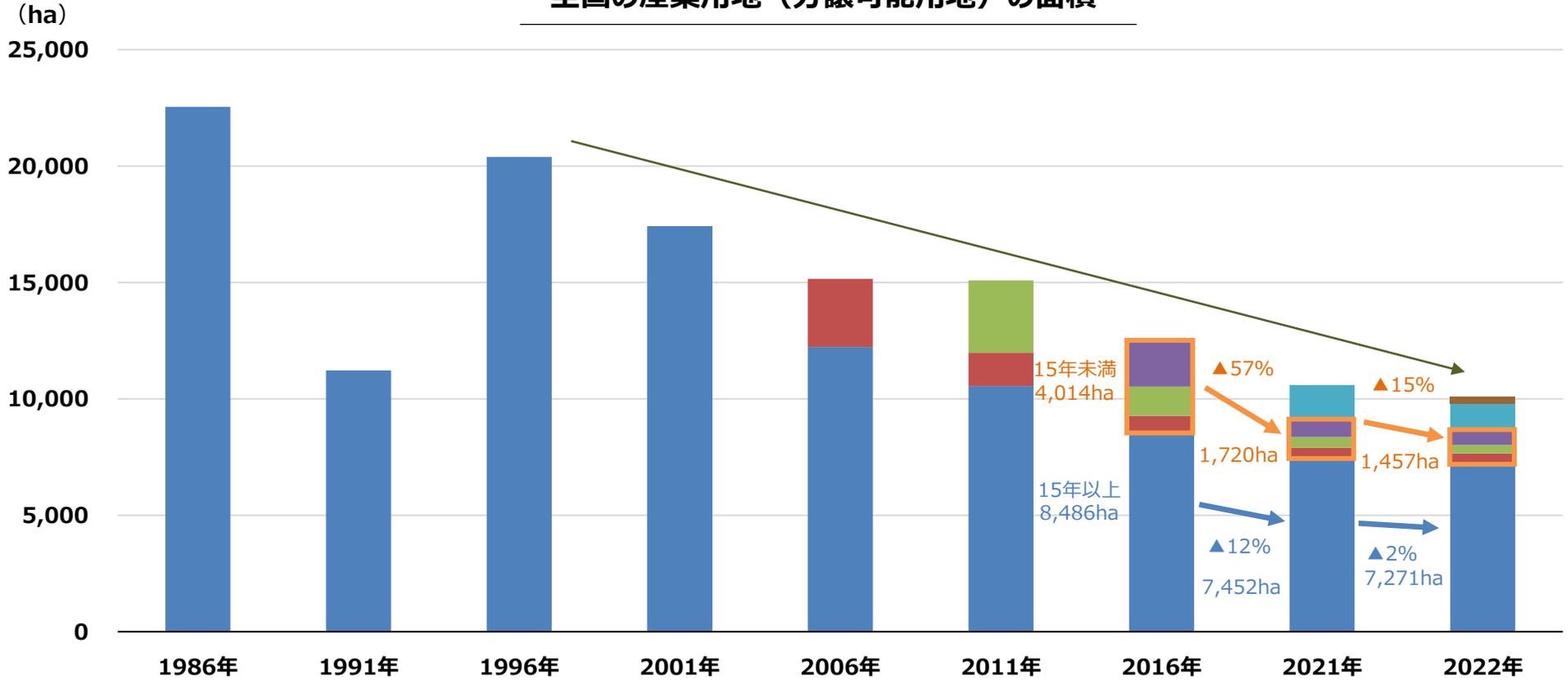
(注) 一般財団法人日本立地センターにおいて、毎年10月、国内の製造業・物流業の計2万社を対象に、事業拠点の立地(新設・増設・移転)を中心とした投資意向の把握を目的とするアンケート調査を実施。新規事業所の立地計画(新設・増設・移転)について、「計画がある」とした企業の回答を集計。有効回答数(1,300社~4,700社程度)。

(出所) 一般財団法人日本立地センター「2023年度新規事業所立地計画に関する動向調査」を基に作成。

産業用地面積の推移

● 全国の分譲可能な産業用地面積の5年ごとの推移を見ると、新たに産業用地は造成されている一方で、ストックは減少しており、産業用地の造成が分譲スピードに追いついていない。

全国の産業用地（分譲可能用地）の面積



(産業用地が造成された年度)

■ ~2001年 ■ 2002~2006年 ■ 2007~2011年 ■ 2012~2016年 ■ 2017~2021年 ■ 2022年

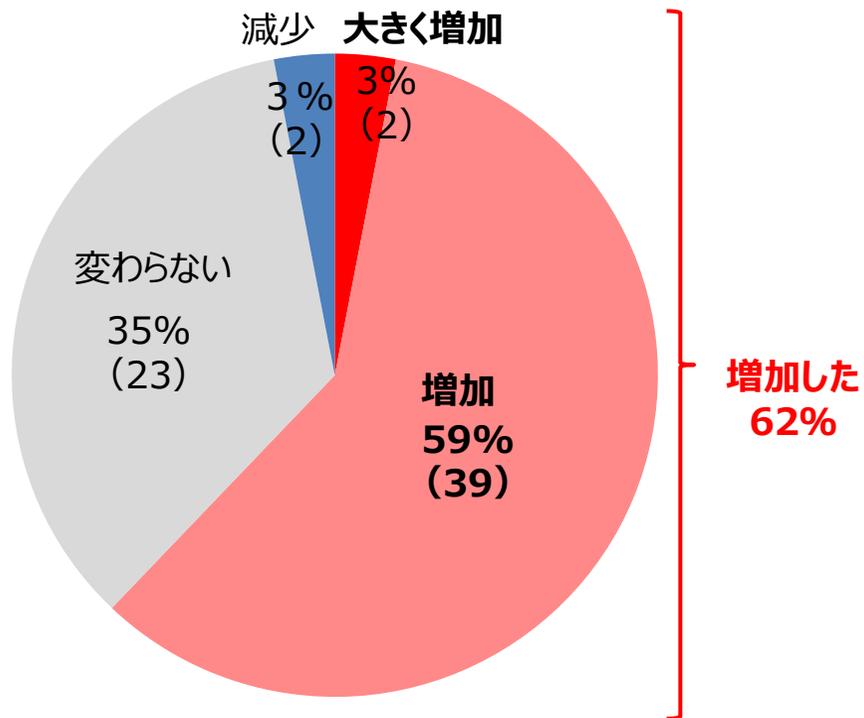
(注) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、一般財団法人日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計（各年10月時点の内容）。なお、日本の工業用地（従業員4人以上の事業所の敷地）は、2020年時点で16万ha（国土交通省「国土の利用区分別面積」）。

(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

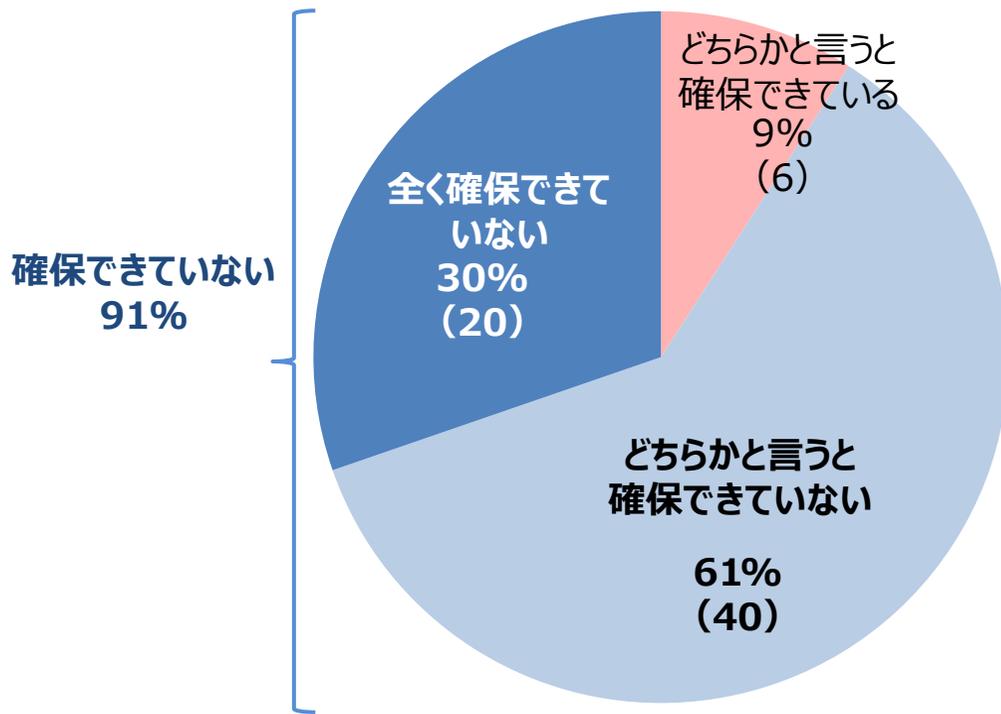
増加する立地ニーズへの対応状況

- 都道府県等へのアンケートによると、直近1年間において、立地を検討する企業等からの問い合わせが増加した都道府県等は62%。
- 一方で、当該ニーズに応えられる産業団地を確保できている都道府県等は、1割未満。

立地（新規・拡充）を検討する企業等からの問い合わせが増加している都道府県・政令市



企業等からのニーズに応えられる産業団地を確保できている都道府県・政令市



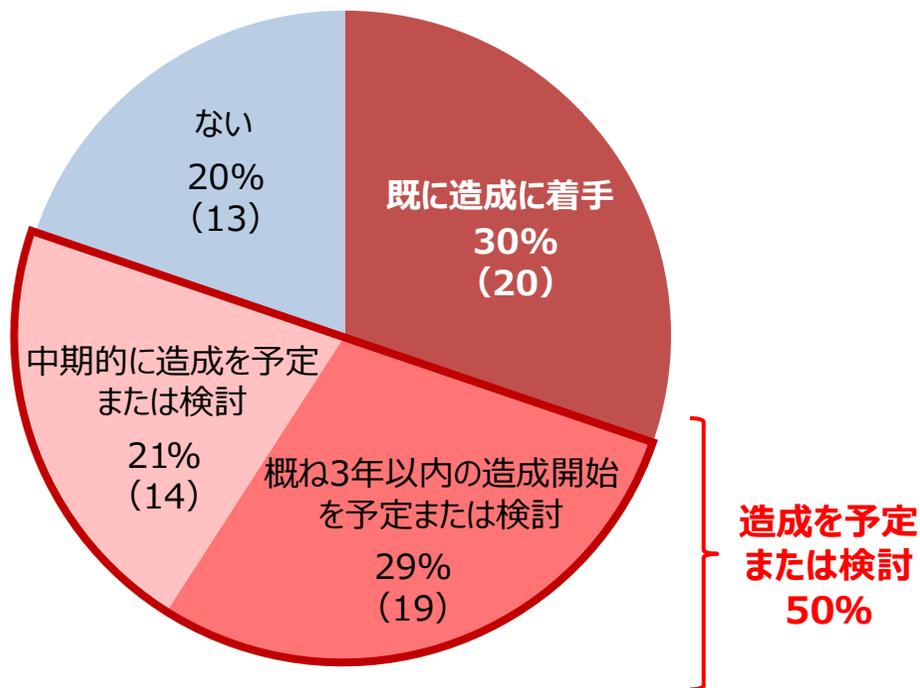
(注) 左図：「直近1年間において、貴都道府県等内における立地（新規・拡充）を検討する企業等からの問い合わせは増えていますか」という質問、右図：「貴都道府県等では、現時点で、立地を検討する企業等からの問い合わせ（ニーズ）に応えられる産業団地（貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む）を確保できていると認識されていますか。」に対する46道府県・20政令市からの回答を集計。（）内は回答数。

(出所) 都道府県・政令市向けアンケート（2023年）を基に作成。

産業団地造成の現状と課題

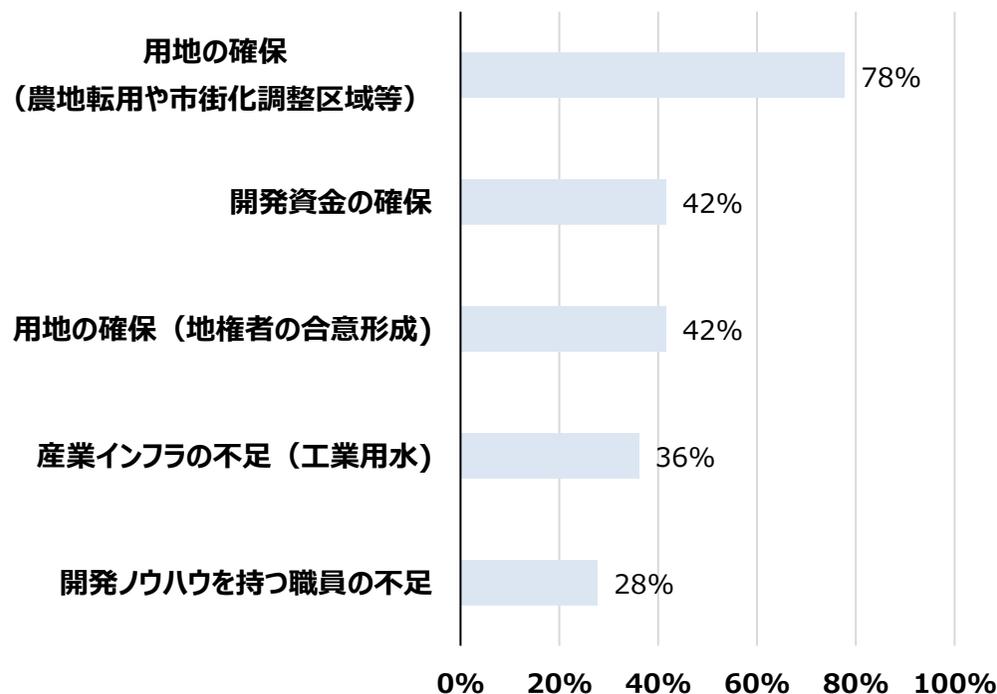
- 都道府県等へのアンケートによると、既に産業団地の造成に着手している自治体は30%に留まっており、産業団地を造成する際の課題として、「用地の確保」、「開発資金」、「産業インフラ」、「ノウハウを持つ職員」等が上位に挙がっている。

産業団地を造成する都道府県・政令市



都道府県・政令市が団地造成を行う際の課題

(優先順位の高い上位3つの課題を回答/上位5位)



(注) 左図：「貴都道府県等の企業誘致戦略等において、貴都道府県等内の産業団地（貴都道府県等が開発するものに限らず、市町村や民間が開発するものも含む）を増やしていく方針はありますか。」という質問に対する46道府県・20政令市からの回答を集計。（）内は回答数。右図：産業団地の造成について、「既に造成に着手」「概ね3年以内の造成開始を予定または検討」「中期的に造成を予定または検討」と回答のあった自治体のうち「直近1年間において、貴都道府県等内における立地（新規・拡充）を検討する企業等からの問い合わせは増えていますか」という質問に対して「大きく増加」または「増加」と回答した36自治体からの回答を集計。

(出所) 都道府県・政令市向けアンケート (2023年) を基に作成。

2(3)a.①産業用地の整備

地域未来法を活用した土地利用調整の事例集 2023年7月公表版（長野県須坂市）

農用地区域（約30.1ha）を含む区域（約37.8ha）を承認地域経済牽引事業者（不動産業[Ⓐ]／物流関連産業[Ⓑ]）が転用のうえ産業用地として整備し、観光集客施設[Ⓐ]と物流施設[Ⓑ]を建設。

土地利用調整のプロセス

- ①2017年12月：基本計画における重点促進区域の設定
- ②2019年2月：須坂市による土地利用調整計画の策定
- ③2019年9月：事業者による地域経済牽引事業計画の策定
- ④2020年7月：農用地区域の変更（農振除外）
- ⑤2021年3月：第1種農地の転用の許可[Ⓐ]
- ⑥2021年6月：第1種農地の転用の許可[Ⓑ]

基本計画

【重点促進区域の設定理由】

既成市街地や農用地区域外には企業のニーズを満たす一団の土地がない。当該区域は、上信越自動車須坂長野東IC等の交通インフラへのアクセスに優れ、千曲川を挟んで対岸の長野市周辺の観光地への玄関口となっており、物流施設や商業施設の集積があることから、観光分野や物流関連産業分野を重点的に促進する区域としてやむを得ず農用地区域約64haを含む約190haを設定。

土地利用調整計画

【土地利用調整区域の設定理由】

重点促進区域内には遊休地が存在せず、既存の業務用地については他の用途に用いられており、活用可能な土地や工場適地が存在しない。さらに、本区域での整備が想定される観光集客施設、物流施設の立地のためには交通インフラへの近接性や広域商圈からの良好なアクセスが不可欠であり、必要とされる敷地面積を確保するため、基本計画に定められた調整方針を踏まえつつ、やむを得ず農用地区域を含む約37.8haの区域を土地利用調整区域として設定。

<土地利用調整区域の概要>

基本計画：長野県須坂市地域基本計画
区域面積：約37.8ha（農用地区域：約30.1ha（※））
（※）うち除外後第1種農地見込み：約0.9ha
土地利用区分：農用地区域、第1種農地
⇒地域未来法を活用

※土地利用調整区域の全域が市街化調整区域であったため、地区計画を策定したうえで（2020年7月都市計画決定）、農地転用許可と同時に都市計画法第34条第10号により開発許可を取得。

<事業実施場所の概況>



地域経済牽引事業計画

【事業計画の概要】

- 物流ネットワークの強靱化、災害時支援物資拠点の確保のための物流施設の整備。
- 観光客のニーズを満たす新たな拠点となる観光集客施設の整備。

自治体等の産業団地造成への伴走支援

- 産業用地整備における用地不足やノウハウ不足等の課題の解決に向けて、中小機構の助成金を活用し、一般財団法人日本立地センターにおいて、伴走支援等を開始。

(1) 事業目的

- 自治体等の産業団地整備に対して、プロジェクトマネジメントや規制対応への助言等の伴走支援や自治体への研修等を通じて、国内の企業立地の受け皿となる産業用地整備を促進する。

(2) 事業内容（～令和11年3月まで 10.9億円）

①産業用地整備の段階的伴走型支援

（自治体等の状況に合わせて、適地調査から基本計画まで一気通貫で伴走支援）

②産業用地整備実務研修会

（産業用地整備に関するプロジェクトマネジメント・規制等の研修）

③産業用地整備状況調査

（用地整備における課題を把握するための、自治体向けアンケート調査）

④企業立地ニーズ調査

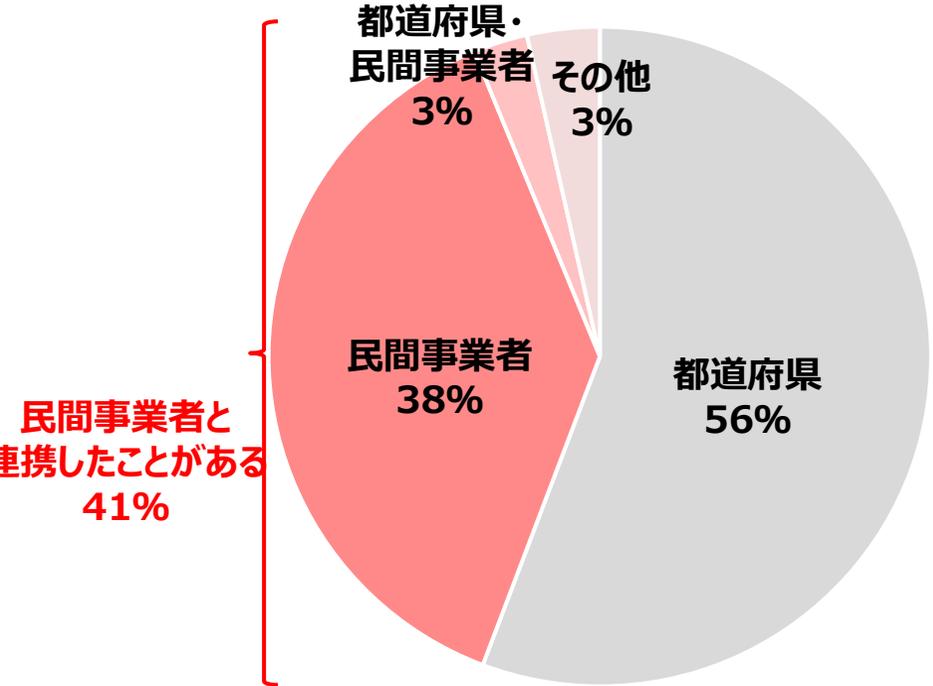
（企業の投資意欲や立地動向等を把握するための、企業向けアンケート調査）

2(3)a.①産業用地の整備

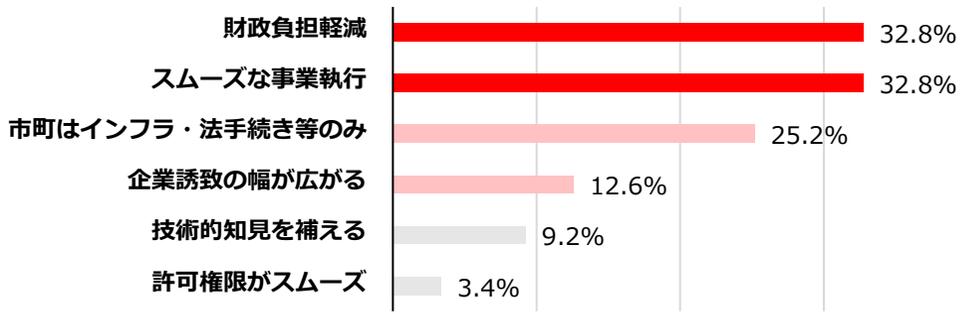
民間企業と自治体が連携した産業団地造成

- 市区町村へのアンケートによると、過去10年で産業団地を造成した際に、他の組織と連携して行ったことがある市区町村は約3割。
- そのうち、約4割は民間事業者と連携しており、そのメリットとして、スムーズな事業執行や財政負担軽減をあげている。

市町村が連携して団地を造成する際の連携先



民間企業と連携した場合のメリット



民間企業と連携した産業団地造成に関する意見 (アンケート及び地方公共団体ヒアリングより)

- 町の財政、ノウハウ不足を補完する意味で、民間事業者との連携による造成を検討している。
- 政策としての企業誘致のグリップと、民間事業者が誘致したい業種のバランスを保つことが、官民連携の際は難しい。企業誘致にあたり、地域未来法の基本計画の分野と連動することを条件に民間開発事業者を公募したことにより、行政としての一定の主導権を握ることができている。
- 産業用地が不足しているエリアにおいて開発を行う民間デベロッパーへのインセンティブの構築等、民間の参画を促す仕組みの充実も検討していただきたい。

(注) 全国の市区町村のうち、工場立地の実績が一定数ある649自治体に対してアンケートを配布。左図：「2013年から現在に至るまでの過去10年で、都道府県や民間事業者等の他組織と連携して産業用地整備を行ったことはありますか。」という質問の中で、「ある」と回答した119件（不明を除く有効回答数は113件）の記述内容から「連携先」を分析。右図：上記の119件の回答中における、「官民連携の効果やメリット、今後の改善点等」を分析したもの。

(出所) 市区町村向けアンケート（2023年）及び自治体へのヒアリングを基に作成。

2(3)a.①産業用地の整備

民間企業と自治体が連携して産業団地を造成する事例

- 佐賀県鳥栖市（人口約7万4千人）は、九州の陸路交通の要衝として優れた立地特性を活かして、古くから企業誘致に注力しており、製造品出荷額も増加傾向。
- 直近では、民間企業の持つノウハウや資金を活用しつつ、地域未来法も活用して立地企業の分野を限定することで、鳥栖市の産業政策の進展に必要な産業団地の迅速な整備に取り組んでいる。

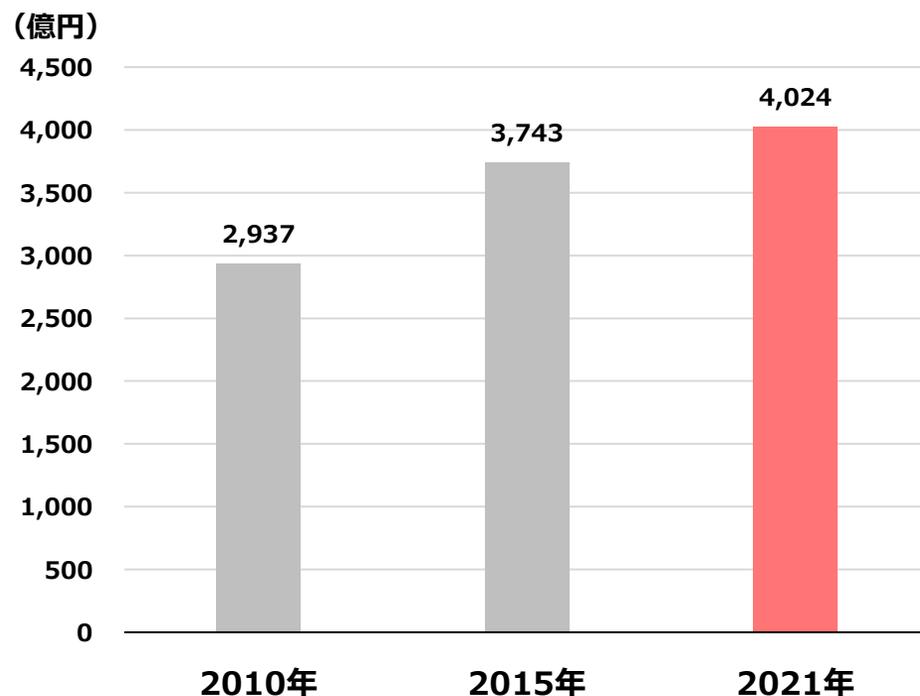
○産業用地整備の概要

- 民間の開発事業者が鳥栖市と連携協定を締結。
- スマート I C 付近に、地域未来法に基づく佐賀県基本計画に沿って産業団地を整備する予定（34ha程度）。
- 地域未来法の承認要件を満たしうる、一定の大型案件を含む企業誘致を行う。

○主な役割分担

項目	鳥栖市	民間
各種の許認可	○	×
用地取得	×	○
地権者との合意形成	○	○
造成工事	×	○
企業誘致	共同（鳥栖市と協議の上選定） ※ 地域未来法に基づく佐賀県の基本計画に合致すること。 ※ 製造業・情報通信業の分譲面積が全体の4分の3以上を占めること、1区画10ha以上の区画を確保すること	
費用負担	×	○
インフラ工事	○	○

鳥栖市における製造品出荷額等の推移

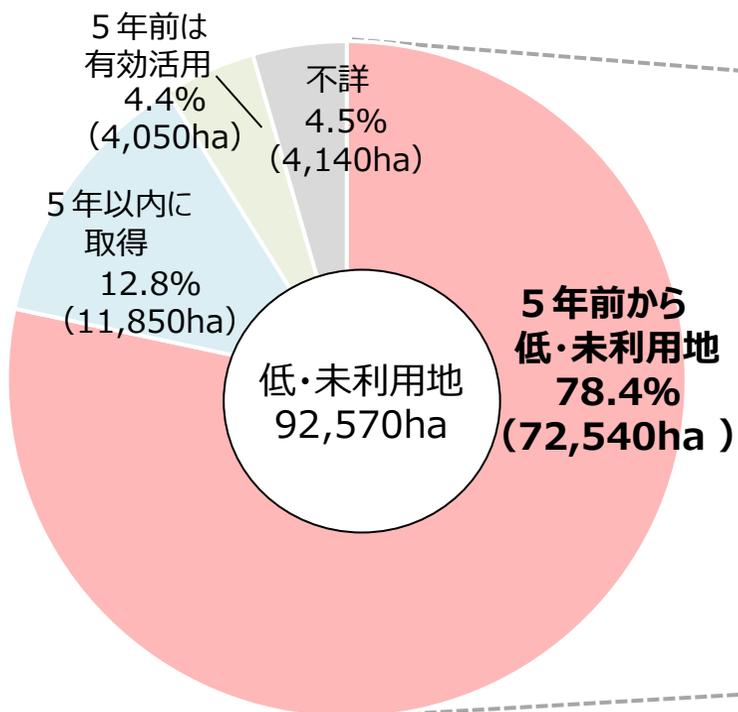


(注) 2010年の製造品出荷額等は1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計。2015年は1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額及びくず・廃物の出荷額の合計。2021年は製造品出荷額、加工賃収入額、くず・廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額。2010年、2015年は、従業者4人以上の事業所を対象。2021年は個人経営を除くすべての事業所を対象。2021年の経済構造実態調査については、製造品出荷額等総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計し集計。なお、各調査において調査対象が異なるため、単純比較ができないことに留意。(出所) 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」、総務省・経済産業省「経済構造実態調査」及び佐賀県鳥栖市へのヒアリングを基に作成。

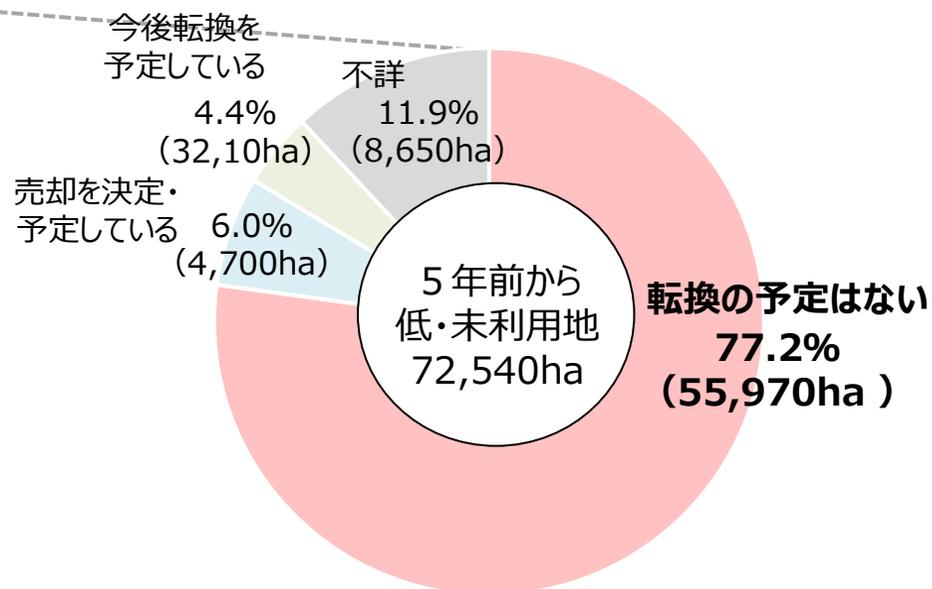
活用が進まない用地

- 法人が所有している低・未利用地（約9,3万ha）のうち、「5年前から低・未利用」であった土地は約7,2万ha。そのうち今後も「転換の予定はない」土地は約5,6万ha。

低・未利用地の5年前の利用状況



5年前から低・未利用地の転換予定



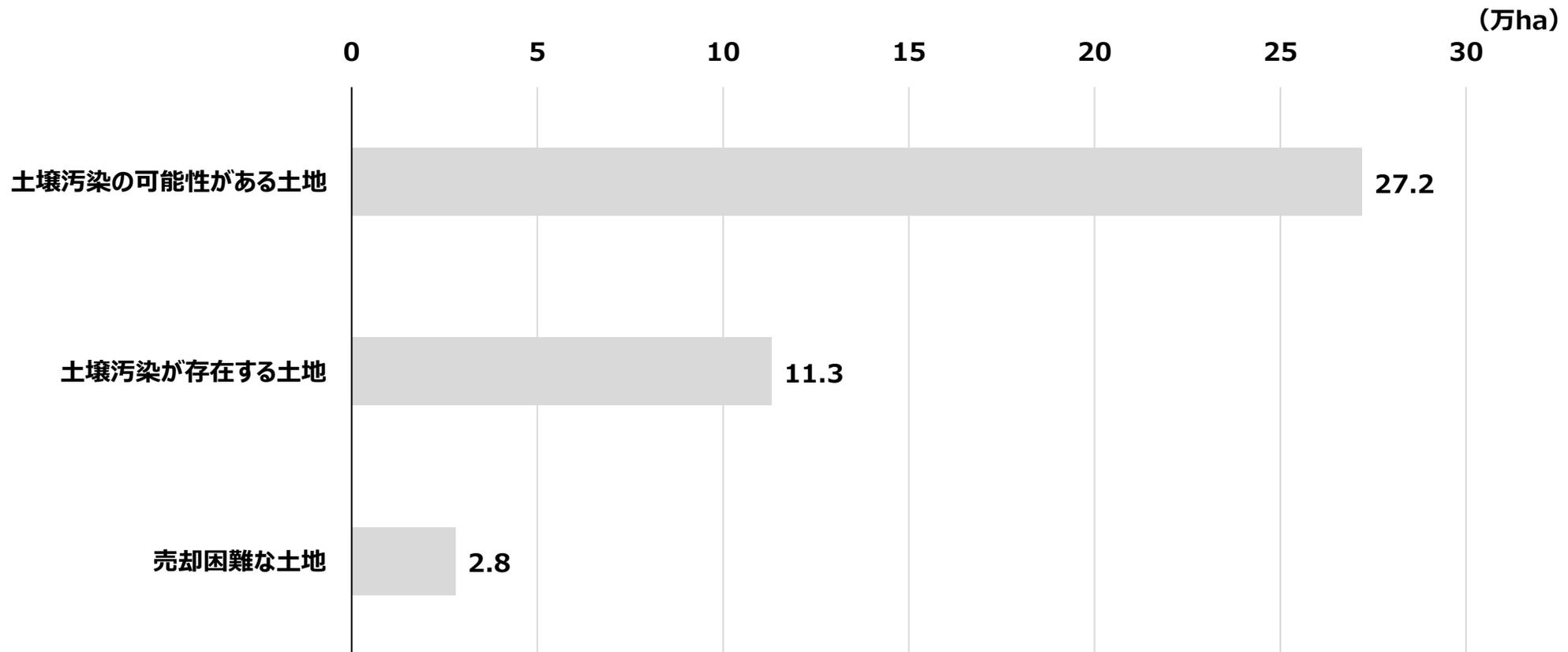
(注) 「低・未利用地」は、宅地などのうち、利用現況が駐車場、資材置場、利用できない建物及び空き地であるもの。左図：国及び地方公共団体以外の法人で、国内に本所、本社又は本店を有するものうち、資本金1億円以上の全ての会社と、資本金1億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定した法人の約49万法人を対象に、2018年1月1日時点の回答を集計。右図：左図の「5年前から低・未利用地」の転換予定を集計したもの。「今後転換を予定している」は、「転換を予定しているが時期は決めていない」「概ね5年以内に転換を予定している」「転換を予定しているが5年以上は要する」「概ね1年以内に転換を予定している」の総計。

(出所) 国土交通省「法人土地・建物基本調査(2018年)」を基に作成。

土壤汚染やその懸念により未活用が進む土地

- 環境省の調査によると、土壤汚染の可能性のある土地は約27万ha、うち土壤汚染対策費が多額となるため売却が困難と考えられる土地は約2.8万ha。

土壤汚染による活用が進まない土地（推計）



(注) 「土壤汚染の可能性のある土地」は、土地の用途から見て、土壤汚染が発生している可能性がある土地。「土壤汚染が存在する土地」は、実際に土壤汚染が発生している可能性が高い土地。「売却困難な土地」は、土壤汚染対策費が多額となるため土地売却が困難と考えられる土地を指す。国土交通省「土地基本調査総合報告書」(2003年)の土地資産に関する情報、土壤汚染に関する調査研究結果等を基に試算。

(出所) 環境省「土壤汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について 中間とりまとめ」(2007年)を基に一部加工。

b. 中長期的な需要も踏まえた工業用水道事業者の経営改善

- ① 近年は**経年劣化による漏水**が発生し、受水企業の操業に影響した例が増加。また、**自然災害の頻発化や激甚化が見られる**中で、工業用水道施設が被災し工業用水の供給に支障を生じる事故も発生。
- ② 一方で、**工業用水道事業において、法定耐用年数を超える管路の割合**は上水道と比較しても**高い割合で推移**。加えて、耐震化・浸水対策・停電対策といった**強靱化に向けた対応実施率も伸びていない**。
- ③ また、産業構造の変化等により、**工業用水事業者による給水量は減少**。施設稼働率は低下の一途を辿っており、足下でも、必要以上の設備を保持し、ランニングコストをかけている工業用水道事業者が少なくない可能性。
- ④ 低廉かつ安定的な工業用水の持続的な供給のためには、**経営を抜本的に改善**し、工業用水道事業者による投資の拡大を通じて**施設の老朽化や強靱化への対応を着実にこなしていくことが不可欠**。
- ⑤ 今後、地域経済産業分科会の下部組織である、**工業用水道政策小委員会において、こうした経営改善に向けた取組の在り方について、継続的に議論を行っていく**。

(議論のポイント)**工業用水道事業者の経営改善の促進**

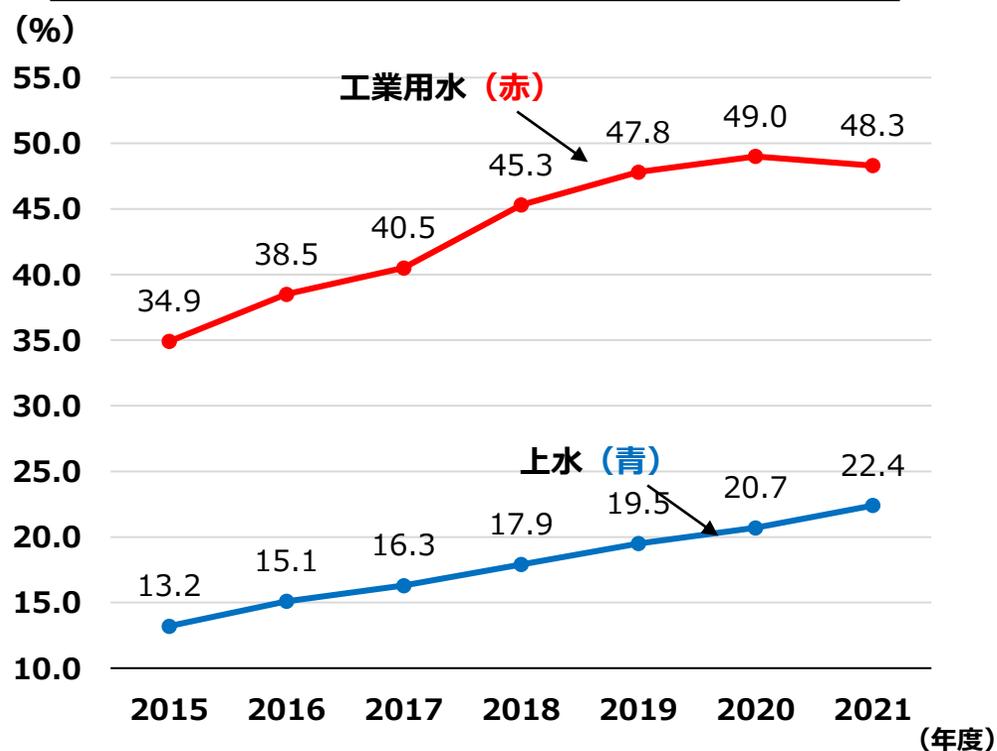
- (イ) 老朽化対策や強靱化対応を加速させていくためにも、例えばウォーターPPP等の民間活用や、効率化・合理化、高収益化といった**工業用水道事業者の経営改善を促すインセンティブを検討すべき**ではないか。

2(3)b.工業事業者の経営改善

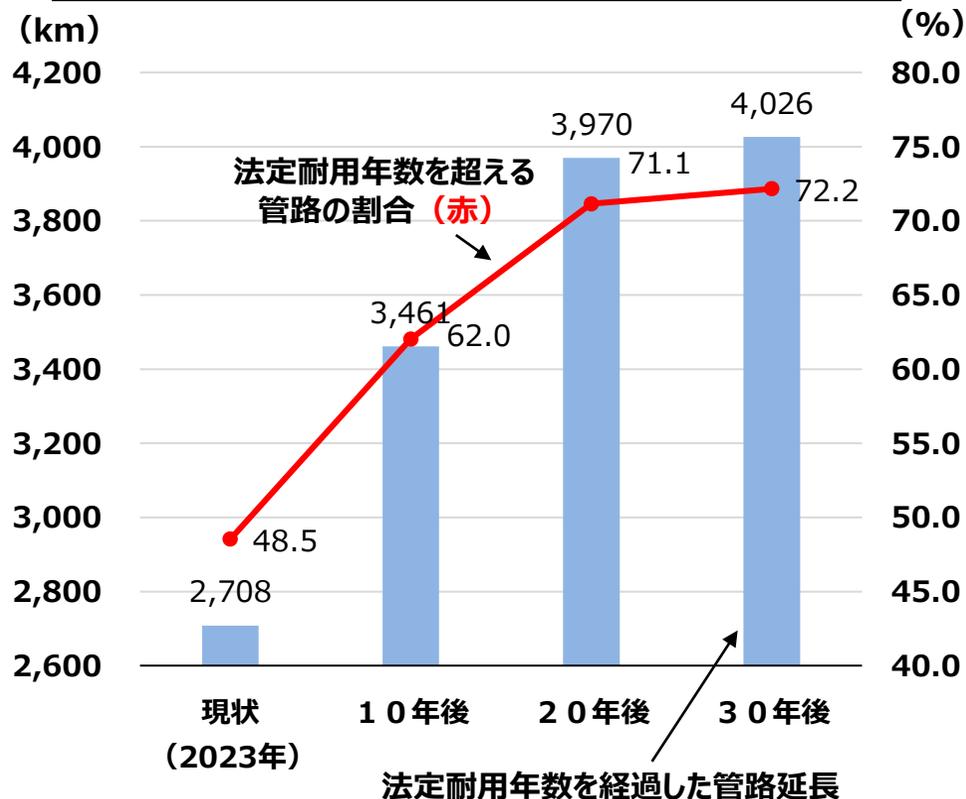
工業用水道事業における管路の老朽化の進行状況

- 法定耐用年数（40年）を超えた管路の割合は足下で約50%。上水道と比較して高く推移。
- 加えて、各工業用水道事業者が策定している計画に基づき順調に更新・耐震化工事が行われたとしても、30年後には70%以上の管路が法定耐用年数を超えるものと想定される。

法定耐用年数を超えた管路の割合



今後法定耐用年数を超える管路の割合



(注) 2023年3月31日時点の管路総延長と30年後までの法定耐用年数を経過した管路延長を回答した163事業の回答を集計。

(出所) (左図) 総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

(右図) 工業用水道事業者を対象としたアンケート(2023年12月)を基に作成。

2(3)b.工業事業者の経営改善

強靱化対応に向けた課題

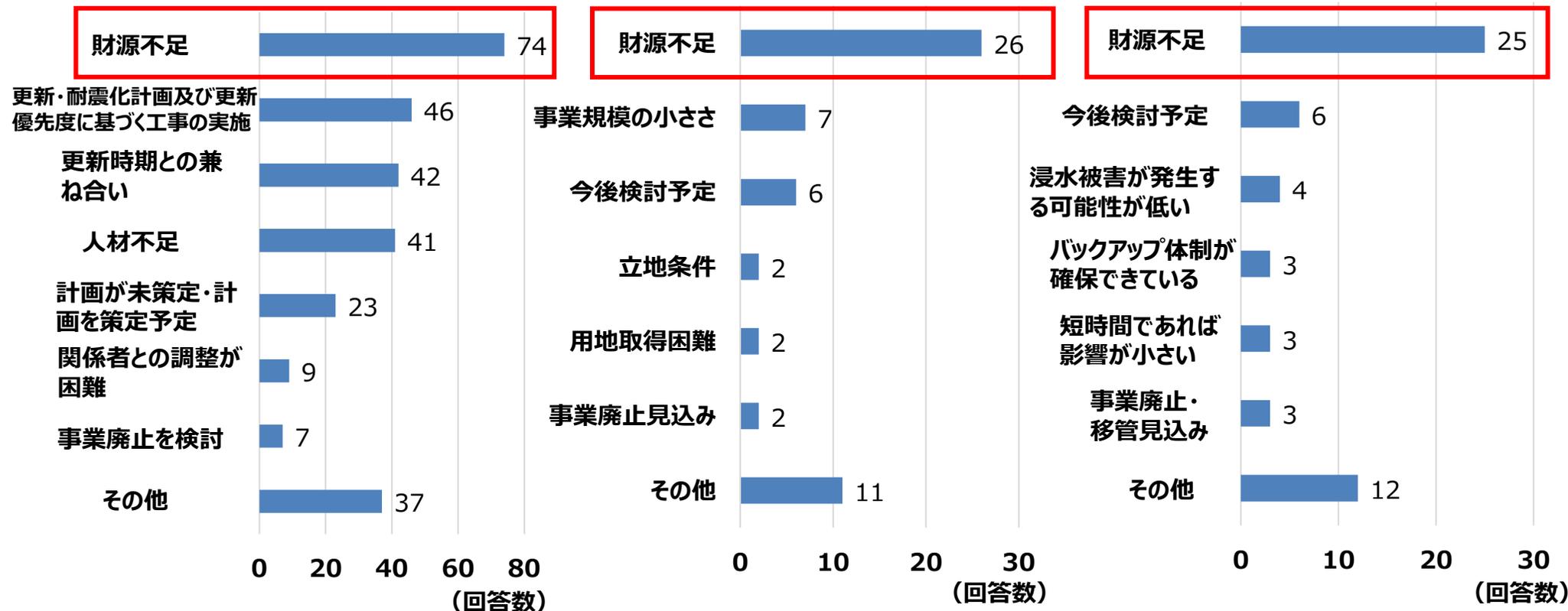
- 耐震化対策、浸水対策、停電対策のいずれも、その実施に向けた最大の課題は「財源不足」。
- こうした状況を根本的に解決するためには、工業用水道事業者による経営改善が不可欠。

強靱化対応に向けた課題

【耐震化対策】

【浸水対策】

【停電対策】



(注) 耐震化対策については「令和7年度までに基幹管路の耐震適合率60%が達成できない理由」、浸水対策及び停電対策については「検討中（未実施）または予定なしの理由」。耐震化対策、浸水対策、停電対策はそれぞれ136事業、45事業、46事業の回答から作成。複数回答。

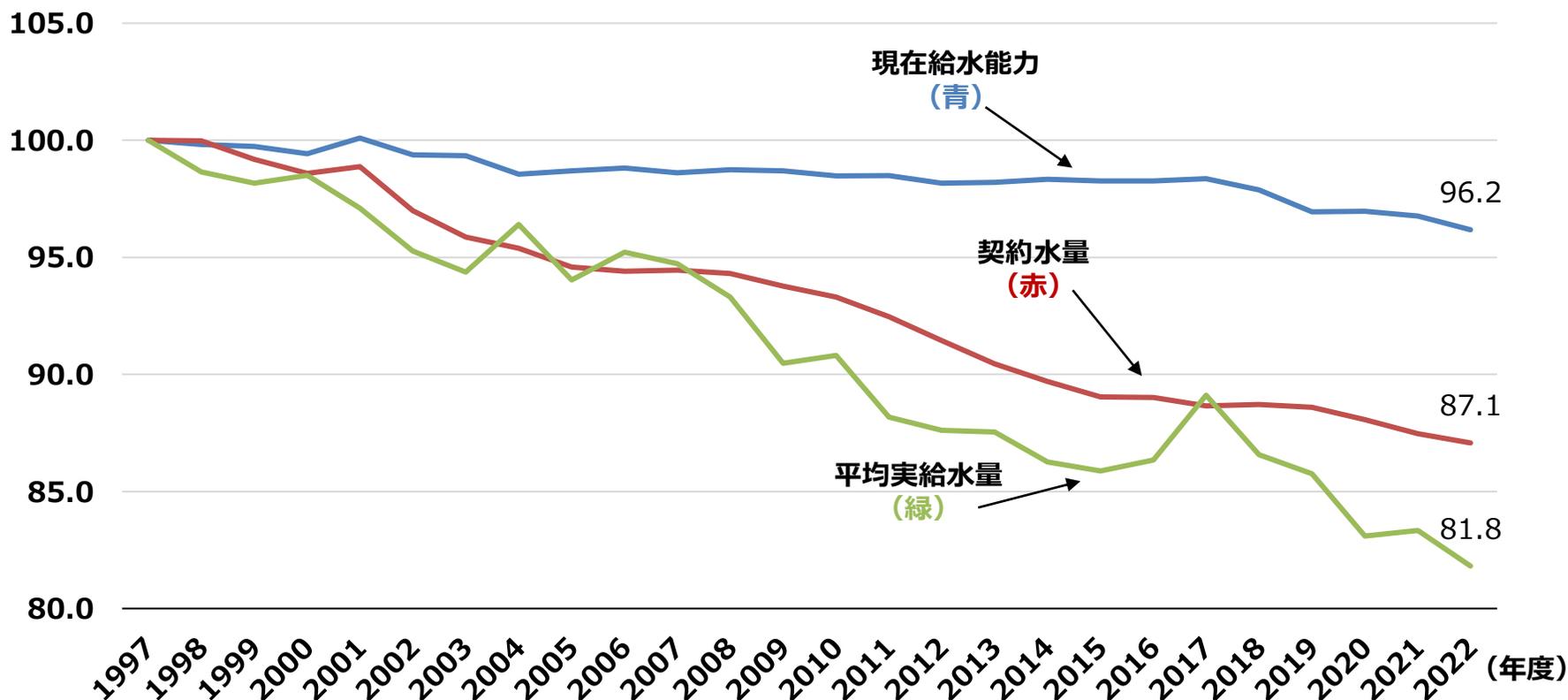
(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（2024年2月）を基に作成。

2(3)b. 工業事業者の経営改善

工業用水道事業における需要の変化

- 産業構造の変化等により、工業用水の需要は減少傾向（2022年度における契約水量、平均実給水量はそれぞれ1997年度比で約13%、約18%減）。
- 一方で、現在給水能力はほぼ横ばい（1997年度比で約4%減）で推移。

(1997年度=100)



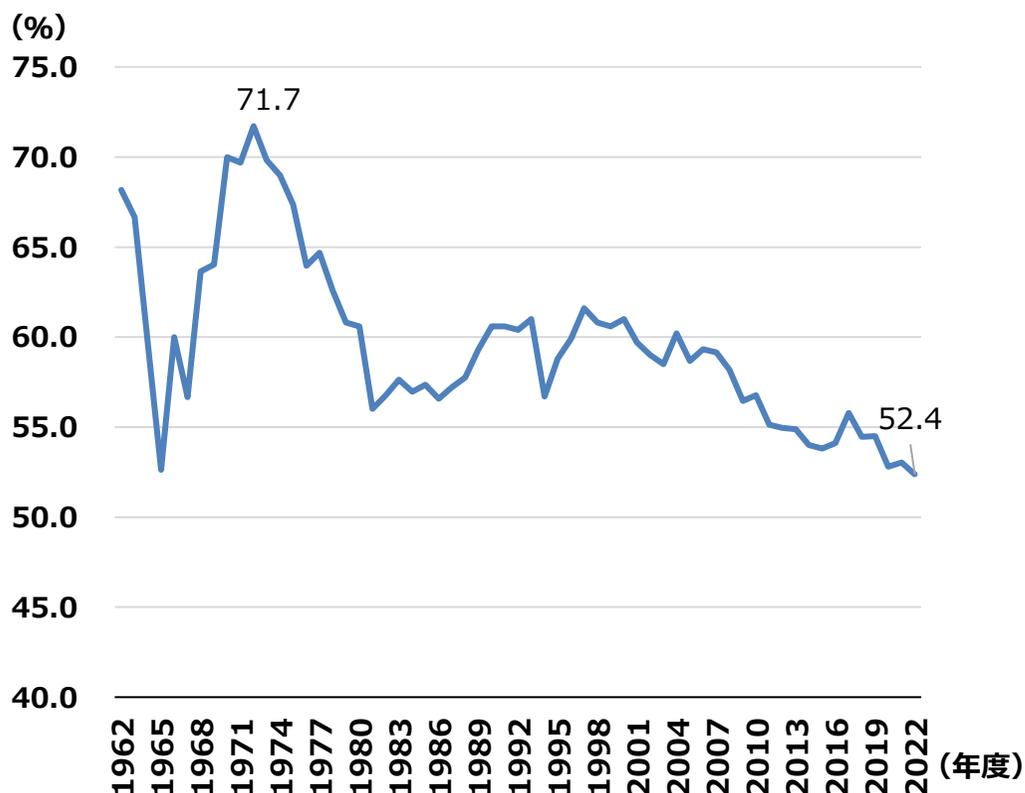
(注) 1997年度の現在給水能力、契約水量、平均実給水量を100とし、指数化した数値。

(出所) 工業用水道事業法に基づく報告(毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告)を基に作成。(工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。232事業の報告から作成。)

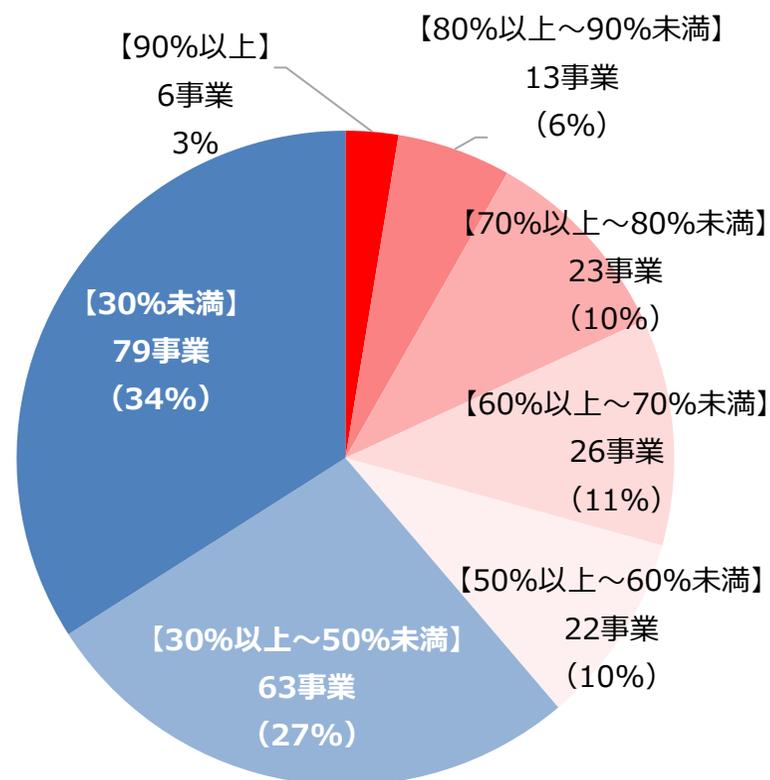
施設の稼働状況

- 工業用水道施設の稼働率は、1970年代の約70%をピークに減少し、足下では約50%まで低下。また、工業用水道事業のうち約60%は、その施設稼働率が50%未満。
- 足下でも、必要以上の設備を保持し、ランニングコストをかけている工業用水道事業者が少なくない可能性。

工業用水道事業全体の施設稼働率



施設稼働率別に見た事業数の割合

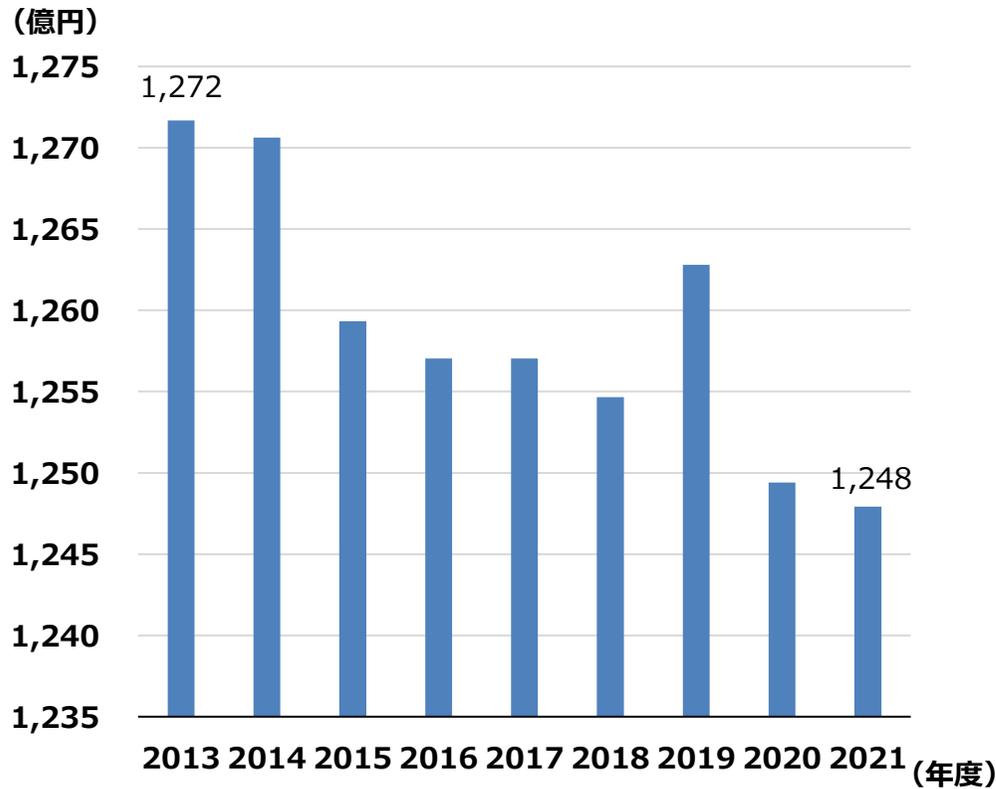


(出所) 工業用水道事業法に基づく報告 (毎年度 3 月末時点の数値を翌年度 7 月末までに報告) を基に作成。(工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。232事業の報告を基に作成。)

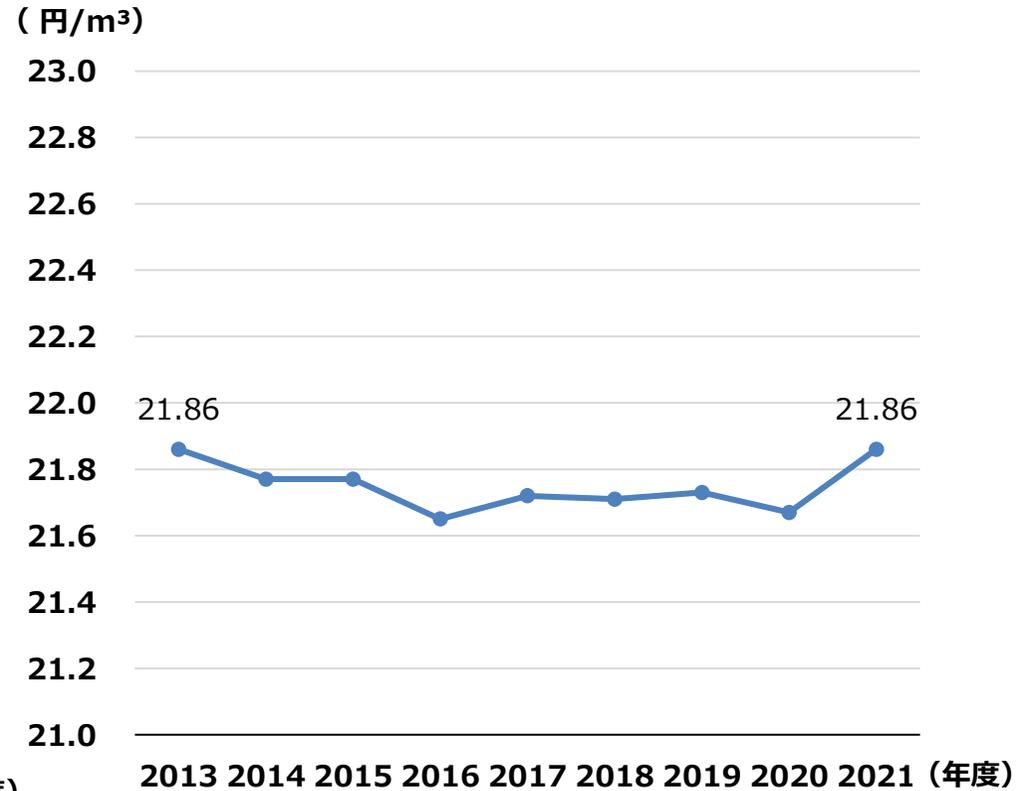
料金収入の状況

- 工業用水の需要の減少を背景に、工業用水道事業者の主な収入源である料金収入額は減少傾向。
- 工業用水道事業者が供給する工業用水の平均料金は、近年横ばいで推移。

全工業用水道事業者における料金収入の推移



工業用水の平均料金の推移



1. 問題意識と本日の論点

2. 基礎資料

- (1) 良質な雇用を創出する中堅・中核企業支援の在り方
- (2) 地域の産業政策支援の在り方
- (3) 国内投資促進に向けた産業基盤整備政策の在り方

3. 足元で実施した施策等

- (1) 中堅企業政策関係
- (2) 産業立地政策関係
- (参考) デジ田総合戦略関係

足元での施策の進捗状況

(1) 中堅・中核企業政策関係

- ① 産業競争力強化法の改正により、常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者除く）を「**中堅企業者**」、特に賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を「**特定中堅企業者**」と定義。特定中堅企業者が地域未来法の計画承認を受けた場合の**設備投資減税を拡充**。
- ② 令和5年度補正予算において、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現するよう、**中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金等**を創設。
- ③ 昨年6月に、中堅企業等支援に関する取組方針を政府全体で取りまとめ。**女性活躍や子育て支援等に取り組む企業への支援の拡充**を各省に求めるとともに、経産省としても、**補助金において、補助目的を鑑みつつ、子育て支援・女性活躍推進企業に対して原則加点措置**を実施。また、同方針に基づき、本年3月に特に中堅企業の成長促進に効果的な施策を厳選しパッケージを作成。

(2) 産業立地政策関係

- ① 昨年末に、世界に伍して競争できる「**国内投資促進パッケージ**」を政府全体で取りまとめ。総合経済対策において、工業用水等の**大規模な生産拠点の関連インフラ整備に関する交付金の創設**や**土地利用転換の迅速化等**を措置。また、令和4年度第2次補正予算で措置した**事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠）**において、第12回公募より、**国内回帰に加えて地域サプライチェーンの維持・強靱化に資する投資も支援する**。
- ② 加えて、産業用地の整備をより強力に推進するため、全国の産業用地を掲載した検索サイト（「**METI土地ナビ**」）をリニューアルするとともに、**産業用地の整備に関するノウハウや事例を整理したガイドブックを公開**する。

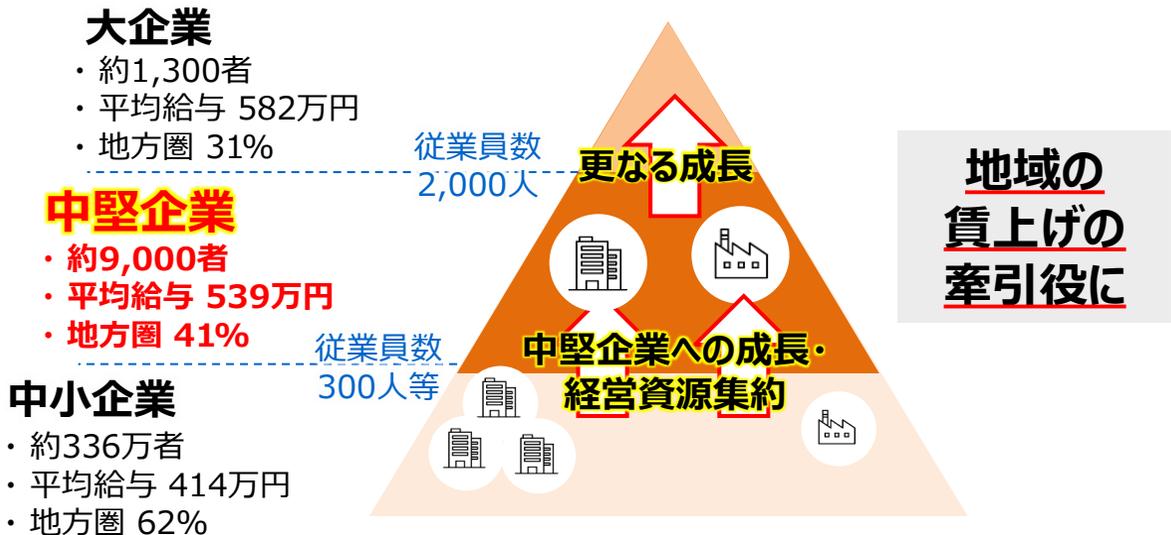
(参考) デジ田総合戦略関係

- ① 政府全体として、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」の実現のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、「**デジタル田園都市国家構想総合戦略**」を策定。
- ② 地域への「人の流れ」を作るべく、2015年度から、**地方において事務所等を整備する企業に対し、税制優遇（地方拠点強化税制）等を措置**しているが、2024年度の税制改正において、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出にむけ、**制度の対象となる事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等**を実現。
- ③ また、デジ田総合戦略の実現のため、デジタル実装の前提となるインフラ整備を強力に推進するための「**デジタルライフライン全国総合整備計画**」や、交通の活性化と地域の社会課題解決を一体的に推進するための「**地域の公共交通リ・デザイン実現会議**」等を措置。

3(1)①. 中堅・中核企業

中堅企業政策 3つの対策の創設

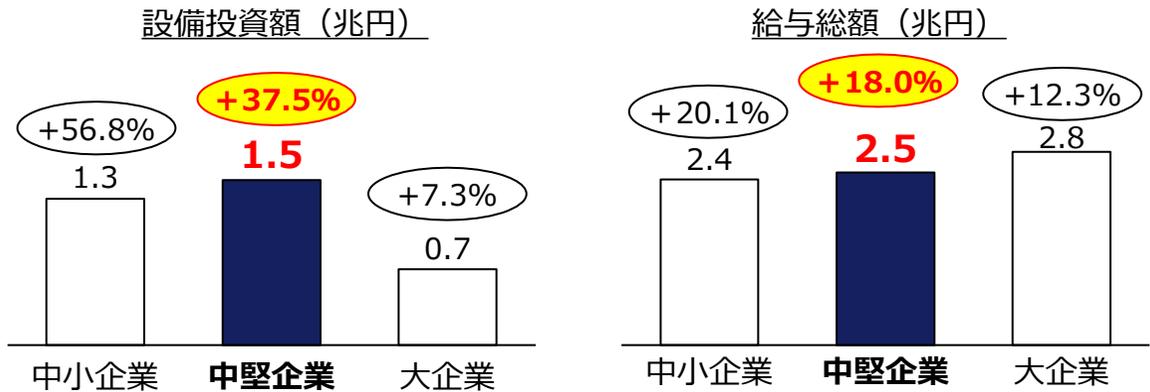
- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。



中堅元年『3つの対策』の創設

- ① **賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設**
 ・補正予算（経済対策）で **3年3,000億円**
 ・地域未来投資促進税の「**中堅企業枠**」創設（税額控除率の引き上げ）
- ② **賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設**
 ・大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、**措置を強化**
- ③ **経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設**
 ・中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を**複数回M&A（グループ化）**を行う場合に**税制面のインセンティブ**を付与

中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率



3(1)①. 中堅・中核企業

大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらす**として、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容 ※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

- 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下**
※中小企業者及びみなし大企業を除く
- 2. 良質な雇用の創出**
地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認
- 3. 将来の成長性**
将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認
- 4. 経営力**
成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
 *2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上
 *3 1~3については、産業競争力強化法において規定

3(1)②. 中堅・中核企業

中堅・中小企業の持続的賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資促進補助金

- 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

大規模成長投資の支援

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

✓ 予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**
(令和5年度補正予算額1,000億円)

✓ 事業スキーム

中堅・中小企業が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援（補助率**1/3**（上限50億円））
※投資下限額は10億円

✓ 成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、**対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現**する。

3(1)③. 中堅・中核企業

中堅企業等支援に関する今後の取組方針 概要

中堅企業等支援に関する基本的な考え方

- 中堅企業は、地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待。加えて、良質な雇用拡大は、特に若い世代の所得を増やす観点から、若者の結婚・子育ての希望を高め、少子化対策にも貢献。
- このため、**地域経済の底上げ**及び**良質な雇用の創出**を担う**中堅企業等の更なる成長促進**のため、関係省庁において、今後、下記の取組方針に基づき施策を検討・実施する。

1.国内投資拡大・イノベーションの促進

(1) 地域産業構造の転換

- 内外の環境変化に対応し、**G X・D X**など重点分野での**大胆な投資拡大**を力強く支援し、地域における**産業構造への転換**と**若年層の所得増加**を促す。
 - GX・DX等への投資（食品産業、データセンター、サイバーセキュリティ、物流、企業間取引等）
 - 循環経済への移行（産官学CEパートナーシップ、研究開発・設備投資）
 - 経済安全保障の徹底（サプライチェーンの強靱化等）

(2) 企業立地環境の整備

- 国際環境の不確実性の増加やコスト面での立地環境の変化等を踏まえ、企業立地に係る**土地利用・インフラ制約の解消**を進め、日本の**立地競争力を強化**する。
 - 産業インフラの整備（道路・港湾・工業用水・産業用地等）
 - 企業立地・投資への支援（戦略分野における企業の中長期的な予見可能性を確保）

(3) 研究開発・イノベーションの推進

- **研究開発**の促進や硬直的な日本社会を活性化する担い手となるスタートアップの育成により、新時代の競争力の源泉ともなる**イノベーション**を促進する。
 - 大学等とのオープンイノベーションの促進（実用化・起業への試験研究等）
 - スタートアップ育成5か年計画の推進（事業成長担保権の創設、データのオープン化等）

3.外需獲得（グローバル展開・インバウンド取込）の支援等

(7) 輸出促進・海外展開

- 日本を新たな成長軌道に乗せていくため、**販路開拓**や海外企業との協業を含め、技術と意欲ある企業の**海外展開**を政府一体となって支援する。
 - 海外への販路開拓支援（新規輸出1万者支援プログラム、日本人弁護士の活用促進等）
 - 海外展開への支援（インフラアドバイザー、農林水産物・輸出促進アドバイザー等）

(8) インバウンド

- **インバウンドの本格的な回復・拡大**を図るとともに、外国人観光客を呼び込むという観点から更に視野を広げ、**国際的な人的交流を伴う取組**を促進する。
 - インバウンド戦略の展開（観光再始動事業、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化、ポストコロナを見据えた受入環境整備の促進等）

2.良質な雇用の実現

(4) 両立支援・働き方改革

- 出産・育児支援を投資と捉えて職場の文化・雰囲気を変え、**働き方改革の推進**と併せて、**仕事と子育ての両立**が可能な良質な雇用に創出する。
 - 女性活躍や子育て支援等に取り組む企業への支援（補助金における優遇措置、家事支援サービス等）
 - こども未来戦略方針の推進（育休を支える体制整備への助成措置の大幅強化等）

(5) ヒトへの投資

- **コストの適切な転嫁**を通じたマークアップを確保するとともに、**リ・スキリング**による能力向上等を支援し、物価高に打ち勝つ持続的で**構造的な賃上げ**を実現する。
 - 中堅・中小企業の賃上げ（パートナーシップ構築宣言・賃上げを後押しする予算措置）
 - リ・スキリングによる能力向上支援（企業向けの助成金、**個人への直接支援**等）

(6) 人材の確保

- **地方への人の流れを創出・拡大**し、関係人口の拡大・深化を含めて地域を支える**人材の確保・育成**を図る。
 - 地域における人材の育成・インターンシップの促進（地域の人事部、地域金融機関等）
 - 移住・Uターン等の促進（移住支援金の対象追加、地方暮らしの魅力発信、地方拠点強化税制の活用、テレワーク等）
 - 海外からの人材・資金を呼び込むための**アクションプラン**等の推進（J-Skip、J-Find等の新たな高度人材受入れに係る制度の創設等）

4.経営基盤の強化・整備

(9) 事業承継・M&Aを含む経営モデルの変革

- 地域経済の牽引や外需拡大に貢献し、賃上げを可能にする持続的な利益を生み出す**成長意欲を持つ中堅企業等に対して、集中支援**する。
 - 経営力の向上（新事業展開等への集中支援、成長志向の企業の創出等）
 - 事業承継・M&Aへの支援（事業承継・引継ぎ支援センター、中小M&A推進計画等）

(10) 経営改善・事業再生

- 感染症の影響等への対応で**債務が増大している中堅企業等の収益力改善・事業再生・再チャレンジ**への支援を強化する。
 - 経営改善・事業再生（REVIC、経営力強化支援ファンド）
 - **エクイティファイナンスの活用**（エクイティ・ガバナンスガイドスの普及・利用促進）

3(1)③. 中堅・中核企業

経済産業省の補助金における子育て支援・女性活躍企業の優遇措置

- 経済産業省では、補助金において、補助目的を鑑みつつ、子育て支援・女性活躍推進企業に対して原則加点措置を実施。

【中小企業向け補助金加点の例】

■ 対象の補助金

ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金 等

■ 加点措置例 (※1)

①	全ての申請者	くるみん認定又はえるぼし認定 (※2) を取得している場合
②	従業員100名以下	次世代法又は女活法の一般事業主行動計画 (※3) を策定し、専用サイト (※4) で公表している場合

※1 加点幅は①>②とし、両方に該当する場合は①の分のみとする。

※2 法律（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）に基づき、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」（くるみん及びトライくるみん）、「女性活躍推進企業」（えるぼし）を認定する制度。

※3 法律（次世代法・女活法）に基づき、従業員101人以上の事業主に策定等が義務づけられている計画。従業員100人以下の事業主については努力義務とされている。

※4 両立支援のひろば又は女性の活躍推進企業データベース。



くるみんマーク



えるぼしマーク

中堅企業成長促進パッケージ

- 第6回中堅WGで取りまとめた取組方針の重点4本柱に基づき、第7回中堅WGにて**12府省庁・全190の施策**をまとめた。このうち、特に中堅企業の成長促進に効果的な**18の施策を厳選しパッケージを作成**。

1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

1. 企業立地・投資への支援

- ・ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【経産省】

2. 設備投資・生産性向上

- ・ 大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充【経産省】

3. 地域課題の解決

- ・ ローカル10,000プロジェクト【総務省】

4. GX・DX等への投資

- ・ 物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化【国交省】

3. 外需獲得（グローバル展開・インバウンド取込）の支援等

1. 海外への販路開拓支援

- ・ 効率的な輸出物流の構築・輸出向けHACCP等対応施設の整備【農水省】
- ・ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）【農水省】
- ・ 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務【国交省】

2. 海外展開への支援

- ・ 開発途上国の課題解決型ビジネスづくり支援【外務省】
- ・ HACCP等への対応支援【農水省】

3. インバウンド戦略の展開

- ・ 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業【国交省】

2. 良質な雇用の実現

1. 中堅・中小企業の賃上げ

- ・ キャリアアップ助成金【厚労省】
- ・ 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設【経産省・中企庁】

2. リ・スキリングによる能力向上支援

- ・ 人材開発支援助成金【厚労省】

3. 地域における人材の育成獲得・インターンシップの促進

- ・ プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業【内閣官房・内閣府】
- ・ 地域企業経営人材マッチング促進事業【金融庁】

4. 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン等の推進

- ・ マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進【入管庁】

4. 経営基盤の強化・整備

1. 経営力の向上

- ・ 新事業展開等への集中支援【経産省】

2. 経営改善・事業再生

- ・ 中堅・中小グループ化税制【経産省・中企庁】

その他施策はこちら
[施策PR集：首相官邸HP](#)



- 日時：12月21日（木） 11:40～12:10 @官邸 2階大ホール（対面・オンラインのハイブリッド）
- 趣旨：政府から、世界に伍して競争できる「国内投資促進パッケージ」を発表するとともに、経済界からも改めて国内投資拡大を継続する決意を表明することで、政府・経済界一丸となって国内投資を進めることで、経済を新たなステージに移行していくという機運を醸成。

政府等

岸田 文雄 内閣総理大臣
 林 芳正 内閣官房長官
齋藤 健 経済産業大臣
新藤 義孝 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

松本 剛明 総務大臣
 鈴木 俊一 財務・金融担当大臣
 盛山 正仁 文部科学大臣
 斉藤 鉄夫 国土交通大臣
 伊藤 信太郎 環境大臣
自見 はなこ 内閣府特命担当大臣（地方創生）
 武村 展英 農林水産副大臣
 古賀 篤 内閣府副大臣（経済安保担当）
 塩崎 彰久 厚生労働政務官
 土田 慎 デジタル大臣政務官

村井 英樹 内閣官房副長官
 森屋 宏 内閣官房副長官
 栗生 俊一 内閣官房副長官

植田 和男 日本銀行総裁

民間

十倉 雅和 日本経済団体連合会会長
小林 健 日本商工会議所会頭
栗原 美津枝 経済同友会副代表幹事
三木谷 浩史 新経済連盟代表理事
加藤 勝彦 全国銀行協会会長

木藤 俊一 出光興産（株）代表取締役社長
木下 和洋 アオイ電子（株）代表取締役社長
石野 晴紀 （株）石野製作所代表取締役社長

（地域経済連合会 オンライン参加（発言なし、傍聴））

3(2)①. 産業立地

国内投資促進パッケージの概要

I. 分野別の戦略投資促進

(1) GX推進戦略による官民投資促進

【分野別投資戦略の遂行による、重点分野でのGX投資促進】

＜成長志向型カーボンプライシング・規制制度による投資促進策＞

- ◆ 成長志向型カーボンプライシングによるGX投資インセンティブ
- ◆ GX実行に向けた複数社連携における独占禁止法に関する課題への対応

＜GX経済移行債による投資促進策＞

- ◆ 戦略分野国内生産促進税制の創設
- ◆ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費
- ◆ GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業
- ◆ 排出削減が困難な産業におけるI初級・製造プロセス転換支援事業
- ◆ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
- ◆ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業
- ◆ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業
- ◆ 水素等のサプライチェーン構築に向けた事業環境整備 等

＜省エネ・再エネ＞

- ◆ 省エネルギー投資促進支援事業費
- ◆ 洋上風力発電の導入促進に向けた基地港湾等の計画的整備の推進 等

(2) DX・経済安全保障・フロンティア

＜半導体・AI・量子＞

- ◆ 先端半導体の国内生産拠点の確保
 - ◆ AIの基盤的な開発力強化に資する計算資源の整備
 - ◆ 量子・古典融合技術の産業化支援機能強化事業
- ＜経済安全保障・フロンティア＞
- ◆ 経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強化支援事業
 - ◆ 宇宙戦略基金の創設 等

(3) インフラ

＜産業インフラ＞

- ◆ 大規模な生産拠点の関連インフラ（工業用水、下水道、道路）の整備を行う「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」
 - ◆ 産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化
- ＜物流＞
- ◆ 道路ネットワークの構築・機能強化 等

(4) 観光・文化・コンテンツ

- ◆ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- ◆ 地方誘客促進によるインバウンド拡大
- ◆ 空港受入環境整備等の推進
- ◆ 動画配信サービス普及等の市場環境の変化を踏まえたコンテンツの制作・流通の促進
- ◆ クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業 等

(5) ヘルスケア

- ◆ ヘルスケア産業基盤高度化推進事業
- ◆ 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業
- ◆ 医療系ベンチャー海外投資獲得支援事業 等

II. 横断的な取組

(1) 人への投資

＜賃上げ・所得向上＞

- ◆ 賃上げ促進税制の強化
- ◆ 新しいNISA制度の普及・活用促進

＜人的投資・人材競争力の強化＞

- ◆ リスキングを通じたキャリアアップ支援事業
- ◆ 高等教育機関における共同講座創造支援事業 等

(2) 中堅企業・中小企業・スタートアップ等

＜中堅企業・中小企業＞

- ◆ 中堅企業の成長促進に向けた産業競争力強化法の見直し
- ◆ 中堅3税（地域未来投資促進税制、賃上げ促進税制の中堅企業枠、中堅・中小グループ化税制）に関する措置
- ◆ 中小企業省力化投資補助事業
- ◆ 中小企業生産性革命推進事業

＜スタートアップ＞

- ◆ 起業家等の海外派遣・シリコンバレー拠点形成事業
- ◆ スタートアップ関係税制措置（エンジェル税制の拡充・OI税制の延長）

＜その他横断的な取組＞

- ◆ 政投銀の「特定投資業務」を含む投融資業務を通じた民間投資の推進 等

(3) 研究開発・イノベーション

- ◆ イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設
- ◆ 官民による若手研究者発掘支援事業
- ◆ ムーンショット型研究開発制度
- ◆ 3GeV高輝度放射光施設（NanoTerasu）の整備・共用等 等

III. グローバル市場を見据えた取組

- ◆ 資産運用立国の実現に向けた取組
- ◆ 対内・対外直接投資等促進体制整備事業

- ◆ コーポレートガバナンス改革の推進
- ◆ 農林水産物・食品の輸出促進 等

① 施策の目的

半導体等の大規模な生産拠点整備を支える関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、雇用機会の創出等を図る。

② 施策の概要

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援するための新たな交付金を創設する。

※デジタル田園都市国家構想交付金の新たなタイプ(地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ)として創設。

③ 施策の具体的内容

○都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定

(実施計画には、民間事業者と連携し、生産拠点の整備に必要な関連インフラ整備事業を記載)

○実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成

○配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行

【交付対象事業】

選定された民間プロジェクトの関連インフラ(工業用水、下水道、道路)の整備に係る事業で、実施計画に記載されたもの

※交付割合は、工業用水 :3/10 等
下水道 :1/2 等
道路 :5.5/10 等

大規模生産拠点整備プロジェクト

選定

プロジェクト選定会議

TSMC
熊本工場ラピダス
北海道

【プロジェクト選定に当たっての視点】

◎半導体など、国策的見地から支援すべき大規模な生産拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること

◎関連インフラを当該地域に一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性(※)があること

※以下の点で合理的と認められるもの

- ・周辺地域において基礎的なインフラが整備されている等
- ・災害リスクによる影響が軽微であると見込まれるエリアへの新規立地である等

◎雇用機会の創出、地域経済の活性化など、周辺地域の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

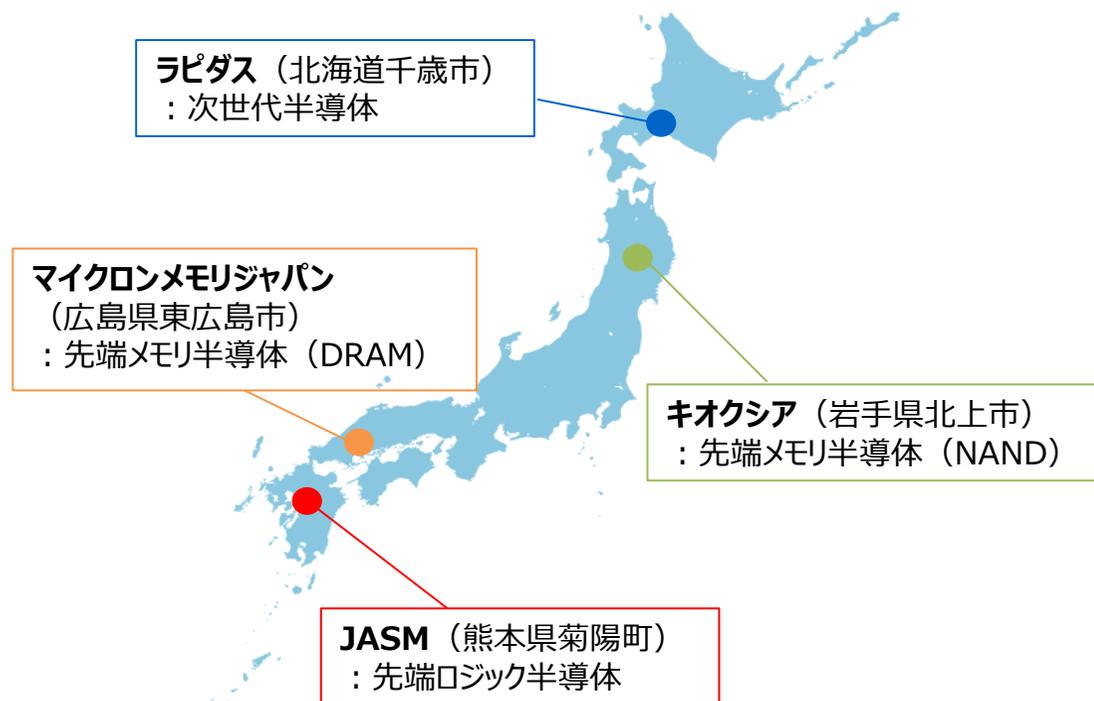
支援

地域産業構造転換
インフラ整備推進交付金

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の支援対象となる民間プロジェクトの選定について (概要)

- R5補正予算において、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を支援するための新たな交付金を創設したところ (R5補正：60億円)。
- 今般、①国策的意義 (大規模なリーディングプロジェクトであること等)
②関連インフラを一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性
③地方創生への寄与 (雇用機会の創出等)
の3つの視点から、本交付金の支援対象として4件の民間プロジェクトを選定 (R5.12.15)。
- 今後、選定した民間プロジェクトの関連インフラ整備について、各自治体に対して支援を行う。

<今回選定する民間プロジェクト>



<今年度支援を行う予定の関連インフラ>

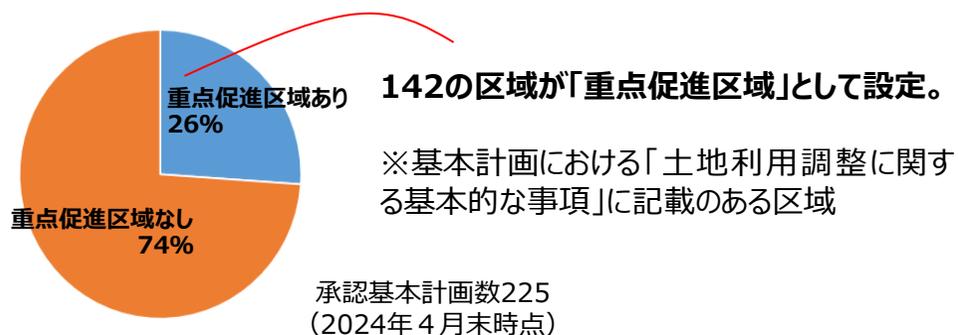
北海道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 道路
岩手県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 下水道
広島県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 道路
熊本県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 道路

地域未来法・基本計画における重点促進区域の設定状況

- 土地利用調整が必要となる区域（農地又は市街化調整区域）を含む「重点促進区域」を設定する基本計画は全体の約4分の1。

基本計画における重点促進区域の設定状況

- 59の基本計画が「重点促進区域」を設定

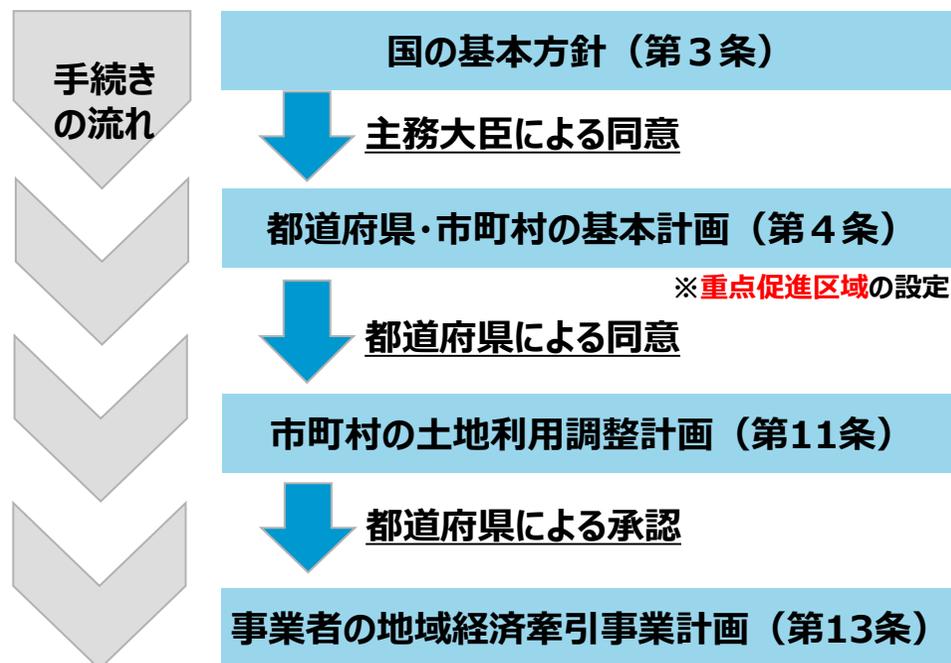


(参考) 地域未来法による土地利用調整の実績

- 農振除外／農地転用
承認地域経済牽引事業計画数：51
これらによる付加価値創出額（見込み）は合計**976.8**億円
- 市街化調整区域の開発許可
承認地域経済牽引事業計画数：5
これらによる付加価値創出額（見込み）は合計**21.4**億円

※付加価値創出額（見込み）は、それぞれの承認地域経済牽引事業計画を参考として算出。

(参考) 土地利用調整の仕組み



地域未来法の活用による土地利用転換の迅速化

- 地域未来法では、一定の条件を満たす施設を整備する場合は、市街化調整区域における開発許可等において配慮が受けられる。
- 今般、地域未来法の特例の対象となる施設の追加、土地利用転換手続きに要する期間の短縮により、産業立地の際の土地利用転換の迅速化を図る。

1 土地利用転換の柔軟化

- ICや幹線道路周辺において、都道府県知事等がまちづくりの全体像に位置付けた区域に立地する**工場や物流施設等を許可の対象施設に追加**。

<告示改正：令和5年12月28日>

現行

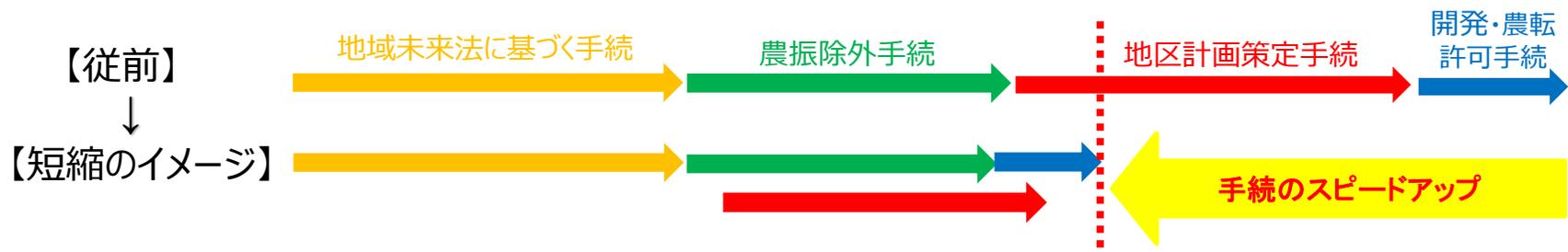
<許可にあたっての配慮対象施設>

- ・流通結節点近傍の食品関連物流施設等
- ・高速IC近傍の次世代モビリティ対応物流施設
- ・農林水産物等の生産地近傍の工場等
- ・変電所近傍のデータセンター

2 手続きのスピードアップ

- 関係者の同意のもと、農地転用、開発許可等に係る手続きを同時並行的に進め、**土地利用転換手続きに要する期間を大幅に短縮**。

<通知文発出：令和5年12月28日>



3(2)①. 産業立地

産業立地に係る関連都市インフラの整備等の推進

【予算】国土交通省都市局まちづくり推進課 市街地整備課	
○都市再生整備事業	30億円（令和5年度補正）
社会資本整備総合交付金5,065億円の内数	（令和6年度当初）
○民間都市開発推進資金	20億円（令和5年度補正）
	20億円の内数（令和6年度当初）

① 施策の目的

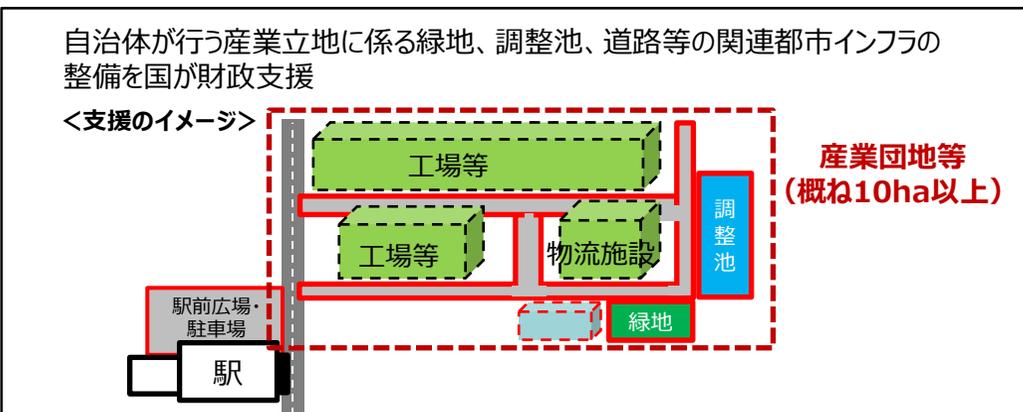
- 国内投資の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラの整備、物流施設等の整備を推進する。

② 施策の概要

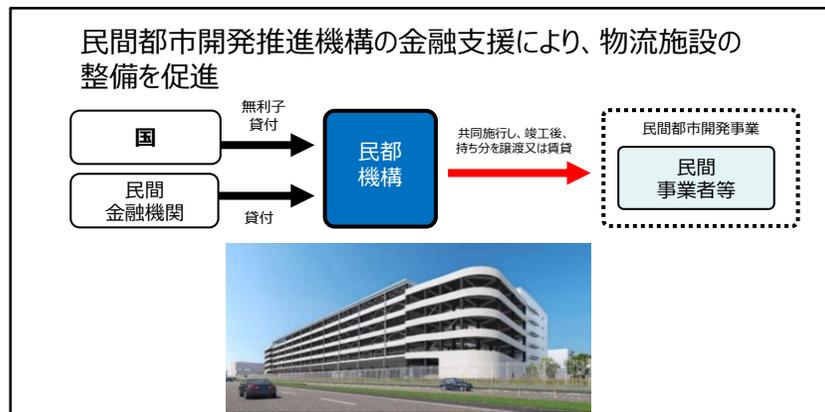
- 近年、サプライチェーン対策としての生産拠点の国内回帰の動きもあり、産業用地は不足している状況。これを踏まえ、新たな国土利用計画では、今後10年間で工業用地面積を約1万ha増加させる目標を設定。また、物流の2024年問題への対応の観点から、物流施設の整備も重要な課題。
- 付加価値の高い製造業、物流業等の域外から稼ぐ産業の地方立地や産業集積を促進するため、緑地、調整池、道路等の関連都市インフラや物流拠点の整備を図る。

③ 施策の具体的内容

■ 関連都市インフラの整備【社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）】



■ 物流施設の整備【民間都市開発推進機構の金融支援】



④ 施策の効果

- 近年、地方都市の域外から稼ぐ力は大きく低下している状況を踏まえ、製造業や物流業など、域外から稼ぐ産業の地方立地や産業集積を促進することにより、地域雇用の創出や地域経済力の底上げを図る。例えば、国土交通政策研究所の試算によると、10haの産業用地整備を行った場合には宅地造成や建築投資等により約130億円の経済効果が見込まれるほか、雇用の誘発や製品出荷による経済効果、税収の増加などによる地域経済の活性化が大いに期待される。

事業再構築補助金サプライチェーン強靱化枠（第12回公募）

- 令和4年度第2次補正予算で措置した事業再構築補助金サプライチェーン強靱化枠において、第12回公募より、国内回帰に加えて**地域サプライチェーンの維持・強靱化に資する投資**も支援。

✓概要

ポストコロナの経済社会において、**海外で製造等する製品の国内回帰**や**地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠な製品の生産**により、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を支援

✓補助上限額

5億円

※建物費を含まない場合は3億円

✓補助率

中小企業等 1/2

中堅企業等 1/3

✓公募期間

令和6年4月23日～7月26日

事業再構築要件 (サプライチェーン強靱化枠の対象となるもの)

国内回帰	<ul style="list-style-type: none"> 海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備する
地域サプライチェーン 維持・強靱化	<ul style="list-style-type: none"> 地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備する

※ 事業再構築要件を構成する要件として、「国内回帰」では【海外製造等要件】、「地域サプライチェーン維持・強靱化」では【地域不可欠性要件】を満たすことが必要。またいずれの場合も【導入設備の先進性要件】、【新事業売上高10%等要件】を満たすことが必要。

※ その他、【金融機関要件】【付加価値額要件】【給与総額増加要件】【国内増産要請要件】【市場拡大要件】【デジタル要件】【事業場内最低賃金要件】【パートナーシップ構築宣言要件】の要件あり。

「METI土地ナビ」について

- 工場立地法に基づく工場適地調査により、**工場適地**（原則9,000㎡以上の土地を対象）の自然条件、立地条件を調査し、「**METI土地ナビ**」で公開。工場を設置しようとする企業等に対し情報提供。
- 令和5年度にデザインやUIを一新、工業用水等の「条件から探す」機能、お気に入り登録や比較機能等の新たな機能を追加。また、自治体のPRコンテンツとして、**自治体の企業誘致の取組に関する情報を掲載**。

METI土地ナビトップページ



「条件から探す」画面



自治体PRコンテンツ

METIに当地ナビ

福井県大野市

新たな魅力ある企業の立地や市内企業の働きやすい環境整備により、若者や子育て世帯をはじめ、市民が生き生きと働くまち。

(2024/3/28掲載)

中部縦貫自動車道の県内全線開通、北陸新幹線の福井・敦賀間などモータリゼーション、「稼ぐ」経済効果のプランの活用を通じ、市内事業者の「稼ぐ力」と企業価値が向上することにより、自立し、好循環が生まれる地域経済を目指します。

福井県大野市
人口：30,440人（2024年1月現在）
面積：872.43km²
交通アクセス：
中部縦貫自動車道 大野IC(0+3.4km)

大野市は、織田信長の武府である金崎長近が築城した大野城を中心に城下町が広がり、その歴史的な風情やまちなみから、北陸の小京都と呼ばれています。

また、日本百名山の一つである荒島山など白山の支脈の山々に囲まれており、湧き出る水と豊かな気候をもたらした、歴史、文化、伝統が息づく素晴らしい中核都市として発展してきました。

※工業統計調査、経済センサス・活動調査による。

大野市を動める3つのポイント

ポイント① ★災害に強いまち
大野市は地震が発生する確率が低いと評価されており、内陸に位置しているため、津波のリスクが低いです。また、災害地域ですが、救済体制が整備されているため、企業の運営に影響が出ることはほぼないため、BOPの観点からも注目されています。

ポイント② ★★中部縦貫自動車道によりアクセス向上！
令和8年度（予定）の中部縦貫自動車道の福井県内全線開通により、中京圏・関東圏などへのアクセスが向上します。さらに、県内区間は全線無料です！

ポイント③ ★★最大6億円の企業立地助成制度
工場等の建設や用地取得などに対して手厚い助成制度があります。大野市の支援制度に加え、福井県の支援制度なども併用可能です。

自治体向け産業用地整備ガイドブックについて

- 産業用地整備において、**市区町村商工部署の担当者が抱える課題**の一つである「**産業用地整備に関するノウハウ不足**」に対応すべく、業務の全体像等を示すガイドブックを今後公開予定。
- 自治体担当者の理解醸成を促すために、**①全体像から学ぶ ②進め方から学ぶ ③制度から学ぶ ④事例から学ぶ** の4つのポイントに分けて構成。

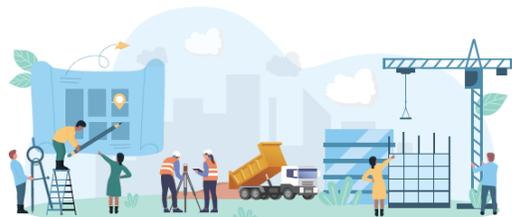
※構成イメージ

	章のテーマ	主な内容
①全体像	はじめに	策定趣旨、本書の主なポイント
	第1章 産業用地整備の全体像	産業用地整備の全体像や主な許認可手続スケジュール
②進め方	第2章 産業用地整備の進め方	事業主体・手法の検討、適地選定から分譲までの詳細解説
	第3章 産業用地整備に必要な土地利用関係の手続	土地利用調整に関する制度概要や検討ポイント
	第4章 産業立地の全体像と進め方	産業用地整備と並行した産業立地推進の全体像とポイント
③制度	第5章 国の支援メニュー	産業用地・インフラ関連メニュー等の紹介
	第6章 関係法令一覧	主な関係法令の紹介（用地取得・造成、建築、環境関連等）
④事例	第7章 産業用地整備事例（12事例）	官民連携、インフラ整備、廃校活用など、テーマに応じた事例紹介

自治体担当者のための

産業用地整備 ガイドブック

～全体像と事例から学ぶ～



デジタル実装を通じた地方活性化

- 政府全体として、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定。
- また、デジタル田園都市国家構想実現会議の下に、デジタルライフライン全国総合整備計画を策定するための会議と、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するための会議を、それぞれ設置。

デジタル田園都市国家構想実現会議

- 趣旨・目的
- 地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進する

- 構成員
- 内閣総理大臣を中心に関係省庁・有識者で構成

報告

報告

デジタルライフライン全国総合整備実現会議

- 趣旨・目的
- 自動運転やドローン等について、「点から線・面へ」「実証から実装へ」の移行を加速させ、デジタルによる恩恵を全国津々浦々に行きわたらせるため、約10年のデジタルライフライン全国総合整備計画を策定する。
 - 官民で集中的に大規模な投資を行い、共通の仕様と規格に準拠したハード・ソフト・ルールのデジタルライフラインを全国的に整備する。

- 構成員
- 経済産業大臣を中心に関係省庁・有識者で構成

地域の公共交通リ・デザイン実現会議

- 趣旨・目的
- 関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の多様な関係者の共創による地域公共交通の「リ・デザイン」や、幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上を促進することにより、地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進する

- 構成員
- 国土交通大臣を中心に関係省庁・有識者で構成

3(3)①. デジ田総合戦略 デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)の全体像

総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる**
 - ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等
- ② 人の流れをつくる**
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ 魅力的な地域をつくる**
 - ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備**
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② デジタル人材の育成・確保**
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③ 誰一人取り残されないための取組**
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等



政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

(政策間連携)

- ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進等

(施策間連携)

- ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援等

(地域間連携)

- ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進等

3(3)②. デジ田総合戦略

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

令和6年度税制改正要望の結果

- 地方と東京圏との転入・転出均衡に向け、**適用期限を2年間延長**（令和8年3月31日まで）するとともに、**女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出**にむけ、制度の対象となる**事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等**を実現。

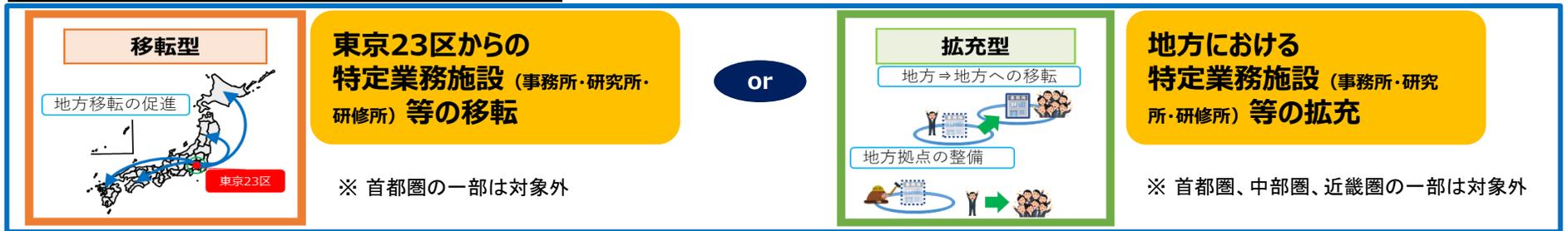
<主な拡充内容>

○税制の対象に、**インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）**や**企業の管理業務（調査企画、経理等）**受託事業等を実施する**事務所***を追加。

※令和6年度税制改正前の制度の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

○事務所・研究所・研修所に加え、**保育施設等の育児関連施設を税制の対象に追加**（地域再生法を改正）。

(参考) 地方拠点強化税制の概要



措置内容	オフィス減税： 建物等の取得価額に対して税額控除等	or	税額控除 7% (移転型) / 4% (拡充型)
		and/or	特別償却 25% (移転型) / 15% (拡充型)
	雇用促進税制： 増加した従業員に対して税額控除		税額控除 最大90万円 (移転型) / 最大30万円 (拡充型) <small>(1人当たり) (3年間で最大170万円)</small>

自動運転やAIの社会実装を加速：「点から線・面へ」「実証から実装へ」 デジタルライフライン全国総合整備計画の概要

- 人口減少が進むなかでもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、約10年のデジタルライフライン全国総合整備計画を策定
- デジタル完結の原則に則り、官民で集中的に大規模な投資を行い、共通の仕様と規格に準拠したハード・ソフト・ルールのデジタルライフラインを整備することで、自動運転やAIのイノベーションを急ぎ社会実装し、人手不足などの社会課題を解決してデジタルとリアルが融合した地域生活圏※の形成に貢献する
※国土形成計画との緊密な連携を図る

デジタルによる社会課題解決・産業発展

人手不足解消による生活必需サービスや機能の維持

人流クライシス

中山間地域では
移動が困難に…

物流クライシス

ドライバー不足で
配送が困難に…

災害激甚化

災害への対応に
時間を要する…

デジタルライフラインの整備

ハード・ソフト・ルールのインフラを整備

ハード

- ✓ 通信インフラ
- ✓ 情報処理基盤等（スマートたこ足）
- ✓ モビリティ・ハブ（ターミナル2.0、コミュニティセンター2.0）等

ソフト

- ✓ 3D地図
- ✓ データ連携システム（ウラノス・エコシステム等）
- ✓ 共通データモデル・識別子（空間ID等）
- ✓ ソフトウェア開発キット 等

ルール

- ✓ 公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定制度
- ✓ データ連携システム利用のモデル規約
- ✓ アジャイルガバナンス（AI時代の事故責任論）等

アーリーハーベストプロジェクト

2024年度からの実装に向けた支援策

ドローン航路

180km以上
【送電線】埼玉県秩父地域
【河川】静岡県浜松市(天竜川水系)

自動運転サービス支援道

100km以上
【高速道路】新東名高速道路駿河湾沼津SA～浜松SA間
【一般道】茨城県日立市（大甕駅周辺）

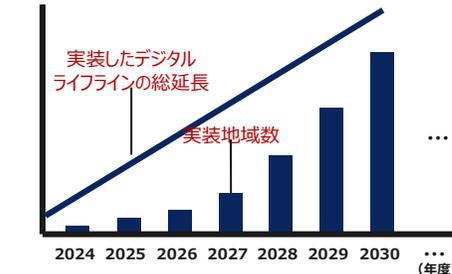
インフラ管理のDX

200km²以上
埼玉県 さいたま市
東京都 八王子市

中長期的な社会実装計画

官民による社会実装に向けた約10カ年の計画を策定

(箇所/距離) 全国展開に向けたKPI・KGI



先行地域（線・面）

国の関連事業の

- 1 集中的な**優先採択**
- 2 長期の**継続支援**
- 3 共通の**仕様と規格**

地域の公共交通の現状や、地域が抱える社会課題は様々であることから、**地域を4つの類型に分けて検討**

A : 交通空白地など
【人口10万人未満の自治体】

B : 地方都市など
【人口10万人以上の自治体】

C : 大都市など
【三大都市圏の政令指定都市】

D : 地域間

現状

- 交通事業者による**サービス提供が困難**
- 過疎化・高齢化が著しく、病院の統廃合・移転、学校の統廃合等により**日常生活の「移動」の問題が深刻化**

- 提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との**重複による需要の分散**
- **将来的に公共交通の持続性が課題**

- 内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問
- 一部の時間帯・エリアでは**供給が不足**

- 広域的機能の連結強化・災害リスクが課題

- **既存の輸送資源の総動員**
 - ・ 自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画
 - ・ 各種施設の送迎車両への住民利用
- **公的関与の強化**



- **地域の公共交通の再評価・徹底活用**
 - ・ 各施設の送迎業務の交通事業者への委託
 - ・ 各施設の送迎輸送の公共交通への集約・一元化



- **デジタルの活用を一層推進**
- **利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量とともに拡充**



- 広域的な公共交通ネットワークとしての**幹線鉄道ネットワークの機能強化**



特に、連携・協働を推進し、移動手段の確保、持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要

● **自家用有償旅客運送制度の徹底的な見直し** (道路運送法78条2号関係)

● **地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用** (道路運送法78条3号関係)

● **デジタル技術等の活用による持続可能性の確保・利便性の向上**

● **地域交通を支えるドライバーの確保**

● **高齢者等の安全で快適な移動手段の充実**

検討の背景・必要性

- 人口減少に伴う病院の統合・移転、学校の統合等のほか、高齢者の免許返納の増加等により、日常生活における「移動」の問題が深刻化
- 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在
- 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界

関係府省庁が連携し、交通のリ・デザインと社会的課題の解決に向け、一体的な検討が必要

地域公共交通の状況

<p><将来の人口増減状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の約半数の地域で人口が5.0%以上減少(2050年) 	<p><路線廃止の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般路線バス：約2万kmの路線が廃止(2008年度→2022年度) ・鉄道：547km、1.7の路線が廃止(2008年度→2022年度) 	<p><ドライバー数の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般路線バス：約12%減少(2019年度→2021年度) ・タクシー：約15%減少(2019年度→2021年度) 	<p><居住地域に対する不安(地方部)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が減少した自動車が行けないと生活できない：約40% ・徒歩圏内のコンビニ、スーパー、病院などの施設が少ない：約30% <p>(※2017年国民意識調査)</p>
---	---	---	---

地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

<h3>A : 交通空白地など</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難 ⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化 	<h3>B : 地方中心都市など</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との重複による需要の分散がみられ、将来的に公共交通の持続性が課題 ⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用 	<h3>C : 大都市など</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問(一部時間帯・エリアでは供給が不足) ⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充 	<h3>D : 地域間</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的機能の連結強化・災害リスクが課題 ⇒ 広域的な公共交通としての幹線鉄道ネットワークの機能強化
<p>連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用有償旅客運送制度の徹底的な見直し(道路運送法78条2号関係) ● デジタル技術等の活用による持続可能性の確保・利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用(道路運送法78条3号関係) ● 地域交通を支えるドライバーの確保 	<p>4月1日より取組開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の安全で快適な移動手段の充実

連携・協働の推進に向けた環境整備

<h3>政府共通指針の策定</h3> <p>政府一体として、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」(仮称)を策定し、全自治体に取組を働きかけ</p>	<h3>各分野の指針・通達の策定</h3> <p>A : 交通空白地など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画 ● 各施設の送迎輸送への住民利用(混乗) <p>B : 地方中心都市など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の送迎輸送の交通事業者への委託 ● 各施設の送迎輸送の公共交通への集約・一元化 	<h3>カタログ化による支援</h3> <p>連携・協働のプロジェクト例について、データ・支援措置を交えてカタログ化</p> <p>連携体制</p> <p>定量的な指標(行政経費/人等)</p> <p>関連支援制度</p>	<h3>法定協議会※のアップデート</h3> <p>多様な関係者が参画し、喫緊の課題へ機動的に対応できる司令塔機能の強化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な関係者の協議会参加 ● マネジメントチーム(自治体と事業者等) ● デジタル活用による運営効率化等 <p>※地域交通法に基づいて設置される協議会</p>	<h3>地域公共交通計画のアップデート</h3> <p>データを活用し、可視化された課題に先手先手で地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「モデル・アーキテクチャ(標準構造)」に基づくシンプルで実効的な計画策定 ● 移動に関わるデータ(人口・施設動向、交通サービス、潜在需要等)の作成・共有・活用等 	<h3>連携・協働施策のアップデート</h3> <p>デジタル技術も活用し、他分野との連携・協働や地域の輸送資源の総動員・最適化へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係者による連携・協働の深化 ● デジタル技術等の活用(自動運転、AIオンデマンド、車両IoT化等) ● モビリティ資源の総動員・最適化(人材、車両、拠点等)等
<h3>都道府県によるサポート(中小市町村との連携・協働)</h3>					
<p>○リ・デザイン(実証運行、新技術等を先導)</p>		<p>○デジタル(データ共有・活用の推進)</p>		<p>○ヒト&プレイス(人材育成、ネットワークの場)</p>	

取組の加速化

多様な分野との連携・協働等による取組を、アップデートされた地域公共交通計画・協議会等のもとで、意欲的・先行的に行う自治体について、関係府省庁による重点的な支援を行う仕組みを検討

⇒ **リ・デザインを主導する地方自治体の取組を促進**

継続的な連携・協働の取組の確保

連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、KPIを位置付けつつ、定期的に進捗状況のフォローアップを実施

<p>KPI (例)</p> <p>目標年次：2027年度 (デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間)</p>
--

- ✓ 他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数
- ✓ 各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数
- ✓ 自家用有償旅客運送に取組む自治体数
- ✓ デジタル技術等の活用にとり組む自治体数

(参考) 背景～ゼブラ企業への注目

- **ゼブラ企業**は、**2017年に4人のアメリカの女性社会起業家が提唱した概念**である。時価総額を重視するユニコーン企業と対比させて、**社会課題解決と経済成長の両立を目指す企業を、白黒模様、群れで行動するゼブラ（シマウマ）にたとえて命名**された。近年、日本でも注目を集めており、**その特性に応じたインパクト投融資が行われて潜在力を発揮することで、地域課題の解決につながる可能性**がある。
- 「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画**」（2023年閣議決定）では、「**地域の中小企業から、地域の社会課題解決の担い手となる企業（ゼブラ企業）を創出し、インパクト投融資を呼び込むため、ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築する**」こととされている。

ゼブラ企業の特徴

- 1 事業成長を通じてより良い社会をつくることを目的としている
- 2 時間、クリエイティブ、コミュニティなど、多様な力を組み合わせる必要がある
- 3 長期的で包摂的な経営姿勢である
- 4 ビジョンが共有され、行動と一貫している

インパクト投資

一定の「**投資収益**」確保を図りつつ、「**社会・環境的効果（インパクト）**」の実現を企図する投資



ローカル・ゼブラ企業とは

- **ローカル・ゼブラ企業**とは、事業を通じて地域課題解決を図り、社会的インパクト（社会に対する良い変化）を創出しながら、収益を確保する企業。
- 今年の3月に策定した基本指針では、ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組む**ローカル・ゼブラ企業**や**地域課題解決事業の重要性**と、**多様な関係者との協業を実現し、必要な資金や人材を確保するための考え方**や、**社会的インパクトの可視化の重要性**をまとめている。
- 社会的インパクトに着目した**インパクト投融資**が広がりつつある中、**ローカル・ゼブラ企業の事業性・成長性**を見出し、**インパクト投融資等を通じて持続的な成長を遂げていくエコシステム**が各地で構築されていくことを目指す。

ローカル・ゼブラ企業の特徴

事業を通じて地域課題解決を図り、収益性を確保・継続

新たな価値創造や技術の活用等による革新的なビジネスを構築

事業意図を明確化

ローカル・ゼブラ企業が事業を進める上でのポイント

金融 ■ 創業、事業の持続的成長のための戦略的な資金調達

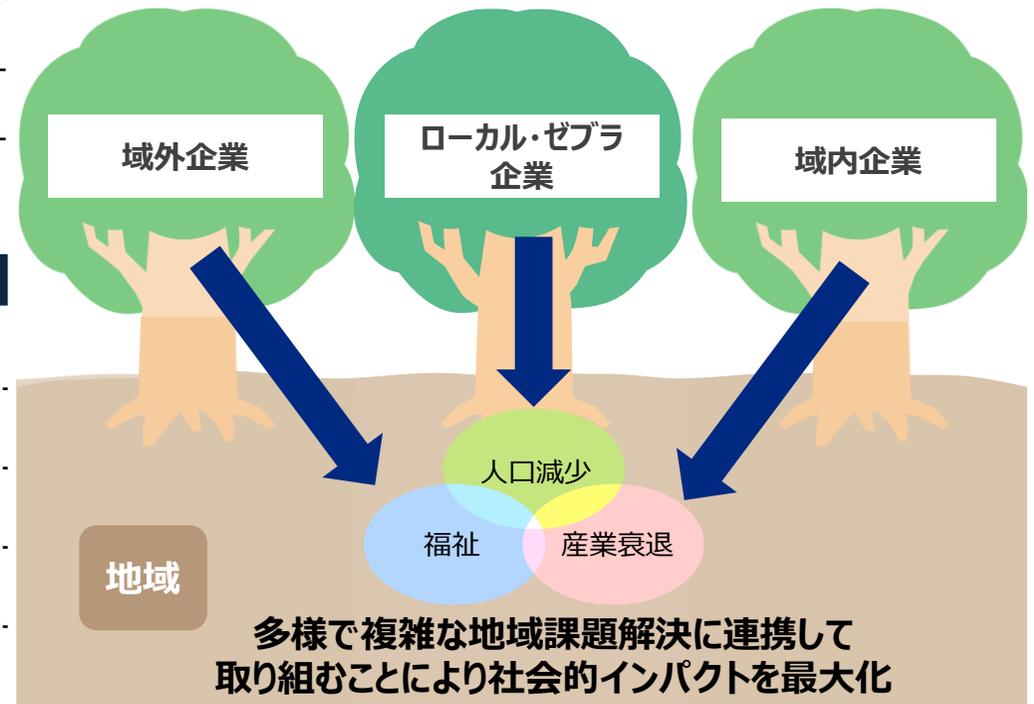
人材 ■ 企業のフェーズに合わせた適切な人材の確保等

事業の可視化 ■ 事業を可視化し、関係者からの信用を獲得し、参加しやすい環境を整える

意思決定プロセス ■ 意図する事業に応じた意思決定体制の構築や資本構成の検討

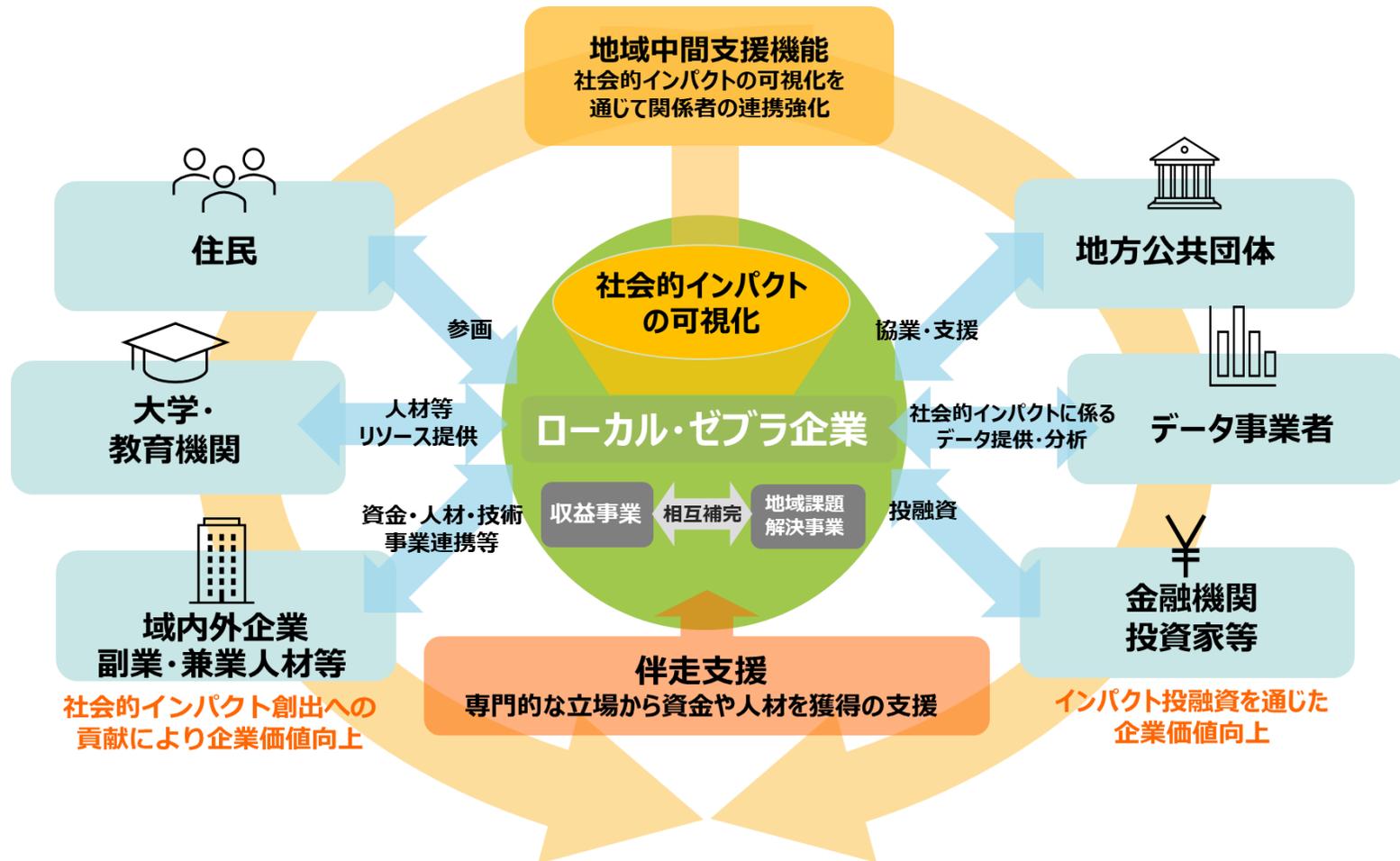
社会的インパクトの可視化 ■ ビジョンと測定可能なインパクトの設定及びその測定

地域課題解決事業のイメージ 多様な主体の協業による事業



ローカル・ゼブラ企業の社会的インパクトを起点とする地域の社会課題解決

- ローカル・ゼブラ企業が、解決したい地域課題や事業を通じて社会に創出したい効果（社会的インパクト）を可視化し、測定・評価することを通じて、共感による資金や人材の流れを作り出す。
- 社会的インパクトを軸とする地域課題解決事業は、中長期的に安定的な収益事業となる可能性が高い。
- このようなエコシステムが全国に広がっていくことにより、地域の包摂的な成長を実現。



ローカル・ゼブラ企業の事例

事例 (株)エーゼログループ (岡山県西粟倉村)

- 過疎化・高齢化が進む林業が主産業の岡山県西粟倉村にて、「百年の森林（もり）構想」に取り組み、林業の6次産業化を進める。
- 林業の高付加価値化を中心に新事業を興し、農林水産業、ジビエの加工・流通、飲食店など幅広い事業を展開。
- 同じ課題を持つ他地域へ展開。

事業概要



事例 GOODGOOD(株) (北海道厚真町)

- 長年放置されていたゴルフ場跡地を活用し、環境に配慮した資源循環型畜産に取り組む。
- 再生可能エネルギーを利用し、国産牧草、自然放牧の環境で飼育された肉を好む富裕層を取り込み、生産から販売まで一環で行うことにより高付加価値化を実現。
- 放牧現場では、DXやIoTの活用により高い生産性。

事業概要

